

令和 8 年

第 2 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 8 年 2 月 27 日
至 令和 8 年 3 月 12 日

飯 舘 村 議 会

令和8年第2回飯館村議会定例会会期日程

(会期14日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	2. 27	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 予算審査特別委員会の設置及び付託 5. 予算審査特別委員の選任
第2日	2. 28	土	休 日		
第3日	3. 1	日	休 日		
第4日	3. 2	月	休 会		議案調査
第5日	3. 3	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	3. 4	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5番）
第7日	3. 5	木	休 会		議案調査
第8日	3. 6	金	予算審査特別委員会	午前9時	令和8年度飯館村一般会計、各特別会計及び各企業会計予算審査（個別説明）
第9日	3. 7	土	休 日		
第10日	3. 8	日	休 日		
第11日	3. 9	月	予算審査特別委員会	午前10時	令和8年度飯館村一般会計、各特別会計及び各企業会計予算審査（総括質疑）
第12日	3. 10	火	予算審査特別委員会	午前10時	令和8年度飯館村一般会計、各特別会計及び各企業会計予算審査（総括質疑）
第13日	3. 11	水	休 会		議案調査
第14日	3. 12	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

令和8年2月27日

令和8年第2回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和8年第2回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和8年2月27日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開会	令和8年2月27日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和8年2月27日 午後 1時41分				
忘（不応） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐藤 勝見	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	高橋 孝雄	○	6	渡邊 計	○
	7	菅野 新一	○	8	佐藤 八郎	○
	9	佐藤 健太	○	10	佐藤 眞弘	○
署名議員	2番 横山 秀人		3番 花井 茂			
職務出席者	事務局長 志賀 春美		書記 糯田 文也		書記 藤井 慎悟	
地方自治法の 第121条のた めのたため 説明した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉岡 誠	○	副 村 長	中川 喜昭	○
	総務課長	村山 宏行	○	村 推 進 課 長	佐藤 正幸	○
	住民課長兼 会計管理者	荒 真一郎	○	健康福祉課長	今野 智和	○
	産業振興課長	松下 貴雄	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教 育 長	高橋 澄子	午前△ 午後○	教 育 課 長	三瓶 真	○
	生涯学習課長	山田 敬行	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松下 貴雄	○
	選挙管理委員会 書記長	村山 宏行	○	農 業 委 員 会 会 長	原田 直志	△
代表監査委員	松田 敏行	△	選 挙 管 理 委 員 会 長	伊東 利	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和8年2月27日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 予算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 予算審査特別委員の選任

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤眞弘君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤眞弘君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤眞弘君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件12件、条例案件5件、その他案件7件、計24件であります。

次に、閉会中の特別委員会の状況であります。1月29日に広報編集特別委員会が開催されております。

次に、議会運営委員会が、2月19日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は5名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から令和8年1月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤眞弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって2番 横山秀人君、3番 花井 茂君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤眞弘君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月12日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月12日までの14日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤眞弘君） 日程第3、村長提出の議案第3号から議案第26号を一括して、村長の提

案理由の説明並びに令和8年度の所信表明を求めます。

村長(杉岡 誠君) 本日ここに令和8年第2回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、令和8年度村政運営の所信と、12月議会定例会以降の村政の主な動きについて申し上げます。

まず、令和8年度当初予算についてです。令和7年度をもって国が定める第2期復興・創生期間が終了し、令和8年度より新たに第3期復興・創生期間が始まります。このことから、令和8年度当初予算の編成に当たっては、昨年度に引き続き、復興・創生期以降も継続する事業、民間活力や新たな担い手に移行する事業、縮小・廃止していく事業など、将来予測を踏まえた事業の組立てに注視し、方向を示す予算の検討を行いました。

また、令和8年度は第3期復興・創生期間のスタートの年であるとともに、飯館村第7次総合振興計画のスタート、そして飯館村立村70周年という節目の年であります。村が進めてきた復興・創生事業を着実に推進しつつ、新たな時代に向けたなりわい創出と産業基盤の充実をさらに進めていく重要な年であります。

予算の編成に当たっては、第7次総合振興計画に掲げる「美しく、清らかな、ふるさとといったて」の将来像に向け、人口増加策、ゼロカーボン、DXの3つの共通重点事項に基づき、1、なりわい、2、健康、3、教育、4、生活の4つの施策区分にそれぞれ基本施策を掲げ、事業の組立てを行っております。これらの重点項目と基本施策は、令和8年度を初年度とし、10年間の第7次総合振興計画の計画期間中、一貫して取り組む方針です。

詳細については、予定される予算審査特別委員会でご説明いたしますので、慎重なるご審議を賜りますようお願いいたします。

それでは、12月議会定例会以降の村政の主な動きについて報告いたします。

初めに、総務課関係です。

去る1月4日、飯館村交流センターふれ愛館で令和8年飯館村消防出初式が開催され、団員ほか関係者95名が参加いたしました。交流センター駐車場で観覧式の後、続いて同館ホールで式が行われる中、川村 仁団長から、新年に当たり、心を新たに村民の安心・安全の確保に努めていただきたいとの訓示があり、団員は村民の生命と財産を守る決意を新たにしておりました。

次に、2月7日に、第4回行政区長・副区長会議を宿泊体験館きこりで開催いたしました。会議では、各課長から主な事業の内容や進捗状況の説明があり、区長・副区長からは事業等に対する質問や要望などが寄せられました。なお、いただいたご要望等については、実現可能なものから速やかに対応してまいります。

次に、村づくり推進課関係です。

初めに、産業団地整備についてです。まず、深谷地区産業団地整備旧飯館校等解体工事1期工事の進捗についてですが、予定していた全ての建物の解体が完了し、2月末現在までに90%を超える進捗となっており、計画どおりに進んでいる状況です。また、昨年度より繰り越して実施しております小宮地区産業団地造成工事についても、現在進捗率80%となっており、3月末の竣工に向けて進めているところです。

次に、第7次総合振興計画についてです。12月定例会において議決いただきました飯館村第7次総合振興計画については、現在、3月末の全戸配布に向けた概要版の作成を進めているところです。

次に、企業誘致についてです。去る1月20日に東京都大手町で開催された福島イノベーション・コースト構想推進機構主催による企業立地セミナーに参加し、大手企業やベンチャー企業など20社を超える方々と意見交換を行ってきました。立地に向けて前向きな意見のほか、村までのアクセスや従業員確保についての問合せがありました。このほか、福島市で開催されたふくしま産業交流フェアや、大熊町で開催された福島テック・クリエイトにブースで出展することにより、県内外に立地している企業やベンチャー企業、スタートアップ企業との情報交換を通じ、企業同士の連携や飯館村への企業誘致のための活動を積極的に行っているところです。

次に、移住関係についてです。村内での住居確保のための取組の一環として、災害公営住宅の目的外使用について、内閣府に対し9月に地域再生計画の認定申請をしておりましたが、11月27日付で認定されました。これにより、飯野町団地と大師堂住宅団地の一部について、震災時に村民でなかった方であっても、村内の事業所に勤務しているなどの要件を満たせば、入居することができるようになります。現在4月から入居可能になるよう、建設課において準備を進めているところです。

次に、住民課関係です。

初めに、令和7年分の所得申告相談についてです。2月16日から3月16日までの日程で、例年どおりビレッジハウスを会場に受付をしております。

次に、村民の帰還状況です。2月1日現在の帰還者は631世帯、1,169人で、帰還率は約27%となっております。これに転入者282人といたってホームの入所者等を合わせ、村内の居住者は819世帯、1,507人となっております。

次に、避難を継続している方の状況です。県外に139人、県内は福島市に1,772人、南相馬市に251人、伊達市に226人、川俣町に193人、相馬市に106人など合わせて2,689人となっております。

次に、ふるさと帰還通行カードです。原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置の期限は、令和8年3月31日となっております。今後、国より新たな内容が公表され次第、改めてお知らせいたします。

次に、健康福祉課関係です。

初めに、新型コロナウイルス予防接種関係についてです。昨年度同様に重症化しやすい65歳以上の方等を対象に、自己負担なしで接種できる定期接種を村のお知らせ版等でご案内の上で助成しており、3月末までが助成期間となります。また、帯状疱疹の予防接種について定期接種と任意接種をご案内しており、定期接種は65歳以上から5歳刻みの方に、個別通知により自己負担なしで接種いただいております。任意接種については、50歳以上の方で定期接種の方以外を対象として、接種費用の一部を助成しております。現在まで新型コロナウイルス及びインフルエンザ等について、村内での大きな流行は見られておりませんが、村としては引き続き感染症の重症化流行を防ぐために、予防接種の勧奨に努めて

まいります。

次に、100歳賀寿についてです。去る12月30日に八木沢・芦原行政区の佐藤ヨシノさんが満100歳を迎えられました。村からは褒状とお祝い金を、県からの褒状等は村から代理で送らせていただきました。また、社会福祉協議会及び老人クラブ連合会からも褒状等が送られました。飯舘村では今年度4人目で、これまででは54人目の100歳到達者となります。さらなるご長寿をお祈りするものです。

次に、村の次世代を担う子供たちと子育て世帯を力強く支援する飯舘村独自の施策、飯舘村赤ちゃん誕生祝金と子育て応援支援金についてです。まず、赤ちゃん誕生祝金については、今年度6名に、1人当たり20万円を支給しております。年度内に出産を予定している世帯もごさいますので、引き続き支援してまいります。また、子育て応援支援金については、去る1月15日に令和8年度に予定される小学校入学児童17名、中学校入学生徒及び希望の里学園7年生進級生徒28名、高等学校入学生徒24名の合計69名に総額930万円を支給しております。

次に、産業振興課関係です。

初めに、農政関係です。

まず、あぶくまもち関係についてです。昨年、食用に収穫された約111トンのあぶくまもちのうち、ほぼ全量が株式会社セブンイレブンジャパンご協力の下、今年はおこわとして加工され、村内ほか中通りを中心にセブンイレブン各店舗で販売される予定です。村としては、来年度以降もさらに生産量の増加を目指し、村の特産品としてのあぶくまもち生産を進めてまいります。

次に、意欲ある担い手に農地を集積する農地中間管理事業についてです。今年度実績は、2月末現在で12行政区で360ヘクタールの集積となりました。これにより全体の集積面積は、16行政区で875ヘクタールとなります。なお、本制度に係る集積協力金の加算措置については、来年も制度が延長される予定ですので、引き続き有利な条件で集積ができるよう地権者、担い手、行政区と協議を進めてまいります。

次に、鳥獣被害対策です。村鳥獣被害対策実施隊により、2月1日現在でイノシシ156頭、猿182匹、そのほか434匹を捕獲しております。有害鳥獣の捕獲頭数につきましては、鳥獣被害対策実施隊の増員に加え、大型箱わなによる猿駆除プロジェクトも効果を見せており、全体的に捕獲数は増加しております。今後も、引き続き獣害による被害が拡大しないよう、関係機関とも協力して対策を行ってまいります。

次に、森林再生についてです。林業の活性化を図るため、間伐等の森林整備とその実施のための放射性物質対策を行うふくしま森林再生事業につきましては、今年度1月末現在では、深谷地区を中心に約86ヘクタールの事業を発注しております。あわせて、広葉樹林の再生を目的とした広葉樹林再生事業では、蕨平地区等において約12ヘクタールの事業を発注しております。今後も、村の森林再生に向け事業を進めてまいります。

次に、商工観光関係です。

まず、物価高騰に対する家計への支援及び地域経済の活性化を目的とした飯舘村生活応援商品券についてですが、飯舘村商工会に委託し、プレミアムつきのいいたてほのぼの商

品券を本年1月31日より販売開始いたしております。プレミアムつき商品券は5,000円で8,000円分の商品券を購入でき、村民1人当たり7セット、村の事業所に勤務されている方やふるさと住民登録者は3セットを上限として購入可能です。本年2月25日現在、8,687冊をご購入いただいているところです。利用期間を本年9月末までとしており、引き続き事業を進めてまいります。

次に、宿泊体験館きこり及び農業研修館きらりです。昨年4月から本年1月末までのきこりの全体利用者数は1万1,496人で、このうち宿泊利用者数は2,141人、入浴利用者数は6,985人、岩盤浴イオラ利用者数は2,370人です。また、軽食を提供しているやまぼうしの利用者数は、1月末までに2,268人となっております。

このほか、昨年11月1日から再開した宿泊者や団体客への飲食サービスについては、村内村外を問わず幅広いお客様にご利用いただいております。特に団体での利用件数は本年1月末までで48件、873人となっております。さらに、きらりの宿泊利用者数は1,019人で、このうち農業研修によるものは318人でありました。今後もきこりやきらりの利用拡大につながるよう広く周知するほか、村内のイベントとも連携した情報発信を行ってまいります。

次に、村民の森あいの沢についてです。昨年4月から12月末までに3,181人の利用がありました。きこり、きらり、あいの沢、それぞれご利用いただいた多くの皆様方に、また利用したいとの声をいただいておりますので、今後も村の観光交流の拠点として村内外にPRをし、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、いいたて村の道の駅までい館の状況です。昨年4月から1月末現在までのレジ客数は、までい館が12万901人、セブンイレブンが17万3,551人となっております。

次に、ふかや風の子広場の利用状況についてですが、昨年4月から1月末までに5,290人のご来場をいただいております。また、ドッグランのびのびについても、昨年4月から1月末までに688件、795頭のご利用をいただいております。どちらの施設も大変ご好評をいただいておりますので、今後も道の駅とともに村の復興拠点として地域活性化を図るとともに、村内外に広くPRし情報発信に努めてまいります。

次に、建設課関係です。

まず、建設管理係です。

まず、村営住宅については、草野大谷地地内に移住定住促進住宅建設工事、いわゆる再生賃貸住宅の工事を進めており、3月末までに10戸が完成する見込みとなっております。現在、既に2件の入居申込みがあり、4月からの入居開始に向けて手続を進めているところです。村内における村営住宅の入居状況については、入居可能戸数111戸に対して98戸、146人が入居しており、65歳以上の割合が約40%となっております。引き続き、適正な住宅管理に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業については、草野地区の股田川を横断している水管橋について、さびが進行して鉄部が一部腐食しているため、管体塗装の塗り替え工事を施工しており、2月末に完了する予定です。引き続き、生活排水の適正処理に努めてまいります。

次に、土木係です。

村道の除雪については、1月12日に積雪の多かった地区について除雪を実施してまいり

ました。引き続き、冬期間の交通の安全確保に努めてまいります。

次に、村で管理している17本の普通河川、延長18.3キロメートルにつきましては、昨年末に除草作業が完了しております。また、村道舗装機能回復工事ですが、長泥地区の4路線、延長248メートルにおいて、昨年末に工事が完了しております。

次に、農業基盤再生係です。

まず、農業基盤整備促進事業の用排水路整備につきましては、令和7年度より機能診断を進めております。用排水路の機能診断につきましては、令和8年度末までにおおむね完了予定となっております。

次に、暗渠排水整備につきましては、令和7年度より機能診断を進め、昨年11月に完了し、全ての暗渠排水について更新が必要との結果となりました。

次に、ため池における放射性物質対策工事につきましては、令和7年度は4か所のため池において工事を行い完了しております。

次に、ため池の補修工事につきましても、令和7年度は5か所のため池について工事を行い完了しております。

次に、教育委員会関係です。

初めに、福島県知事の村訪問についてです。去る2月12日に内堀雅雄福島県知事が村を訪問され、いいたて希望の里学園並びにまでの里のこども園をご視察いただきました。知事は、いいたて希望の里学園の校内を回って子供たちの学習の様子を視察され、また、までの里のこども園の様子を外からご覧いただきました。短時間ではありましたが、本村の幼保小中一貫の教育環境、また、飯舘村ならではの特色ある教育について理解を深めていただいたものと考えております。

次に、令和7年度こども議会についてです。去る2月18日にいいたて希望の里学園の5年生、6年生によるこども議会が、この議場で開催されました。こども議会は第1部が一般質問、第2部がいいたて学の成果発表の二部形式で行われ、第1部の一般質問では、村の生活環境や産業、教育など様々な分野に対し、子供たちならではの視点で多様な質問や要望が出されました。また、第2部のいいたて学の成果発表では、1年間の学びの成果について映像などを用いて発表されました。子供たちは体験を通して議会の仕組みを学び、社会科の知識や理解を深めると同時に、飯舘村について深く考える機会となったものと思われまます。村としましても引き続き、地域に根差した子供たちの学びを支援してまいります。

次に、総合教育会議についてです。去る2月26日に令和7年度第1回総合教育会議を開催いたしました。会議では、飯舘村教育大綱をはじめ、特色ある教育や特別支援学級の教育についてなど、各教育委員から様々なご意見をいただき、今後の教育方針等について議論をさせていただきました。いただいたご意見については今後の教育行政に生かしてまいります。

次に、までの里のこども園の表彰についてです。このたび、福島県教育委員会が主催する令和7年度ふくしまっ子健康マネジメントプラン事業食育推進優秀校表彰において、までの里のこども園が優良賞に選ばれました。子供の食べたい、食べてみるの意欲を育

む食育の取組が認められたもので、子供たちが育てた野菜などを実際に自分たちで調理して食べるなど、体験を重視した食育の取組が高い評価を得ました。受賞に当たり、子供たちをご指導いただいた園長先生はじめ関係の方々の取組に敬意を表しますとともに、今後このことを広報などで広く村民にお知らせしてまいります。

次に、生涯学習課関係です。

1月11日、交流センターふれ愛館で二十歳の成人式を挙行了しました。本年の対象者の多くは、幼稚園年中時に東日本大震災を経験し、川俣町の仮設校舎で6年間の小学校生活を送り、避難指示解除後は村内で再開した飯館中学校に入学、そして中学校3年生時には義務教育学校いいたて希望の里学園が開校して、初めての卒業生となられた方々です。誰も経験したことがない村外と村内の両方の義務教育課程の学校生活を送り、二十歳を迎えて式に出席した16名は、多くの苦難や困難を乗り越えながらも立派に成長した姿を見せてくれました。式終了後、6年ぶりに記念パーティーを行うなど久しぶりの再会を喜びながら、出席した8名の恩師の方々から震災当時のエピソードや未来へ向けた応援メッセージをいただきました。

次に、2月11日には、スキー・スノーボード交流会をあだたら高原スキー場で開催いたしました。ご家族やグループなど24人が参加し、スノースポーツを通して交流を深めました。

また、2月15日には交流センターふれ愛館を会場に、飯館村芸能発表祭を約300人のご来場の下、開催いたしました。個人を含む10団体が出演しての伝統芸の歌や踊り、音楽など日頃の活動や練習の成果を披露していただき、多彩でユーモアのある演芸は参加者を大いに楽しませてくれました。

次に、令和8年度の各課の主要施策についてご説明申し上げます。

まず、総務課関係です。

毎年のように各種災害に見舞われる近年の状況を鑑み、地域防災計画、国土強靱化計画等の実効性ある施行に努めてまいります。また、地域防災を担う地域自主防災組織について引き続き協議を進めるとともに、消防団の人員不足に対応するため、消防団経験者のご協力をいただく組織体制の構築に努めてまいります。また、村内事業所の協力により、火災など有事の際に初期対応を担う企業消防組織について拡大を図るべく、事業所との協議を進めてまいります。

次に、財政関係ですが、第3期復興・創生期間の初年度、村第7次総合振興計画のスタート初年度となることから、予定されている事業に精力的に取り組むとともに、各種事業や財政状況を見据えて、精度の高い財源の担保及び確保に努め、効果のある予算の執行を図ってまいります。また、将来にわたって長期的に対応できる骨太の財政力が確保できるよう、経常経費の節減等に注力し、引き続き規律ある財政運営に努めてまいります。

次に、村づくり推進課関係です。

初めに、村の交流・移住・定住対策についてです。交流・移住・定住に係る窓口業務については引き続き外部委託により進め、までいな家と道の駅での相談業務を継続することにより、村への移住を検討している方が気軽に相談できる環境を構築し、県内外からの交

流人口の増加をはじめとして、移住を希望される方への適切な案内などを継続することで、定住人口のさらなる増加を図ってまいります。

次に、地域おこし協力隊についてです。現在、従来のフリーミッション型の地域おこし協力隊3名に加え、企業雇用型地域おこし協力隊についても、6事業者で10名の方が村内で活躍されております。令和8年度は、新たにフリーミッション型2名及び企業雇用型5名のほか、新たに特定業務を課したミッション型などの募集を予定しており、全体で27名の協力隊の活動を見込んでおります。

次に、深谷地区産業団地整備についてです。昨年度に引き続き、解体工事を進めるとともに、令和8年度より敷地造成、水道施設道路供用の各工事に着手することとしております。今後、産業団地整備の早期完了を目指しながらも、並行して積極的に企業誘致活動に取り組み、村内における雇用の創出及び村内の居住人口、なりわい人口の増加を目指してまいります。

次に、住民課関係です。

初めに、村税収納対策についてです。原発事故による避難指示を受けた本村においては、避難指示の解除時期により段階的に課税を再開している税目があるほか、一部の税目では被災地特例の減免制度が継続されているため、今後も法令及び条例等に基づき、適正な課税事務を進めてまいります。また、震災以降本村でも減免が続いておりました国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の課税賦課が、令和8年度より見直される国の方針であり、口座振替や電子納付による納税方法も含め、引き続き周知を行ってまいります。

次に、マイナンバーカードについてです。既に、保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行しておりますが、保険証をお持ちでない方への資格確認書交付など、村民の皆様が今までどおり医療機関を受診できるよう周知を図るとともに、引き続きマイナンバーカードの各種手続及び更新等にも対応してまいります。

次に、交通安全防犯対策についてです。防犯カメラによる監視のほか、南相馬警察署及び防犯指導隊、さらには村内事業所等との連携を図りながら、村内の交通事故防止及び防犯対策を続けてまいります。

次に、ごみ処理対策です。一般廃棄物については、引き続き南相馬市のクリーン原町センターへ焼却処理を委託する予定となっております。村民の皆様には、ごみの分別や減量化にご協力いただくとともに、村といたしましても県と連携を図り、不法投棄防止に努めてまいります。

次に、健康福祉課関係です。

今日、医療と介護は村民が暮らしていく上で欠かせないものであり、ふるさとの再生と発展の一環として構築してまいりたいと考えております。

まず、医療関係等についてです。いいたてクリニックでの診療に加え、在宅での診療が受けられる体制を継続するため、医師及びクリニック、訪問看護ステーションが連携し、村民の安心につなげてまいります。また、16歳以上の村民に健診受診を勧奨し、まずはより多くの村民に健診を受診いただくことが大切です。その健診結果に基づき、個々の状態

に応じた保健指導や運動教室等の健康づくり事業につなげることで、健康寿命の延伸を図ります。あわせて、村民の生活状況と健康状態を把握するため、村社会福祉協議会与連携した訪問活動を継続し、老人クラブ連合会や地域サロン、村内外のお茶会等での健康教室の開催や、生活習慣病対策のための栄養指導、健康づくり事業等の拡充を図ります。

次に、介護関係についてです。在宅介護サービスを村内で受けられるよう、村外事業者に対する在宅サービス提供加算や、村外のデイサービス等を利用される方に対して施設までの送迎を行う村外介護サービス等送迎事業、村内高齢者が集い交流できるサポートセンターつなごっぺを実施してまいります。また、村内の各施設や村内外への買物、交通支援を行う生活ワゴン運行事業も高齢者施策として重要であるため、継続してまいります。

次に、産業振興課関係です。

初めに、農政関係です。これまで、村は農地の管理を担い手等に任せたいという農家の意向を踏まえながら、農地中間管理機構を活用した農地利用集積を進め、令和元年度から令和7年度までに16の行政区で875ヘクタールの農地利用集積を実現しました。令和8年度についても、地権者、担い手、行政区と丁寧な相談、説明を重ね、集積面積の拡大を図ってまいります。また、各農家に対しては、水稻の病虫害防除支援をはじめ、栽培、生産技術等の研修や省力化・効率化のための先進技術導入、担い手確保、次世代育成のための取組など営農面積拡大のため、村独自の補助制度のほか、国県等の各種事業を活用して支援を行ってまいります。なお、福島県営農再開支援事業は、多くのメニューについて令和8年度も継続予定となっておりますので、農用地の反転耕や均平化作業、さらには電気牧柵等の設置や堆肥の配布等の事業をできるだけ有効に活用し、営農のための環境づくりを進めてまいります。

次に、畜産関係です。令和8年度も継続して和牛遺伝子評価支援事業を実施し、遺伝子評価による優良個体を判別する仕組みを利用する農家に対し支援をしてまいります。また、優良個体選抜の確実性を上げ、繁殖肥育の効率化につなげることで、経営の安定と牛の品質向上を図るとともに、肥育素牛導入や優良雌牛導入の支援を行い、飯舘牛ブランド再生・新生に向けた取組を進めてまいります。また、資材、飼料の高騰対策については、国県の動向を注視しながら、JAふくしま未来、相馬和牛改良組合など畜産農家で作る組織からの声などを踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、森林関係です。平成29年度から取り組んでおりますふくしま森林再生事業では、森林整備面積を令和7年度と同等の約100ヘクタール規模での実施を目標に、里山の再生、林業の活性化を図ってまいります。

次に、除染、放射線対策関係です。環境省が実施する除染につきましては、令和8年度は長泥地区内で1か所実施する予定です。また、除染に対する住民からの問合せについては、引き続き線量測定と必要に応じてのフォローアップ除染等の対応を実施することを、国との協議で確約を得ておりますので、その都度必要な対応を求めてまいります。さらに、放射線への不安に対しては引き続き個人線量計の貸出しを行い、国と連携して専門家による定期的な読み取りと説明・相談を実施するほか、食品等の安心安全を目的とした食品放射線検査についても、行政区との連携を図りながら実施するなど、総合的に取り組んでま

います。

次に、仮々置場から中間貯蔵施設等への搬出についてです。環境省によりますと、令和6年度中に通常除染に係るものは全て搬出済みであり、令和7年度はため池の放射性物質対策で出た廃棄物1万4,258立方メートルを搬出し、令和8年度は1万9,000立方メートルの輸送を計画しているとのこととあります。その後の除染廃棄物等が排出された仮々置場等の農用地については、地権者等と協議の上、原状回復工事を実施して引渡しを円滑に行うよう引き続き国に求めてまいります。

次に、鳥獣被害対策についてです。令和8年度も鳥獣被害対策実施隊を組織し、対策を推進してまいります。特に、令和3年度より発足した猿駆除プロジェクトチームによる対策も引き続き実施し、猿駆除に力を入れてまいります。また、有害鳥獣減容化施設を活用し、捕獲した鳥獣の適正処分を行ってまいります。

次に、商工観光関係です。

初めに、物価高騰に対する家計への支援及び地域経済の活性化を目的として、令和7年度から事業を実施している飯館村生活応援商品券について、令和8年度も継続して事業を進めてまいります。

次に、村内のお買物環境の充実に向けた取組として、公設民営型で誘致したハシドラッグ飯館店への運営支援を継続して進めてまいります。このほか、商工業者の事業再開及び帰還促進を図ることを目的とした事業再開・帰還促進事業交付金を活用して、各種イベントを開催し、村内のにぎわいを創出するとともに、村内商工業の活性化を図ってまいります。

次に、宿泊体験館きこりについては、農業研修館きらりや村民の森あいの沢と連携し、村の観光の拠点として、また地域活性化の拠点として利用してまいります。

次に、建設課関係です。

まず、村営住宅等関係です。移住定住促進住宅、いわゆる再生賃貸住宅10戸が新たに加わり、村内第8団地121戸と飯野団地の23戸について引き続き適正な管理運営を行い、入居者の安心安全な住宅環境の確保に努めてまいります。

次に、村道、河川の維持管理計画です。国県道及び県管理の2級河川の草刈りについては、県の道路除草委託事業及び河川除草委託事業を活用し、住民参加型にて草刈りを進めてまいります。また、村道の生活道路及び村管理の普通河川の草刈りについては、復興庁の帰還再生加速事業を活用し、事業者による草刈りを進めてまいります。また、村道点検や側溝の土砂上げ、支障木伐採も併せて進めてまいります。

次に、住民参加型による村道除草事業です。令和8年度の事業実施に向けて、復興局と必要な協議を進めてまいります。

次に、村道舗装機能回復工事についてです。小宮蔵平線を含む4路線、延長4.7キロメートルについて機能回復工事を進めてまいります。また、小宮産業団地整備に伴う村道冬住1号線の一部改良工事を進めてまいります。このほか、長泥地区において帰還再生生活道路整備事業、いわゆる昇口舗装について引き続き進めてまいります。

次に、農業施設整備関係です。農業基盤整備促進事業の用排水路整備につきましては、

機能診断の結果に基づき、営農に支障のある箇所は修繕や更新を進めてまいります。暗渠排水工事についても順次工事を進めてまいります。

次に、ため池対策です。2か所のため池の放射性物質対策及び1か所のため池の補修工事を進めてまいります。営農再開が加速するよう、各事業とも推進してまいります。

次に、教育課関係です。

初めに、令和8年度の就園就学見込み数です。までの里のこども園は5歳児11名の修了生ほか年度内退園予定1名に対し、新入園児の予定は2名であり、現在より10名減の22名となる見込みです。いいたて希望の里学園は卒業生11名に対し、新入生12名の入学予定であり、現在より1名増の78名の見込みです。したがって、園児、児童生徒の合計人数は、令和7年度の109名より9名減の100名となる見込みです。こうした状況を踏まえ、令和8年度の村の教育推進に当たりましては、教育大綱及び飯館村教育委員会学校教育ブランドデザインの実現に向け、取組を進めてまいります。

次に、開園から9年目を迎える幼保連携型認定こども園までの里のこども園であります。0歳から2歳までの未満児、3歳児から5歳児の以上児、それぞれの発達段階に応じたきめ細やかで温かな保育及び教育に努めてまいります。特に、幼児期からの英語活動や、心に潤いと言葉の広がり求めた本に親しむ取組などの特色ある保育、教育を行ってまいります。

次に、令和2年4月の開校から7年目を迎えます義務教育学校いいたて希望の里学園では、9年間を通じた系統的な学習、独自教科のいいたて学によるふるさと学習、教科担任による授業、後期課程数学科への習熟度別学習、英語専門教室の設置など今年度に引き続き、義務教育学校のメリットを生かした本校の学校ならではの取組を実践してまいります。特に、ICT機器を活用した教育の充実や、外部の講師や団体招聘による広い視点での学びや体験的、交流的な学習の機会を積極的に設けることを継続し、さらに安心安全な学校生活の提供を維持してまいります。また、これまで以上に、までの里のこども園並びにいいたて希望の里学園の活動について、魅力ある情報として発信することを一層注力し、村への関心を高め、多くの保護者が村のこども園、学園にお子さんを通わせたいと希望していただけるよう努めてまいります。ほかにも、までの里のこども園、いいたて希望の里学園において15年間を通じて目指す子供の姿を共有しつつ、0歳から15歳まで一貫した教育を目指す本村においては、保育士、幼稚園教諭、小・中学校教諭の連携を密にした教育課程の編成や、合同行事の実施により一体感の醸成を図るとともに、地域との関わりを深めたふるさと教育を定着させてまいります。

次に、生涯学習課関係です。

初めに、希望の里学園後期課程の生徒を対象として、英語力の向上や国際感覚を養うことを目的に、語学研修WAKUWAKU Eツアー事業を夏休み期間に実施してまいります。研修先はオーストラリアで、現地の学校での授業や施設との交流、ホームステイ等を行う予定です。

また、村の貴重な財産であります文化財や民具の保存、収蔵、展示を行うため、多目的集会所を修繕してまいります。

スポーツ振興では、安全な施設利用に向けた野球場施設改修の検討を進めながら、スポーツ公園及びパークゴルフ場の利活用を図り、行政区対抗の村民スポーツ大会、ナイター駅伝、各種スポーツ教室等の開催による交流促進に加えて、村民の健康増進や健康寿命を延ばす取組等を進めてまいります。

このほか、読書活動推進、自主文化事業、学校支援ボランティア、文化財保護、総合文化展、文化祭、成人式、芸能発表祭等の様々な社会教育事業を通じて、生きがいづくり、交流の場の創出、ふるさと資源の活用、文化の振興等に努めてまいります。

以上が、令和8年度の各課の主要施策です。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案第3号は、令和7年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）です。既定予算総額から9億8,031万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を113億9,732万5,000円としました。歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に4,505万円の増。選挙費から1,531万8,000円の減。民生費の社会福祉費に1,603万8,000円の増。児童福祉費から5,753万3,000円の減。衛生費の保健衛生費から1,448万5,000円の減。農林水産費の農業費から9億1,242万1,000円の減。林業費から5,599万4,000円の減。商工費の商工費から4億4,373万4,000円の減。土木費の道路橋梁費から4,857万1,000円の減。教育費の教育総務費に7,023万1,000円の増。義務教育学校費から1,654万8,000円の減。保健体育費に4億8,996万9,000円の増などを計上しました。歳入では、この補正に伴う財源の調整を行っております。あわせて、繰越明許費と債務負担行為の補正、地方債に係る補正を行っております。

議案第4号から第8号までは、各特別会計の年度整理及び2つの企業会計に係る年度整理に伴う補正予算です。

議案第9号は、令和8年度飯舘村一般会計予算です。令和8年度一般会計当初予算は、歳入歳出の総額を160億1,500万円としました。これは令和7年度当初予算と比較すると43.6%の増。金額にして48億6,000万円の増となります。この予算は過去2番目に大きい規模で、8年連続での100億円を超える予算となります。新たに策定された村第7次総合振興計画に基づき、美わしく、清らかなふるさと飯舘の将来像に向け、人口増加策、ゼロカーボン、DXの3つの共通重点事項を定めるとともに、4つの政策区分により事業の組立てを行っておりますので、それぞれの分野ごとに、令和8年度の重点事業について申し上げます。

基本分野なりわいの、豊かな産業と新たな交流が生まれる村では、1、深谷地区産業団地整備事業に40億6,848万1,000円。2、交流・移住・定住等促進支援業務に8,536万6,000円。3、福島県営農再開支援事業に4億2,781万5,000円。4、被災地域農業復興総合支援事業に9億2,302万4,000円。5、未来へつなぐ農業支援事業に3,969万円。6、農地中間管理事業に5,412万6,000円。7、中山間地域等直接支払事業に9,899万8,000円。8、多面的機能支払交付金事業に5,733万1,000円。9、いいたて魅力向上・発信事業に4,690万円。10、鳥獣被害対策事業に3,813万7,000円。11、ふくしま森林再生事業に4億5,934万円。12、林業専用道整備事業に1億3,000万円。13、営農再開支援水利施設等保全事業に1億3,926万3,000円。14、農業水利施設等保全再生事業に2億2,241万7,000円。15、農業基盤

整備促進事業に4億4,813万5,000円です。

次に、基本分野健康の、一人ひとりが輝き支え合う村では、1、放射線相談支援業務に1,663万2,000円。2、総合健診事業に3,884万8,000円。3、予防接種事業に5,337万1,000円。4、サポートセンター運営事業に5,000万円。5、敬老会事業に713万7,000円。6、村外介護サービス送迎事業に6,132万8,000円。7、子育て応援支援金事業に1,290万円。8、子育て支援センター運営事業に311万円です。

基本分野教育の、学びと文化で未来を拓く村では、1、英語活動支援業務に587万4,000円。2、12市町村教育復興推進事業補助金に240万円。3、特色ある学校づくり補助金に150万円。4、希望の里WAKUWAKU Eツアーに2,212万円。5、パークゴルフ場維持管理事業に1,674万3,000円。6、スポーツ施設整備事業に1,391万9,000円。7、多目的集会所修繕工事に2,097万7,000円です。

基本分野生活の、ともにつくる安心で安らぎが続く村では、1、地域防災計画等改定業務に767万8,000円。2、防火水槽整備事業4,076万5,000円。3、みがきあげよう！ふるさと補助金に1,922万2,000円。4、までいな心の復興事業に1,350万円。5、地域おこし協力隊人材確保事業に1億2,833万3,000円。6、ふるさと納税推進事業に1,220万9,000円。7、防犯カメラ管理運営事業に4,458万5,000円。8、被災者支援総合交付金生活支援ワゴンに962万5,000円。9、道路維持補修作業業務に6億4,816万6,000円。10、橋梁維持事業に4,437万7,000円などを計上しております。

また、各分野に70周年記念事業をそれぞれ計上しております。

次に、歳入の概要を申し上げます。

地方交付税は38億2,974万5,000円で前年度に比べ14.9%の増です。次に、村債は8,310万円で前年度に比べ25.5%の減です。歳入のうち、自主財源は47億3,188万1,000円で前年度に比べ16億4,665万6,000円、率にして53.4%の増です。この主な要因は、復興に係る大型事業の実施により帰還環境整備交付金基金、財政調整基金、公共施設等整備基金などからの基金繰入金が増えたことなどによるものです。

議案第10号は、令和8年度飯舘村国民健康保険特別会計予算です。歳入歳出総額をそれぞれ7億9,138万5,000円といたしました。前年度に比べ0.3%の減です。

議案第11号は、令和8年度飯舘村介護保険特別会計予算です。事業勘定の歳入歳出予算の総額を10億9,682万2,000円、介護サービス事業勘定の総額を610万円といたしました。

議案第12号は、令和8年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,077万3,000円といたしました。前年度に比べ9.3%の増です。

議案第13号は、令和8年度飯舘村簡易水道事業会計予算です。収益的収入及び支出の予定額は、収入及び支出それぞれ2億1,356万1,000円、資本的収入を6,154万5,000円、資本的支出を6,544万5,000円としました。

議案第14号は、令和8年度飯舘村農業集落排水事業会計予算です。収益的収入及び支出の予定額は、収入及び支出それぞれ7,827万1,000円、資本的収入を730万7,000円、資本的支出を1,277万円としました。

議案第15号は、飯舘村犯罪被害者等支援条例です。これは犯罪被害者等の支援に関し、

基本理念及び施策の基本となる事項を定め、総合的に推進することにより犯罪被害者等を支え合う地域社会の実現を目指すものです。

議案第16号は、飯舘村営住宅条例の一部を改正する条例です。これは草野大谷地地内に福島再生賃貸住宅が10戸新設されることから、同施設を条例に位置づけるものです。

議案第17号は、飯舘村帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例です。これは国が福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱の計画期間を、令和7年度から令和12年度まで延長したことに伴い、村においても当該条例に定める期間を延長するものです。

議案第18号は、飯舘村水田農業確立対策推進貸付基金条例を廃止する条例です。これは飯舘村水田農業確立対策推進貸付基金の目的を達したため、当該条例を廃止するものです。

議案第19号は、飯舘村森林環境交付金事業基金条例を廃止する条例です。これは飯舘村森林環境交付金事業基金条例の長期事業計画が完了し、基金の目的を達成したため、当該条例を廃止するものです。

議案第20号飯舘村村民の森の指定管理者の指定について、議案第21号飯舘村民家園ふるさとの指定管理者の指定についての2議案については、村民の森あいの沢の指定管理期間が令和7年度で満了することから、令和8年度から令和12年度まで5か年延長し、指定管理者として指定するものです。

議案第22号飯舘村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について、議案第23号飯舘村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について、議案第24号飯舘村健康増進交流施設の指定管理者の指定について、議案第25号飯舘村新規就農者技術習得管理施設の指定管理者の指定についての4議案については、宿泊体験館きこりの一連の施設に係る指定管理期間が令和7年度で満了することから、令和8年度から令和12年度まで5か年延長し、指定管理者として指定するものです。

議案第26号は、飯舘村過疎地域持続的発展計画につき議決を求めることについてです。これは、村はこれまで過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、飯舘村過疎地域自立促進計画を策定し、過疎対策事業債を活用してきましたが、令和7年度で計画期間が終了することから、新たに飯舘村過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

以上が提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時58分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時38分）

◎日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託

議長（佐藤眞弘君） 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。
お諮りします。

議案第9号令和8年度飯舘村一般会計予算について、議案第10号令和8年度飯舘村国民健康保険特別会計予算について、議案第11号令和8年度飯舘村介護保険特別会計予算について、議案第12号令和8年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算について、議案第13号令和8年度飯舘村簡易水道事業会計予算について、議案第14号令和8年度飯舘村農業集落排水事業会計予算について、以上の6議案については、飯舘村議会委員会条例第5条の規定によって、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第14号までの6議案については、委員定数9人で予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、予算審査特別委員の選任

議長（佐藤眞弘君） 日程第5、予算審査特別委員の選任を行います。
お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 佐藤勝見君、2番 横山秀人君、3番 花井茂君、4番 飯畑秀夫君、5番 高橋孝雄君、6番 渡邊 計君、7番 菅野新一君、8番 佐藤八郎君、9番 佐藤健太君、以上9名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました9名の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日は散会後に予算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

◎散会の宣告

議長（佐藤眞弘君） これで本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

（午後 1時41分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年2月27日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 眞弘

同 会議録署名議員 横山 秀人

同 会議録署名議員 花井 茂

令和8年3月3日

令和8年第2回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和8年第2回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和8年3月3日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和8年3月3日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和8年3月3日 午後 4時23分				
忘（不） 招議及 出席議 びに並 びに欠 席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 勝見	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	高橋 孝雄	○	6	渡邊 計	○
	7	菅野 新一	○	8	佐藤 八郎	○
	9	佐藤 健太	○	10	佐藤 眞弘	○
署名議員	4番 飯畑 秀夫		5番 高橋 孝雄			
職務出席者	事務局長 志賀 春美		書記 糯田 文也		書記 佐藤 将樹	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	中川 喜昭	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長兼 会計管理者	荒 真一郎	○	健康福祉課長	今野 智和	○
	産業振興課長	松下 貴雄	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	高橋 澄子	○	教育課長	三瓶 真	○
	生涯学習課長	山田 敬行	○	農業委員会 農事務局長	松下 貴雄	○
	選挙管理委員会 書記長	村山 宏行	○	農業委員会 会長	原田 直志	○
代表監査委員	松田 敏行	○	選挙管理委員会 委員	伊東 利	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和8年3月3日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤眞弘君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤眞弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告いたします。

2月27日に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に佐藤健太委員、副委員長に花井 茂委員を選任した旨、議長に報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。2月27日総務文教・産業厚生の両常任委員会が、閉会中の所管事務調査等協議のためそれぞれ開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤眞弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 飯畑秀夫君、5番 高橋孝雄君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤眞弘君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。4番 飯畑秀夫君。

4番（飯畑秀夫君） おはようございます。議席番号4番 飯畑秀夫です。

まず初めに、ロシアによるウクライナ侵攻や、先月2月28日のアメリカ、イスラエルによるイラン攻撃がありました。我が国も物価高の中で、ガソリン等などの燃料高騰でさらなる値上げが予想されます。一刻も早い終息を願うばかりであります。

さて、先月2月18日、この議場にて、いいたて希望の里学園によるこども議会が開催されました。5、6年生が村の幹部に質疑をし、4年生が傍聴しておりました。私も4年生と一緒に傍聴いたしました。5、6年生のすばらしい質問に感心いたしました。また、傍聴されていた4年生の生徒も静かに質疑を聞いておりました。

本村の学校、原発事故で少人数の学級になってしまいましたが、そのこども議会を見たとき、私からすれば、まだこんなに子供がいる、近くにいると感銘を受けました。議員として、本校の子供たちのために頑張らなくてはならない。また、飯舘村には子供の力が必要なのだと強く感じたところであります。

それでは、質問に入ります。

大きい項目1は、風力発電に関して質問いたします。

現在我が国では、クリーンエネルギーやゼロカーボンを称して、太陽光発電及び風力発電設置が推し進められております。原子力発電及び火力発電の代替発電として、リスク

及び環境に優しい代替発電として注目されている一方で、環境破壊、災害時のリスク、低周波健康被害等が懸念されております。アメリカなどでは、クリーンエネルギー事業に懐疑的な意向を示しており、トランプ大統領がパリ協定から再離脱しております。

風力発電について、3項目質問させていただきます。

1項目めは、東急不動産から本村南側に計画中の風力発電事業進捗状況の説明を受けました。風力発電出力1基当たり4,300キロワットが22基、最大9万4,600キロワット、世帯数でいいますと6万3,000世帯余り分と発電出力が大変大きいです。事業者から受けた説明を、いつ村民、住民に説明を行うのかお伺いいたします。

2項目めは、仮に風力発電事業が許可されたら、本村に固定資産税、償却資産税が入ると見込まれますが、どのくらい見込んでいるのかお伺いいたします。

3項目めは、国・県から風力発電事業が認可されたら当村と協定を結ぶことになると思うのですが、現在どのような話合いをしているのかお伺いいたします。

大きい項目の2は、いいたて希望の里学園についてご質問いたします。

当学園では、特別支援学級のクラスが4クラスあります。全国的に見ても、普通学級の割合に対して多いのかなと思います。個人的には、当学園では自然豊かな環境で伸び伸びと教育を受けることができると考えます。また、当学園の魅力はそこにもあると考えております。

1項目めは、当学園における特別支援学級の現状をお伺いいたします。

2項目めは、当学園における特別支援学校教諭免許状を取得している先生は何人いるのかお伺いします。

議長（佐藤眞弘君） 飯畑議員、3番が抜けていますけれども。質問事項飛ばしていますけれども。

4番（飯畑秀夫君） 3番ですか、失礼しました。

議長（佐藤眞弘君） 1－3。

4番（飯畑秀夫君） すみません。

3番の本村で風力発電の電気を活用できるのか、また電気代が安くなるのかお伺いいたします。

失礼しました。

大きい2番のいいたて希望の里学園について質問いたします。

当学園では、特別支援学級が4クラスあります。全国的に見ても、普通学級の割合に対して多いと見受けられます。個人的には、当学園では自然豊かな環境で伸び伸びと教育を受けることができると考えます。また、当学園の魅力はそこにもあると考えております。

1項目めは、当学園における特別支援学級の現状をお伺いいたします。

2項目めは、当学園における特別支援学校教諭免許状を取得している先生は何人いるのかお伺いいたします。

大きい項目3は、学校給食についてお伺いいたします。

近年の物価高騰により、学校給食の場でもその影響が出ており、問題となっております。

限られた予算で作らなければならない、採算が合わず、倒産する給食センターが2023年から2025年にかけて増加していると報道がありました。また、給食の内容も白米、具材が少ない味噌汁、コンビニストアで提供している空揚げ1つと、育ち盛りの子供たちにとっては栄養バランスが懸念されております。子供は日本の宝でもあります。子供に投資しないと、社会に未来はないと思っております。

そこで、質問させていただきます。

1項目めは、給食を調理業務委託しているが、現状と課題について伺います。

2項目めは、物価高騰で米や野菜、肉等が値上がりしておりますが、学校給食の影響をお伺いいたします。

3項目めは、本校での地産地消の取組をお伺いいたします。

以上、6点について質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 4番 飯畑秀夫議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、本村南側に計画中の風力発電事業について、村民に対する事業説明をいつ行うのかについてお答えいたします。

議員おただしのおり、当該事業は村全体に関わる大規模な事業であり、村民の皆様への十分な情報提供と丁寧な説明が必要な事業であると認識しております。

現在、事業者において環境影響評価法に基づく環境影響評価が進められており、今後、準備書の公表に伴う説明会の開催が予定されております。

村としましては、事業者に対し、村民の皆様が十分に理解し判断できるよう、丁寧かつ適切な時期に説明会を開催するよう要請しており、去る2月6日に開催された行政区長会議の際には、事業者より、今後、行政区からの要望に応じて随時説明の機会を設けるとの話を聞いておりますので、村としても説明会に同席をし、状況を確認してまいります。

次に、ご質問1-2、仮に風力発電事業が許可されたら、固定資産税、償却資産税をどのくらい見込んでいるのかについてお答えいたします。

一般的に、風力発電事業に係る自治体の税収として、固定資産税と法人村民税があります。

このうち、本村における固定資産税につきましては、毎年1月1日現在において、事業者や個人が所有する土地、家屋、償却資産の合計評価額を課税標準額とし、税率1.4%を乗じて年税額を算定しております。

次に、ご質問1-3、風力により発電した電気の活用と電気料金についてお答えいたします。

東急不動産株式会社が計画する風力発電事業につきましては、現時点では、発電した電力はFIT制度（固定価格買取制度）に基づき電力会社へ全量売電される仕組みとなっており、村内で利用することはできません。

また、村内で発電した電力を村内で直接利用するためには、送電線の整備など新たな設備投資が必要となるなど、現時点では議員ご質問にある取組の実現には大きな課題がある状況です。

一方で、事業者からは、今後FIP制度の活用も検討していくとも聞いておりますので、村としましては、風力発電事業に限らず、今後進められる再生可能エネルギー事業につきましては、引き続き村内での電力活用実現の可能性について模索してまいります。

次に、ご質問1-4、風力発電事業に係る協定についてお答えします。

風力発電事業につきましては、必ずしも事業者と村との間で立地協定を必要とするものではありませんが、これまで村では、風力発電等の再生可能エネルギー事業に限らず、村全体に関わる新規の大規模な事業については、事業者に対し立地協定の締結を申し入れてきております。

議員おただしの風力発電事業については、現在、法定調査や手続の最中でもあり、現時点では立地協定までの段階には来ておりません。

この後のご質問2、いいたて希望の里学園についてと、ご質問3、学校給食についての2項目については、教育長よりご答弁申し上げます。

教育長（高橋澄子君） 4番 飯畑秀夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問2の、いいたて希望の里学園について、ご質問1と2は関連がありますので、一括でお答えいたします。

まず、質問2-1、特別支援学級の現状についてです。

令和7年度におけるいいたて希望の里学園の特別支援学級の数は、前期課程、後期課程にそれぞれ知的学級、情緒学級があり、合わせて4クラスです。また、対象の児童生徒の数は、同じく合わせて11名です。

なお、それぞれの学級には担任が1名ずつおり、学園の特別支援学級の指導計画に基づき、発達段階と特性に応じた指導を行っております。

続いて、質問2-2、特別支援学校教諭免許状を取得している先生は何人いるのかのご質問にお答えいたします。

現在、いいたて希望の里学園における特別支援学校教諭免許状を所持している教員数は、1種免許が1名、2種免許が1名の合計2名です。

次に、ご質問の3、学校給食について、ご質問1と2及び3は関連がありますので、一括でお答えいたします。

まず、ご質問3-1、調理業務委託をしておりますが、その中での現状と課題についてお答えいたします。

村では令和6年度より、学校給食の調理業務及び食材の調達業務について、業者と委託契約を締結し給食を実施しております。調理業務委託の対象は、いいたて希望の里学園の児童生徒と、までのりの里のこども園の3歳以上の園児です。

課題といたしましては、これまで保護者から、①調理員等が変わったことによる味の変化や、②子供の味覚発達に合わせた味つけが必要である、③食材の切り方の大きさに対しての改善などのご意見が出されており、までのりの里のこども園の3歳以上児の給食を一緒に作る委託先の事業者に対して改善を進めてきているところです。

また、今年度行った子供たちへのアンケート結果では、前期課程の高学年の全員が「給食が好きだ」と答えるなど、高評価をいただいていると報告を受けております。

今後も保護者や子供たち、先生方に意見を聞きながら、安心・安全な給食が提供できるよう、丁寧に対応してまいります。

次に、ご質問3-2、物価高騰の学校給食への影響についてお答えいたします。

物価高騰により、給食用の食材価格も全体的な値上がり傾向にある旨を栄養教諭から伺っているところです。それに伴って食材の確保への影響が心配されますが、今のところ献立を工夫する、比較的安価な食材を使用するなどにより、定められた給食単価内でやりくりができています。ただ、今後については、さらなる物価高騰も懸念されますので、村教育委員会といたしましては、栄養教諭、委託業者等から情報をいただきながら、必要な予算を確保し、安定して給食が提供できるよう対応してまいります。

次に、ご質問3-3、地産地消の取組についてお答えいたします。

学校給食における地産地消の取組としては、主に道の駅までい館に発注し、村の方が生産した野菜や県産野菜を納品していただき、給食の食材として提供しています。

ほかには、子供たちが毎年行っております田植・収穫を行った米を学校給食で提供するなどし、地元で取れたお米を食べる取組を進めております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 何点か再質問いたします。

1番の風力発電について、東急不動産が南側に計画している発電量の大きい説明を受けましたが、村のほうも、私たち議員と同席しておりました。これが答弁では、今、区長会で説明したということですが、業者がした説明の中で、区長会から何かご意見等出たのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先日開催されました行政区長・副区長会議の中では、特に区長会会長から、特に直接的に関連するような行政区に対しては、より丁寧に説明をしていかなければならない、理解を得なければならぬというようなことで話があったところでもあります。

会社からも、先ほど答弁述べさせていただきましたように、行政区からそういった要望があれば、例えば、総会の席、あるいは勉強会なども含めて、ぜひ現地に赴いて、丁寧に説明させていただくという話はあったところでございます。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

今、要望があればやるということですが、これ冒頭で申したとおり、やはり大きい発電所なので、6万世帯、南相馬の世帯だと二万五、六千とか7,000いると思うんですが、この発電量は6万世帯であります。これ村として業者が説明しなければならない、行政が説明しなければならないのかなと思いますけれども、村としてもこの規模が大きいし、やはりこれは村民にある程度周知すべきだと思いますが、今の答弁だと行政区から要望があれば説明するということですが、もう少し何というの、20行政区に知らせるとかは考えていないのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今、会社のほうで村の南側にそういった計画を立てている

というようなことで、これまでは説明を受けてきたところであります。また、村としては、昨年3回ほど勉強会というような形で、こういった部分の勉強を皆さんと共に行ってきたところであります。そういったことでこの事業、まだ会社では計画段階で固まったというようなことでもありませんし、また村との立地協定等を結んだというようなことでもありませんので、まず事業が本当に実施できるのかどうかというような段階で今調査を進めているという中でありますので、村で特に今のところは勉強会以外に動くつもりはないところでございます。

4番（飯畑秀夫君） 勉強会を行ったということで、私も参加をしておりましたけれども、この勉強会の中身では、いろんな風力発電のことに対していろいろ騒音、いろいろ距離とか、いろんな話の中でしてきたわけで、今回はある程度26基か27基あったやつが22基まで絞られて、ある程度場所まで特定されて、建てる場所が特定されてきたわけですから、ある程度村民に対してこの辺に建ちますよとか、今回言ったのは飯館村の水源地であります滝下の上流のところにもできますから、これきちんとある程度周知しながら、業者にも言いましたけれども、こんなふうに景観が見えますよということも周知しても、村としてもいいのかなと思って質問しております。

これから6行政区、近くの行政区の総会で説明するというのを私も伺っておりますが、このままでいくと来年5月か、6月に多分準備書、次の段階に進んで、説明会を業者が開くということだと思いますけれども、行政としてはそれを見守る感じだということでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど、昨日から景観等についてもある程度分かっているから、そういった部分も説明が必要だというような話もございました。会社からも、地元ですね、関係する行政区、特に風車が建つところの行政区については、今後景観等も含めながら、見え方等も含めながら説明をしていきたいという話も聞いているところであります。村としてはそういった会社の動き、行政区に行つての説明等をなさる場合には同席をすることによって、そういった動き、それから皆さんのご意見等についてはしっかり確認してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） この件に関しましては、丁寧に対応してもらいたいと思います。

続いて、2番目の風力発電が許可されたら固定資産税、償却資産税をどのくらい見込んでいるかについて再質問いたします。

建っていないから、どれくらい入るか分からないという答弁だと思いますが、それはそのとおりであります。でも、ある程度試算してもね、いいのかなと思うんですが、事務的にはこのくらい入るとか、業者からは説明を受けておりますが、風力発電の償却資産、固定資産税の税金ですけれども、たしか何年か最初免除期間とか、何か減額される期間があると思うんですが、風力発電に関しましてはどのくらいで、一般的に風力発電は20年、30年もつって言っていますけれども、償却資産はたしか17年くらいかなと思うんですが、行政でこの償却資産の償却、今言った本村の減免、何年間、どのくらい、多分あると思うんですが太陽光発電。それについて、ちょっとお伺いいたし

ます。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 再生可能エネルギー発電施設に関わる固定資産税の減免制度でありますけれども、昨年の3月議会で条例を可決いただきました、いわゆるわがまち特例というものがああります。この中に風力発電設備についても規定がございまして、課税標準額を3分の2軽減する、つまり3分の1に軽減をして課税をするというところがございます。その減免した税額の4分の3は普通交付税に補填され、残り減免した分の4分の1は村の負担となる、こういった特例が課税開始から3年間適用になります。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 減免されて、いろんな補助を補填されて、村では4分の1減額ということですが、この耐久年数、先ほど言った17年とかありますけれども、これ建物が建っていれば、もうずっと取られていくのか、この評価額というのは、業者が建てればすごい金額になると思うんですけども、その算定基準というのは村ではどのようにしているのか、お伺いいたします。設計にかかったお金なのか、法で決まったものがあるのか、お伺いいたします。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 議員おただしのとおり、大型風力発電の耐用年数といえますのは、その国税庁の資料によりますと、金属性のもので法定耐用年数は17年とされております。償却資産の申告につきましては、まず事業者がその資産の取得金額、これを年々その耐用年数で減価償却をしていくわけですけれども、毎年1月1日現在の帳簿価格、これを村に申告をいただき、それを課税標準額として税率を乗じて減税額を算定する、こういった流れになっております。

4番（飯畑秀夫君） 風力発電だと多額の予算をかけてね、設置すると思うので、この固定資産税等が入ってくるのかなと思いますけれども、私は業者が言った金額にはならないのかなと思っておりますが、もし入ってきても、前回は質問しましたけれども、地方交付税、交付税が多分少しは減らされてくると思いますので、これ事業者、これからもそうですね、丁寧にやってもらいたいということをお願いして、3番目の質問に入ります。

関連しますけれども、これせつかく村に電気ができるので活用できないか、電気料金が安くならないかということで質問しましたけれども、これなかなか発電しても、この電気はもう東北、違うところに行ってしまうということで、私たち議員もこの件、風力発電とか、太陽光発電の研修で青森県に行っていました。青森県は東北で1番目、もう東北に多いんですね、青森、秋田、岩手、続いてね、福島に来ると思うんですけども、青森県ではもうちょっと何か視察したところでは進んで、電気料金が別会社になっていて、地元の公共施設に使って、少し安く使えるとかってあるみたいなんですけれども、村でこれからの検討材料だと思うんですが、村としてこの大きなものができれば、あくまでやっぱり村に使えれば、これから企業誘致する中でも電気代が安く使えれば、少しでも安くなればいいと思うんですよ。また、一般家庭でも、せつかくできるんだから村にいる世帯、基本料金までとは言いませんけれども、1,000円、2,000円。自分たち行ったところでは、青森では少し安くできる体制に今進んでいるということもお聞きし

たので、どのようにね、この電気ですか、村の考えとして将来村でどのように活用する
というか、村内に活用できるように働きかけていくのかという考えがあればお伺いいた
します。

村長（杉岡 誠君） 1年前のほかの議員の方の一般質問でもお答えしたと思いますが、いわ
ゆる電力、再生可能エネルギーの地産地消という言い方をちょっとさせていただきたい
と思いますが、地元で発電した電力が地元に戻元されるような、そういう仕組みについ
てはこれまでも模索をしてきております。その中の一つの大きな課題が、1回目の答弁
でも申し上げましたが、送電網そのものを別途整備しなければならないと。今ある電力
が持っている送電網を使った場合はFITで、固定買取りで、一定の事業者にしかなら
ないということで、それを村内で自分たちで使うためには、まずは独自の送電網を造ら
なければならないということで、これは相当な設備投資が必要だという部分がありま
す。で、そこが大きな課題だと。ですが、可能性としては私は捨てておりませんので、ご答
弁申し上げたとおり、その可能性は常に追求をしてきましたし、今、提案いただいでい
る事業者さんからも、FITという固定買取りの制度でなくて、FIPという市場の何
というんですかね、入札制度で買取制度を決めるようなやつなんです、それであれ
ば、独自の送電網さえ造れば地元供給、ちょっと間に電力供給会社が必要になると思
いますが、そういうことも可能だという制度は承知しているので、今後検討はしてい
きたいというような話はいただいています。ですので、この事業者に限らず、様々な形
でやはり地元に戻元されるもの、直接的に戻元できるような、あるいは企業誘致にもつ
ながるといってお話を今議員からいただきましたが、そういったことにつながるように常
に可能性を模索していきたいと思っております。

一番は法律に基づくものが大きい部分がありますので、法の改正等にも常に目を開き
ながら、しっかりやっていきたいと考えております。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。ぜひともお願いいたします。

4番目の協定を結ぶことについてね、再質問いたします。

協定はまだ結ばないというか、まだ話し合っているのかということでお聞きしましたけ
れども、これ業者とある程度どのようなものにするか、協定をするに当たって、自然破
壊、もし災害があった場合とか、そのときにならないで、いろんなものの協定がとか、
村に対してあると思うんですが、事前にこれやっていないみたいな答弁なんですけれ
ども、いかがなんでしょうかね。もう一度お聞きします。

村長（杉岡 誠君） 議員のおただしのご質問は、本村と協定を結ぶこととなるがとい
うことで、協定という言葉2文字だけなんです、1回目のご答弁としては、これは立地協
定というふうに村としては捉えさせていただいて、立地協定という、そこに必ず立地し
ますよと、立地することになりました。なので、議員がおただしのような、例えば災害
が起きないように対策するとか、どうのこうのというようなことを述べるとすれば、立
地協定だろうと思っておりますが、まだ法定の手續の段階中でありまして、まだ地区
説明会もまだ十分できていない状況の中で、図面ができたとしても、そこに確実に建
てるというこ

とが法的にもまだ許認可されておられませんので、立地協定というものについてはまだ至っておりませんというのが1回目の答弁であります。

それ以外にも、地域連携協定というような言葉が東急から出てきておりますので、別の形での協定という言葉が正しいのか、そういう形での覚書なのかというのがありますが、事業の立地とは別にいろんなことを考えていきたいというご提案をいただいておりますので、その可能性は全く捨てておりませんということで、村としても提案いただいているというのがありますが、いわゆる立地協定、議員おただしのような災害対策云々かんぬんというのは、もうそれがそこに建つことが法的に許認可されている状態で、さらに村として求めるもの、地区として住民として求めるものを結ぶものとしては、まだその段階には来ていないということでご認識いただければありがたいと思います。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） 私の聞き方が悪くて、申し訳ありません。立地協定とか、紳士協定をする形でお聞きしましたけれども、私はもうこの発電所ができれば、会社ができれば、村にとってどのようなメリットがあるか業者と話し合っ、村民のためにこういうことがあるよ、業者にこういうことをお願いするとか、模索するとかいうことを前もってしなければならぬのかなと思ってお聞きしてしまっ、ちょっと趣旨が違っ、立地協定の話ですけれども、この立地協定を結ぶ、立地協定ですか、立地協定いつまで結ぶとかって、予定があると思うんですが、来年の5月か、6月に説明会があっ、その流れ的にいきますと、前も言いましたけれども、国有林、林野庁からの借りるか、買い上げるかあるんです。そのときには、飯館村の村長の許可が多分必要であります。その前に協定を結ぶのかなと思うんですけれども、いつ協定を結ぶ予定なのかというか、分かれば教えてください。

村長（杉岡 誠君） 立地協定というものについては、ちょっと村の認識がありますので、それについてはまだ未定ですと。未定というよりも、まだ事業の調査段階、説明の前の段階でありますので、しっかりした法的な手続等々した上での話だと思っ。だから、立地という話ではないと思っ。

ただ、過去の事例で申し上げますと、村で例えば誘致をしているような事業については、立地協定を結んでおります。蕨平の木質バイオマス発電事業とか、長泥地区における資源活用型堆肥製造施設なんかは立地協定を結んでいますが、これは国の事業を活用するに当たっ、きちっ立地すると、ここに目指していくんだと、地元と一緒にやっっていくんだという姿勢をちゃんと企業様としても示していただくし、村としても何というんですかね、国の事業採択されれば、そのまま事業者さん何でもどうぞということじゃなくて、ちゃんと村と、あるいは地区と協議をしていく、そういうのを永続的に持つていくための立地協定というのは結んできた経過があります。それは事業実施段階といっすかね、もうやっしていきますという、はっきりとした法的な許認可も含めてですが、できている段階での話でありますので、まだ、その工程上そこまでは来ていないというふうに説明を受けておりますので、立地協定というものはまだ何というんですかね、段階には来ていないという答弁にさせていただきますたいと思っ。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） 村にとって、村民にとって、よりよい方向に進むように、きちんとした立地協定、または別な協定、いろんな今やってくれるということだったので、いろんなものに対してね、村民にプラスになるようにお願いしておきます。

続いて、いいたて希望の里学園についての再質問を行います。

特別支援学級の現状ということでお聞きしましたけれども、私、総務文教常任委員会で所管調査を行いました。学校を見学しましたけれども、各学年の勉強の様子を見ました。ICT教育で大型テレビやパソコン授業、そして少人数で、私は見ていてね、先生1人に対して子供たちでよいなと思って見ていたんですけども、特色ある、とても立派な設備もありますので、特別支援学級のお話を聞いてきたわけですが、特別支援学級は今なかなか、特別本校は認められているということですけども、この特別支援学級についてどのように認められているのか、その辺ちょっと本校の特別支援学級についてのお話をお伺いいたします。

教育課長（三瓶 真君） ただいま特別支援学級が認められているという点について、どのように認められているのかというご質問であります。

その前に、先ほどの答弁の中で、令和7年度の特別支援学級のその児童生徒の人数ですね、私どもでちょっと誤っておりまして、正確には「15名」ということでした。大変申し訳ありませんでした。訂正をして、おわびをさせていただきます。

質問に戻りますが、認められているという点ですが、それは先日行っていただきました所管事務調査の中で、学園の校長から議員に向けて説明した項目の中に入っているかと思えます。基本、義務教育学校においても、特別支援学級というものは設置できるわけでありまして、その中に最低の定員というものが定められております。現状、希望の里学園におきましては、1名のみがその対象になるといいますか、定員に満たない学年といえますか、そういう区分の部分があるんですけども、そうなりますと、通常その場合の学級の設置というものは認められないんですが、いいたて希望の里学園の場合は被災地であることや、これから復興するということで、県からの特別の計らいによりまして、学級定員に満たない場合でもそうした学級を設置することが可能ということになっておりますので、そのことを説明申し上げたと承知しております。

以上でございます。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

特別支援学級は特別支援学校と違い、普通学級との行き来がすぐできる利点があるのかなと思うんですけども、その中で、今、本校に通っている子供たちの割合に対して15人ということでありまして、ちょっと割合が大きいかなと思いますけれども、私はここに、特別支援学級のところに力を入れて、PRするのもいいのかなと思って、今回質問させていただいております。

学校ね、すばらしい学校だし、飯舘村、冒頭に申したとおり、子供たちがこの場でこども議会が開けるような体制を取っていかなければならない、そう思っております。

この学校に関して、いろんなところから転校してくるとか、少しお聞きしたんですが、

本校に来ると、前の学校では不登校だったけれども、毎日来るようになったよとかお聞きしましたが、この県教育委員会として、村の希望の里学園に対して、何か教育委員会としてPRとか何かしているのかお伺いいたします。

教育課長（三瓶 真君） 県教育委員会として、この希望の里学園を特別PR等しているのかということでございますが、私の知る限りでは、その希望の里学園に特化して、県の教育委員会で何かPRというか、そういうものをしているということは存じ上げておりません。あくまで県内の学校等しくですね、県の教育委員会で取り上げるべきものは取り上げて、いろいろと周知等も図っていただいていると思っております。

ただ、なお被災地でございますので、先生方の配置等につきましては、復興特別加配というものがあまして、その制度の中で、ほかの学校と比較しては比較的手厚く、こうした被災地の学校に対しての教員配置というものは考えていただいているものと思っております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 飯館村がやはり未来永劫継続するために、やっぱり子供たちの力も必要であります。子供たちがいかに本校、本学園を選んでもらうには、今、特別支援学級もセットでね、普通学級も今いろんなこういう取組をしていますよって、いろんな中でとても今やっていると思うんですけども、教育長も新しく赴任して、もう1年たちます。その中で、将来の何かできればなど思っておるんですけども、本校だけでなく、本校の学園ですか、区域外ですか、この飯館村に住所がなくても、この区域外で今来ていますけれども、本校に来たいといった場合は、村外の住所があっても通学できる状態なんでしょうか。通学というか、本校に入ることが可能なんでしょうか。

教育課長（三瓶 真君） 議員おただしの区域外就学ということでありまして、現在ご承知のとおり、希望の里学園においても、区域外就学で通学している児童生徒はおります。結論から申しますと、今のその住所地の市町村教育委員会ですね、そちらに区域外就学の願いを出しまして、そこから許可、承認をいただければ、こちらで就学できるということになっております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

これできるとあればね、ある程度これ少し周知するのもよいのかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、同じ質問でこれ関連するので、今、特別支援学級の支援員がいれば助かるというご意見をいただいたので、これ質問しましたけれども、この特別支援学校の教諭免許状を取得している人、1種と2種って特殊なものがあると思うんですが、これ2名ということでもありますけれども、そうすると特別支援学級の教諭は免許が、ほかにもいると思う、免許がなくても大丈夫だということでもよろしいのでしょうか。

教育長（高橋澄子君） 飯畑議員の特別支援学校教諭の免許がなくても大丈夫なのかという質問について、お答えいたしたいと思います。

特別支援学級担任においては、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定

はございません。ですので、特別支援学校教諭免許がなくても、特別支援学級の担任は可能です。ただ、特別支援学級の担任になるためには、専門的な資格と継続的な学び、実践的な経験が重要となってきます。特別支援が必要な子供に適切な教育を提供し、彼らの成長と発達を支えることがとても大切になってきます。特別支援教育は単に知識を伝えるだけでなく、子供の可能性を最大限に生かし、引き出し、彼らが社会で自立して生きていくための重要な役割を果たします。そのために、先生方には研修等を積んでいただいて、そして特別支援学級の担任をしていただくということに現状なっております。以上です。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

今、1種、2種免許がありますけれども、これ2種免許は3年間学校教員として、この特別支援学級に携われれば、次のステップに行けるのかなと自分認識しているんですが、するとまたこの大学とか行かなきゃいけないのちよっと分からないんですが、これ今2人しかいないので、本校にたくさん先生おられますので、これをバックアップする形もあればなど思うんですけれども、これまた今支援員も必要だということでもありますし、今来ている教員の中で、この特別支援学級の中で今ここで2年、3年やって、多分次のステップに行くためにも、この何か村として補助というか何かね、ステップアップする仕組みをできないのかお伺いしておきます。

教育課長（三瓶 真君） 先ほどのご質問に関連いたしますけれども、先生方のステップアップという観点であります。教育長の答弁にもありましたように、免許状を所有しない先生があらましても、担任として、そちらで教務を執るということになりますと、そうした専門性を高めるための研修というものを、それぞれ村であったり、あるいは県教委が主催するものであったり、そのほか民間団体等が主催するものに参加をして、それぞれ経験と知識を向上させるといったような取組がございますので、村としては今の学校に出しております補助金の中で、そういった学校の先生方が自分でその研修等を見つけて、ほかの学校やそういった研修を受けることができる補助金制度などもありますので、ぜひそういったものを活用していただきまして、次の段階へのステップアップに使っていただければと考えております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

いいいて希望の里学園、こども園もですけれども、とても大切であります。今後ともよろしく願いいたしまして、次の質問に入ります。

関連しまして、この学校給食についてお伺いいたします。

調理給食業務委託をして変わったわけですけれども、今は四、五人体制とかでやっているということをお聞きしましたが、流れる的に今は何時、1日はかからないと思うんですけれども、どのような流れでやっているのかと、また、業者がやってもらっていて、業者からこの調理室の何か改善点とか、何か言われたことがあるのか、お伺いいたします。

教育課長（三瓶 真君） ただいま議員から質問いただきましたのは、給食室の運営に関わる

ご質問であります。

まず、その時間でございますけれども、すみません、今ちょっと時間につきましては正確なところを今承知しておりませんので、大変申し訳ありませんが、朝から当然夕方までということでありまして、早朝や深夜ということはないかと承知しております。

体制でありますけれども、現在、栄養教諭が1名、そして現場で調理をしていただいている調理員さんが5名、プラス状況に応じて、その5名の方がお休みになったときなどは、その代替職員という形で調理業務を行っております。

そのほかに出されている、その調理場の問題等といたしましては、これも先日所管事務調査でお世話になった際に栄養教諭から出されていた点があるかと思っておりますけれども、ちょっと洗い場のといいますか、調理場の水道の向きであったり、排水について、もう少し使いやすくなっていただければありがたいということでの話をいただいておりますので、そうした調理場的な課題はあるかと承知しております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） いろいろ話し合っただけ、直すところ、改善するところがあれば、よろしくお願ひいたします。

また、そのときに給食の材料を買っていた、仕入れていたところがやめるといふか、もうできないということで、新しい業者を見つけるということでしたけれども、新しい業者、その後、肉、野菜、いろんなものがあると思うんですけども、その後どのようになったのかお伺ひいたします。

教育課長（三瓶 真君） 給食の仕入れ先の体制についてのご質問であります。

ご質問のとおり、あの場でこれまで食材を仕入れていた業者から、今後なかなか仕入れが難しいという相談を受けているということでのお話があったところであります。

教育委員会といたしましては、その話を受けまして、現在取引を、食材の調達をやっばりその調理業務を委託しているところをお願いしておりますので、そこと相談をして、代替りの調達先を検討しているところであります。先日2月の26日でしたかに、まず現在の報告があったところではありますけれども、その中で、新しい代替りの調達先のめどがある程度立ったというふうには報告を受けています。なお、そのほかにも今幾つかの会社との協議を進めておりますので、最終的な報告はこれからというのが現状でございます。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 子供たちが食べる食材なので、丁寧に対応してもらいたいと思います。

続いて、この物価高騰でやっぱり米、野菜と肉、値上がりしておりますが、学校給食でやはりこの給食の予算の中では、決められた中で給食を作るのはちょっと厳しいといふか、少しいろいろ献立を考えながらやりくりしているということでありましたけれども、やはりこの日本産でやっぱり子供たちには良いものを、栄養だけではないですけどもね、バランスの良いものをね、食べてもらいたい、食べさせてあげたいという気持ちが大きいんですけども、この予算、あくまでもこの400、500円ってありますけれども、この予算の中でやらなければならないのかお伺ひいたします。

教育課長（三瓶 真君） 給食費の決め方といふか、予算の中でやらなければいけないの

かというご質問であります。

ご承知かもしれませんが、現在のその給食の中では、それぞれに給食の単価というものを定めておまして、その単価によって、その食材の調達も行うという仕組みになっております。

この単価であります、これは村が今設置しております学校給食運営委員会というものがございまして、その場でその単価の見直し等については協議をするということになっております。したがって、もし今後物価の高騰により、現在の単価では子供たちに提供する十分な給食が作れないということになった場合には、そちらの単価の見直しについて、学校給食運営委員会にお諮りをし、そこで認めていただいて、単価を改正して、村として必要な予算を確保していく流れになってくるかと思っております。

給食の目的は、やはり必要な栄養とそのカロリーですね。これは子供たちに安定的に提供することだと承知しておりますので、村としては、必要があれば単価の改正、さらには予算の要求という形で進めていきたいと考えているところであります。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 単価に関しても各学校、全国的に今大変になっておりますけれども、次年度から国のほうから学校給食が完全無償化になると思うんです。これ五千何百円ちょっと金額忘れたんですが、そうなれば村の負担というかも減ってくると思うんですけれども、その分、私とすれば給食にもうちょっと上乘せして、前、所管調査では国産のホールコーンは国産のものが1缶1,560円、外国のタイ産だと680円だから、やっぱり外国産が安い、どうしても国産は高くなっちゃうんで、できれば私は地産地消というか、国産のものをね、なるべく取り入れてもらいたいなと思うところであります。

この国から予算、完全無償化になれば、次年度どのような体制を取るのかお伺いいたします。

教育課長（三瓶 真君） 議員のご質問の件は、今現在、国で検討が進められております学校給食の抜本的な負担軽減の制度のことかと存じます。こちらにつきましては、いわゆる無償化という言葉もしておりますが、現在、国から示されております資料によりますと、1人当たりのその年間の単価を定めて、その単価分を市町村に出すというような仕組みで考えられているようでございまして、必ずしもその全額が国によって負担されるといったような制度とは少し違ってきているようでございます。

ご質問のように、今度8年度から、今の考えでは小学生、飯館村でいいますと前期課程の部分については、この補助金といえますか、交付金が見込まれる状態になってまいりますので、今後この制度がしっかり固まり次第、こちらの収入も見込んだ上で、給食のその食材調達の計画を立ててまいりたいと考えております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） ぜひとも次年度に向かって、よりよいというか、今よりもステップアップしてもらいたいなと思っております。

続きまして、地産地消についても少し再質問いたします。

本校の飯館村立までの里こども園が子供の食べたい、食べてみるの意欲を営む食育の

取組が認められ、県から優良賞を表彰されました。とてもよいことだと思うんですが、この食育に関して、この取組について、この表彰された取組についてお伺いいたします。教育課長（三瓶 真君） 議員ご質問のその表彰された取組についてということですが、これにつきましては、福島県教育委員会が主催いたします食育推進優秀校表彰という制度であります。これにつきましては、今年度までの里のこども園から応募しましたところ、その取組が認められて、このたび表彰されたということであります。

実際にどのような取組をしたかといいますと、まず、こども園におきましては、それぞれ園の畑でサツマイモであるとか、あるいはキュウリ、ナス、ミニトマトなどを育てているということでありまして、これを野菜の栽培と調理体験ということで、その食材を使って、園児が自ら調理をするというようなことに取り組んだという内容。あとはその保護者との連携、地域との連携ということで、例えば、地域との連携では、JAふくしま未来さんからサツマイモの苗を提供していただきながら、植え方の指導であるとか、収穫時にはどういうふう調理をして、一緒に食べたいという子供たちからのお願いに対してですね、これはちょっと実現はしなかったんですけども、いろいろその植え方やその後の育て方の指導などもいただきながらやっているということ、園児たち自らの取組、そして地域も一緒になった取組という部分が評価されたものかと思っております。

ちなみに、園児たちが取り組んだ具体例としましては、野菜を使った野菜のピザを作ったり、収穫されたサツマイモを使って焼き芋パーティーをしたり、あとはモチ米を頂きましたので、これで鏡餅を作ったりということで取組をしたと報告を受けております。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

学校でいろいろなものを作って、また、答弁でも最初あったとおり、田植や収穫を子供たちが行っている、とてもすばらしいことで、私たちが見学に行ったときも、学校の廊下に凍み餅ですか、凍み餅が乾燥というか、干してありました。とてもよい取組だと思いますので、村内の農家さんと交流も続けているようなので、このまま続けてもらって、引き続き食育、地産地消、地元のものも取り入れながらやってもらいたいなと思っております。

また、こども園に関しましては、いまだにまだ地産地消できない状態だとお聞きしましたけども、その件に関しましては、こども園に関しましては後々取り入れていくということよろしいでしょうか。

教育課長（三瓶 真君） 議員ご質問の件は、こども園で提供しております給食に関しましてのことと承知しております。

これに関しまして、今年度の先頃行われましたPTA総会、この場について、こども園側から保護者に対して、そろそろ飯館産の食材を使っていきたい旨、説明をいたしました。結果、保護者から了解を得たということで園長から報告を受けておりますので、早ければもう来年度からですか、そうした飯館産の食材を使った給食が提供されることになると思っております。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

冒頭にも申したとおり、やっぱり子供たち、いいたて希望の里学園、またこども園が必要なので、やはり今できることをやっていかなければならないと思いますので、ぜひ一緒に協力していきたいと思っております。

また、風力発電についても、村全体に関わることで、これにもつながると思うんですが、これ丁寧に説明しながら、どんなことをしてもらおう、してもらわなくて、来る企業と一緒に協定だけでなく、いろんな何ができるか。税金に関しましては、償却資産じゃなくて、法人税もあるみたいなことを言われましたけれども、法人税が入る仕組みにしたらえればね、非常にありがたいと思います。

これで私の質問の2問、風力、いいたて希望の里学園給食についての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤真弘君） これで飯畑秀夫君の一般質問を終わります。

続いて、8番 佐藤八郎君の発言を許します。

8番（佐藤八郎君） 3月定例会において、一般質問4項目、13点について、質問、提案を行います。前定例会後において、その後、200戸以上の村民の方に会いながら、質問を、提案をいただいたことを発言するものであります。

国政においては、1回当たり700億円以上かかる国会議員選挙がこの間、2年間で2回に合わせて、国民の公費であるお金が1,400億円以上の出資であります。このたびの総選挙は国会、開会されてすぐの解散によるものですが、多くの方々は裏金問題、統一教会、国保税逃れなど、高市政権にとって都合の悪いことが多いので、国会での審議から逃げ隠れるものだと理解されております。このような国政がスタートされて間もなく、このたびのトランプ政権による国際法からして無視してのイラン攻撃であります。マスメディアを聞いていると攻撃、攻撃という言葉だけがありますけれども、攻撃することは人殺しであり、物体や自然界の破壊の何物でもありません。強く抗議するものであります。話合いの一刻も早い終結を願うばかりであります。この長期化は私たちの生活に影響を受けることが多いので、国際法に基づいての話合いをしての和平を強く希望いたします。

それでは、質問に入ります。

1項目め、子供・女性の健康と医療・福祉について。

1点目は、育児・介護休業、看護休暇と一時預かり事業及び子育て短期支援、援助活動支援、地域子育て支援拠点事業の実態と課題を伺うものであります。

2点目は、教育費の父母負担・貸付金、学校での事故への給付など補償制度（保健安全法・共済給付制度など）について伺うものであります。

2項目めは、高齢者の福祉についてであります。

1点目、生活支援、介護予防・生きがい活動、住宅安定確保、家族介護支援体制、健康づくり推進、緊急通報体制の整備など、各種事業の実態と課題を伺うものであります。

2点目は、サービス利用の支援や相談窓口での実態と課題を伺います。これは在宅介護

や、地域包括支援センターにおいてであります。

3点目は、要援護者やひとり暮らしの高齢者などへの日常生活用具の支給や貸与の実態と課題を伺うものであります。

4点目は、介護サービスを受けるときの申請や訪問調査ということがありますが、サービス計画からサービス開始までの実態と課題を伺うものであります。

3項目めについては、生活に困ったときの支援であります。

1点目は、生活福祉、母子・父子・寡婦福祉、臨時特例つなぎ資金、さらに応急小口資金貸付などの実態と課題を伺うものであります。

4項目めについては、この3月11日にして原発事故から15年目を迎えるに当たって、村民の不安や声を代弁して質問するものであります。

1点目は、自然界の多くの森林など無除染であります。全体の約84%と言われておりますが、長泥含め村全面積にある放射性物質の除去・隔離はどのように復旧させるのか伺うものであります。

2点目は、長泥地区はこれから各事業スタートとしているが、それ以外の19行政区への対応、賠償や助成についても、どのように村民の代表として、加害者である国・東電に求めていくのか伺うものであります。

3点目は、インフラ整備への加害者（国・東電）の考える内容と計画は、村民のためにどのように協議され、いつ村民に周知されるのか伺います。

避難解除要件にもあったインフラ整備、日本中探しても飯舘ぐらいのインフラ整備が、インフラ整備整ったなどと言う自治体はございません。まさにインフラ整備そのものも、道半ばにあるのが現状であります。

4点目は、医療費等減免措置・無料化を継続するよう、村民の命と健康を守る上でも要求すべきだと思うが、村の考えを伺う。

最近よく聞きますけれども、周りに血液関係やがんやという患者が60代、70代に結構いるんですねという声があります。そういう意味では、10年、15年という経過の中で、人体の細胞が破壊されたことによる合併症が進んでいるのではないかという心配もあります。そういう意味では、引き続きの免税措置や無料化は継続されるよう求めているのが村民の声、提案であります。

5点目に、村民はADR・裁判などでたくさんの異義を申し立てているが、村民が村に協議事項を要望したり、具体的に示したときには、村の長として村民の立場で求めてもらえるのか、どこまで相談を受け付けるのか、求めて回答をいただくのか伺うものであります。

6点目は、15年目となる中で、賠償や助成への追加希望がかなり違った意味で増えております。さらに、まだ請求さえも整っていない村民もございませぬ。家庭内のいろんな事情、相続の関係、登記の関係、いろいろ含めて、まだ15年たって請求にもなっていない方も私含めておりますけれども、そういう点について、東電窓口は最近休みを増やしております。謝罪しながら拒否することも増えていると聞いております。裁判では、東電が、国が払い過ぎたので戻してもらおう、東電側の弁護士の話も出ております。村の長と

して実態をつかみ、この加害者の態度にどのように対応されるのか伺うものであります。

以上、4項目、13点について、村民のために頑張る行政の長としての答弁を求めるものであります。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1-1、育児・介護休業、看護休暇と一時預かり事業及び子育て短期支援、援助活動支援、地域子育て支援拠点事業の実態と課題についてお答えいたします。

平成27年に国において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定され現在に至っておりますが、この間に育児や子の看護等の休暇制度に係る法律が拡充されてきており、仕事と家庭の両立を支援する動きが進んでおります。

現在、村では保護者の都合により、子の保育が難しい場合に利用する一時預かり事業や、保護者の疾病、その他の理由により家庭において子供を養育することが一時的に困難となった場合等に短期間預かる短期支援事業などにより、随時対応してきているところであります。

また、女性に限定される制度ではありませんが、仕事と子育ての両立を目指す中で、子育て等で悩みを抱え込まないように、昨年4月から、こども家庭センターを健康福祉課に設置し、子育ての不安解消につながるよう、こども家庭支援員及び保健師等が連携して相談支援を行っているところであります。

なお、令和8年度より、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）が村のこども園で開始されます。3歳未満の子供限定ではありますが、両親の就労の有無にかかわらず、一定の日数を園に預けることが可能となりますので、子育て世帯支援の一助となるものと考えております。

次に、ご質問1-2については教育長より後ほどご答弁申し上げます。

次に、ご質問2-1、生活支援、介護予防・生きがい活動、住宅安定確保、家族介護支援体制、健康づくり推進、緊急通報体制の整備など、各種事業の実態と課題についてお答えいたします。

ご質問の範囲が広範囲にわたるため、健康福祉分野についてお答えさせていただきます。

村では社会福祉協議会に、地域サロンへの支援や介護者のつどい、つながっぺの運営、介護予防体操の普及・促進等を委託することにより、各種支援体制の充実と健康づくりの推進を図っております。

また、健康福祉課といたしましても、健康増進の施策の一つとして、運動教室や保健指導を実施しております。

さらに、必要とされる方への緊急通報装置貸与や認知症QRコード活用見守り事業等により、緊急通報体制を整備しているところであります。

現状の課題といたしましては、独居の高齢者で家族等とのつながりがなく、かつ緊急通報装置等を希望されない方の安否確認等が挙げられます。

引き続き、訪問活動を行っている生活支援相談員と連携をしながら、制度の周知を図ってまいります。

次に、ご質問2-2、サービス利用の支援や相談窓口での実態と課題についてお答えい

たします。

村では、健康福祉課職員の訪問状況や社会福祉協議会で活動している生活支援相談員の訪問時の意見要望を、その都度、健康福祉課内で共有しております。

また、ご相談いただいた内容ごとに健康福祉課職員等が電話や訪問等により現況等を確認し、また、関係機関等から情報収集を行いながら、その後の相談対応や介護保険等サービス利用の支援に当たっております。

なお、遠方に避難されている方への相談対応が課題となりますが、引き続き原発避難者特措法等に基づきながら避難先自治体と連携し、相談対応や支援を継続してまいります。

次に、ご質問2-3、要援護者や独り暮らしの高齢者等への日常生活用具の支給や貸与の実態と課題についてお答えいたします。

日常生活用具の支給、貸与につきましては、介護保険制度によるもののほか、村の要綱等により支給や対応を行うものがございます。

介護保険制度では、介護認定を受けた方の介護度により、要支援に該当した方は包括支援センター職員が、要介護に該当した方は居宅支援事業者が、それぞれ介護サービス計画を作成し、その方に必要なサービスや日常生活に必要な福祉用具を提案いたします。計画の内容について、ご本人を含めた関係者が集まり、協議をした上で車椅子や歩行づえなど、福祉用具の貸与を行っております。

また、ポータブルトイレや入浴用椅子など必要に応じ、制度の中で購入するものもあります。

他方、村の要綱等によります要援護者等への日常生活用具の支給、貸与の例といたしましては、要援護高齢者及び独り暮らし高齢者への緊急通報装置の貸出しや、日常生活で必要とされる方へのIHコンロの貸出し、要介護度が要介護3以上で必要な方への、いわゆるおむつクーポン券の給付等があります。

また、障害をお持ちの方は、障害の状態に応じて、飯舘村障がい者等日常生活用具給付等事業により、ストマ装置やおむつ等の給付を受けることができます。

制度ごとに給付や貸与を受けることができる内容が異なりますので、今後も丁寧な説明を行い、支援をしてまいります。

次に、ご質問2-4、介護サービスを受けるときの申請、訪問調査とあるが、サービス計画からサービス開始までの実態と課題についてお答えいたします。

介護保険制度の申請から認定、サービス提供開始までの流れとしましては、まず介護保険のサービスの提供を希望される方から介護保険の適用が必要と認定するための申請をしていただきます。

次に、申請に基づき対象の方の身体がどの程度動くのか、認知機能はどれくらいなのかなど、認定に必要な調査を行い、調査の結果を主治医の意見書とともに審査会に送付します。

審査会では、対象の方に必要な介護サービスの度合いを判定いたします。

審査会で介護サービスが必要と算定されると、包括支援センターや居宅介護支援事業者が、ご本人やご家族等の要望をお聞きしながら、その介護度に応じた介護サービス計画

を作成します。

包括支援センターや居宅介護支援事業所が介護サービス計画を作成後、ご本人やご家族、サービス提供事業者等が集まり協議をして、いつからどのようなサービスをどのくらい提供するのか、車椅子やつえなど福祉用具はどのようなものを貸与するのかなどを決め、サービスの提供を開始いたします。

なお、審査会による介護認定が下りる前でも必要に応じ、暫定的にサービスを提供することも可能となっております。

次に、ご質問3、生活福祉、母子・父子・寡婦福祉、臨時特例つなぎ資金、さらに応急小口資金貸付などの実態と課題についてお答えいたします。

父または母と生計を同じくしていない児童がいる家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童扶養手当及びひとり親家庭医療費助成制度があります。

また、社会福祉協議会では、低所得者世帯や障害者世帯等が緊急かつ一時的に生計維持が困難となった場合に貸付けをする緊急小口資金があります。

村では、対象者に漏れないように事務を進めてきておりますが、なお、支援が必要な方々が制度につながるように、今後も広報お知らせ版等での周知なども継続し、支援をまいります。

次に、ご質問4-1、自然界の多くの森林など無除染であるが、長泥含め村全面積にある放射性物質の除去・隔離をどのように復旧させるのかについてお答えいたします。

まず、環境省はホームページ上で、「大気中に放出された放射性物質が、雨等により皆様の周りの土や草木や建物に付着しました。除染により、それらの汚染された土や草木を取り除いています。さらに取り除いた土や草木を外部への影響がないよう遮蔽することで皆様の受ける放射線量を減らすことができます」と公開しており、この認識に基づき、村においては国直轄除染が進められてきたものと認識しております。また、既に長泥地区の帰還困難区域と一部の地域を除いて、村内での面的除染を終了し、除染効果の維持のために、環境省では事後モニタリング等による確認を続けているところです。

なお、村では、国や県に対し福島県町村会や相馬地方市町村会を通して、1日も早い森林の効果的な除染技術を確立し、全ての森林を対象とした放射性物質対策を講じることなどの要望を行ってきており、今後も継続してまいります。

さらに、平成29年度より森林整備と放射性物質対策を一体的に実施することで、森林の持つ多面的機能を維持しながら放射性物質の拡散防止を図り、森林を再生するふくしま森林再生事業に取り組んできており、令和7年度までに整備面積は約400ヘクタールとなっております。

次に、ご質問4-2、長泥地区はこれからが各事業スタートとしているが、他の19行政区への対応（賠償・助成）はどのように村民の代表として求めていくのかについてお答えします。

村は、平成29年3月に避難指示解除された19地区及び令和5年5月に避難指示解除された長泥地内の特定復興再生拠点と長泥曲田公園について、国の各種事業を活用した取組を進めてきております。

先に避難指示が解除された19行政区で進めてきたように、今後、長泥地区でも同様の取組を進めてまいります。また、村として、地域の再生や生活再建、事業再開等に必要な助成につきましては、引き続き国に求めてまいります。

なお、避難指示区域や被られた損害により、東京電力の賠償内容は異なり、複雑かつ多岐にわたっていることから、それぞれが個別に東京電力に対し請求、協議しているものと認識しております。

次に、ご質問4-3、インフラ整備の計画及び村民に対する周知についてお答えします。

村では、インフラ整備のみならず、避難指示解除要件に関わる課題などについては都度課題を見だし、買物環境についてはセブンイレブンの設置を行い、一時帰宅用のトイレを設置するなど、制度が全く確立されていない段階から、村民の先頭に立って取り組んできております。

また、除染については、国が、国の責任において直接実施しておりますが、その他の環境整備やインフラ整備については、国道、県道や県管理の河川等を除いて、福島再生加速化交付金などを活用し、全て村が実施してきたところであり、必要に応じて、これまで同様に村が主体的に取り組んでまいります。

次に、ご質問4-4、医療費等減免措置・無料化を継続するよう要求すべきだと思うが、村の考えを伺うについてお答えいたします。

国は震災以降、被災者の医療費の一部負担金等の減免措置を継続してきましたが、被保険者間の公平性を確保し、経過措置を講じる観点から、避難指示解除後10年程度で減免措置を見直すとしております。

本村においては、平成29年に避難指示が解除された19行政区は令和9年度で、また令和5年に避難解除された区域は令和15年度で、それぞれ上位所得者を除き、一部負担金の減免措置を終了する方針が国から示されております。

国は、令和4年に決定したこの方針に基づき、既に本村より先に避難指示が解除された自治体を対象に、順次減免措置の見直しを実施しており、本村として国に減免措置・窓口負担免除を要求する考えはありません。

なお、村民の命と健康を守る取組として、村では相馬地方市町村会を通じて、被災者に対する長期的健康管理の実施や、健康支援に係る財政的支援などを国へ要請しているほか、引き続き健診受診率の向上や保健指導、健康づくり事業などに力を入れてまいります。

次に、ご質問4-5、村民はADR・裁判などで異議を申し立てているが、村民が村に協議事項を要望したり、具体的に示したときには、村の長として村民の立場で求めるのかについてお答えします。

原子力発電所事故に伴う損害賠償は、原子力損害賠償紛争審査会が定めた基準に基づいて実施されておりますが、この基準に納得できない方については、裁判あるいはADR等の手続によって請求されております。

村としては、裁判あるいはADR等の申立ては、被られた損害の内容が被災者個々に異なり、複雑かつ多岐にわたっていることから、それぞれが個別の事情を陳述し、東京電

力に対し請求、協議をしているものと認識しております。

なお、裁判あるいはADR等は、申立人と被申立人、または原告と被告によって紛争解決または係争されるものであり、村行政が第三者である場合、その司法行為に関わることはできません。また、当事者間において協議中または係争中の案件について、村が個別の事案や団体の要望事項を東京電力に求めるなどの想定はしておりません。

村はこれまで、東京電力の村担当者を通じて、書類の誤送付などの不適切な事案が起こらないよう、正確な賠償事務を遂行すること、村民の負担とならないような賠償請求手続とすることや、村民に対して分かりやすい情報の発信をすることについて求めてきたところです。

次に、ご質問4-6、15年目となる中で、賠償・助成への追加希望がかなり増えているが、東電窓口は休みを増やしており、謝罪しながら拒否することも増えていると聞くが、村の長として実態と所見についてお答えします。

さきのご質問でお答えしたとおり、村はこれまでも東京電力の村担当者を通して、正確な賠償事務の遂行や村民の負担とならないような賠償請求手続、分かりやすい情報の発信について求めておりますが、賠償の追加希望や個別の請求内容については、村ではその実態は把握しておりません。

また、村民への賠償相談内容として、東京電力からは、相談者数の実態に応じた窓口の開設や未請求者への戸別訪問を強化していること、これまでと同様に、交通手段がない高齢者等へ電話予約にて自宅訪問での相談も行っているなどの報告を得ているところがあります。

以上となります。

教育長（高橋澄子君） 8番 佐藤八郎議員のご質問にお答えいたします。

ご質問1-2、教育費の父母負担・貸付金、学校での事故への給付など、補償制度についてお答えいたします。

まず、令和7年度におけるいいたて希望の里学園に通う児童生徒の教育費については、制服代や学用品代、給食費などの一般的には保護者が負担する費用について、そのほとんど全てを村が負担しており、PTA会費などの一部を除き、保護者の負担はありません。

次に、貸付金については、諸要件がありますが、高校や大学等に進学する際に、要件に合致する保護者に対して貸付けを行う通学費等貸付金制度のほか、同じく高校、大学等へ進学する際、または在学中の方に対する村奨学金制度があり、現在も利用されている方がおります。

次に、おただしの保健安全法、つまり学校保健安全法に関しては、学校保健計画に基づき、健康診断を行うなどにより、児童生徒及び職員の心身の健康の保持増進を図っております。また、同法における補償に関しては、本村では疾病等の該当する事案は発生しておりませんが、今後事案が発生した場合は、規定に基づいて適正に対応してまいります。

次に、共済関係については、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給

付事業に村が負担金を支払って加入し、万が一の事故に備えております。

以上となります。

8番（佐藤八郎君） 一般質問は村民に理解してもらうことと、制度的に何か申込みがあれば、そういうものを進めたい、そして村民の生活を支援していくために質問をしております。なぜ最初の答弁に実態と課題は示さないのかが、非常に答弁書を見て不思議であります。答弁の在り方、改善を強く求めて再質問をいたします。

1-1でありますけれども、答弁した、対応している、支援する動き、いろいろありますけれども、実態と課題はないということではないでしょうか。あるのであれば、数字的なものはあるのかどうか伺います。

健康福祉課長（今野智和君） おただしの実態の部分の再質問ということですが、質問の中に挙げられている中で申し上げていきますと、一時預かり事業というのは、こども園でこれは実施しているものとなりますので、後ほど教育委員会から答弁いただければと思いますが、子育て短期支援、この一個一個追っていきますね。

子育て短期支援というものについては、保護者が病気等々で一時的に子供を見ることができない場合に、児童養護施設等で預かる事業となっております。こちらについては実績で申し上げますが、利用した方については令和7年度おりません。

援助活動支援については、ファミリーサポートセンターというふうに一般的に事業展開されている自治体がありますが、本村についてはファミリーサポートセンターは設置されておらず、この事業の中身としては、子供を一時的に預かれる世帯がサービス、我々は子供を預かることができますよというのを登録します。あとは預けたい方が利用の申込みをして、マッチングされて一時的に預かる事業となっております。こちらの事業、先ほど申し上げましたように、村としてはございませんが、先ほどの答弁の中にありますように、令和8年度からはこども誰でも通園制度等もございますので、そういった中で補完されていくものと考えております。

最後に、地域子育て支援拠点事業とありますが、こちらについては、子育て支援センター等が主な事業となっております。こちら震災以前に子育て支援センターを整備して、現在はスポット利用で、子供の養育になかなか悩んでいると、育ちの部分で悩んでいる世帯等が相談する事業、もしくは学校になかなか行けないお子さんを集めた事業等をその子育て支援センターで実施しているというような状況となっております。課題等はその相談の中で生まれてくるものとしてありますので、その相談の内容によって、サービス等にしっかりつなげられるように、健康福祉課としては支援を継続してまいります。

以上です。

教育課長（三瓶 真君） 先ほど健康福祉課長からありました一時預かり事業についてであります。これはまでの里のこども園における事業ということでありました。簡単に申しますと、経常的に通常園児を年間通して預かると、申込みいただいて入所するというようなこととなりますが、この一時預かりについては、字のとおり、一時的にご両親に何か特別の事情があつて預からなければいけないときに、短期的に時間をもってそれを預かるというような事業となります。年内においては何件か申込みがあつて、利用者が

いるという状況であります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 制度の説明はもらわなくていいんですけども、実態がね、育児・介護休業の実態で、育児休業給付金もらった方や介護給付金もらった方の対象者はいないということですか。

制度説明はいいです。私、30年、40年これもう数字で勉強していますから、制度説明じゃなくて、実態と課題について伺っている。そういうふうにご一般質問書も書いておりますのでね。

健康福祉課長（今野智和君） 前段の部分です、育児・介護休業、看護休暇等の部分についての質問、再質問ということですが、その育児休業、介護休業に対しての給付金的なものについては、健康福祉課としては所管しておりませんか、村の制度としてはございません。出産するときの出産一時金というのは窓口、病院の窓口で今かからないようになってきているというのがあります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休議します。

（午前11時44分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午前11時49分）

健康福祉課長（今野智和君） 再質問にありました育児・介護休業、看護休暇等の制度についてですが、こちらについては法制度を改正しながら、各事業所の責務として担ってきているところでありますので、村としてその全体を把握している立場にはございませんので、ご理解いただければと思います。

以上です。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前11時50分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後1時10分）

8番（佐藤八郎君） きちんと、質問の通告の仕方が悪かったのか、答弁側の意思が伝わらないのか。実態と課題が数字に出てこないのか、1-1については村の関係する事業所でのこういう制度なり、利用した方の人数とか、そういう中での課題はどんなものがあるのか伺っておきます。

健康福祉課長（今野智和君） 答弁繰り返しになる部分もあります。恐縮ですが、お答えさせていただきたいと思います。

休暇関係については先ほど最後の答弁で申し上げたとおり、村では把握するすべがないというところでお答えさせていただきまして、子育て短期支援事業につきましては、該

当支援を希望される世帯等がございませんでしたので、実績等はございません。ゼロとなっております。

援助活動支援については、村にこの事業がございませんが、そこについては答弁書の中に述べさせていただきましたとおり、こども家庭センター等でその支援について補完をしてきているところとなっております。その件数については今手元にはございませんが、都度、子育てに悩む両親からの相談を受けながら、適切なサービスにつなげているところとなっております。

最後の子育て支援センターですね、地域子育て支援拠点事業、主に子育て支援センター、村の場合は該当しますが、スポット事業としてお好み会といいますけれども、学校になかなか行けない子供たち等も含めて、その子育て支援センターの場所でスポット的に相談を受けたり、子供たちの育ちを促すような事業を展開しているところとなっております。年に四、五回、令和7年度は行っておりますが、都度10名弱の参加者がいたと記憶しております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 聞き直したんですけれども、村が関係する事業所、役場、いろんなそこでの助成、育児・介護休業、看護休業あったかどうかは分からないんですか。実態数は分からないんですか。

どうしても今日数字的に出ないと言うんなら、後でね、課長に聞きに行きますけれども、実際福祉政策なりなんなり立てる事前にね、本当は各事業所だって、こういう国の制度あって、こういう法律の下に対応されている件数はどのぐらいあるとか、それは全体をつかんだ上で福祉政策やら、今後のいろんな制度の活用が進んでいくもんだと思っていますけれども、それが公務員の行政の仕事ではないかと私は思っていて聞いているんですけれども、村の関係する事業所での実態、課題もないということでもいいんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 村の関係する部分ということでありますので、役場という形になるかと思いますが、役場の中でということであれば、当然法律に定められた産前産後休暇、それから育児休業、全て取得しているという職員がおります。産休ですと、1名ですか、現在は、介護休暇、それから看護休暇ですね、そういう部分についての取得については届出はございません。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 歩く中で、村民から子育て短期支援について、一時的に養育するようなことで村はどのようにやっているかということでも聞かれたので、この子育て短期支援事業を聞いたわけなんですけれども、今の答弁だとありませんでしたっつう話なのでね。これは今後あった場合は、どういう対応をされるんでしょうか。それには短期入所生活援助、夜間養護も含めてあるんですが。

健康福祉課長（今野智和君） 子育て短期支援事業についてということですが、こちらについては先ほど軽く触れさせていただきましたが、保護者が疾病、病気等の理由で家庭において子供を育てるのが一時的に難しいなというような相談があった場合に、児童養護施設等において短期入所等の支援をしていくという事業になっております。その具体的な

相談というのは、令和7年度においてはなかったわけではあります、今後そういった相談があった場合は、今の流れに沿いながら、児童養護施設の調整をしながら、短期的にそこに入所していただく、こういった措置、支援を図っていきたいと考えております。以上です。

8番（佐藤八郎君） 確認しておきますけれども、夜間養護、いわゆるトワイライトステイも、ショートステイも、その村民の相談によって対応するということですか。

健康福祉課長（今野智和君） その相談の内容、使える世帯等、詳しくちょっと聞き取りしないと分からないわけではあります、この要件に合致した方については相談を受けながら、しっかりと支援してまいりたい、このように考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） それでは、1-2に移りますけれども、これも父母負担軽減、貸付金、あと給付の補償制度ということで質問をしますけれども、これ実態なり要件、給付の実態はないということですか。

教育課長（三瓶 真君） ご質問1-2に関しての給付の実態についてのご質問でございます。

まず、ご質問の一番最初の教育費に関しての部分でありますけれども、ここに関しましては、現在いる希望の里学園の生徒児童に関しましての教育に関する負担は、答弁の中でありましたように、一部PTA会費であるとか、あとは制服の2着目を買っていただいたときには半額負担であるとかということではありますが、それ以外の部分につきましては、入学しております児童生徒に対しまして、全て村で負担をしているというような実態になります。

続きまして、その貸付金といたしまして、答弁の中で申し上げました高等学校等通学費等貸付事業に関してでありますけれども、これは令和7年度におきましては、継続と新規合わせて5件の利用実績がございます。

続きまして、同じく奨学金制度ですね。奨学金制度につきましては、これも令和7年度中でありまして、現在6人の方が奨学金を利用されております。

あと、補償制度、これは学校だけがなかあった場合のその補償制度になります。こちらの共済制度のことでありまして、共済制度に関しましては、令和7年度中、前期後期合わせて5人の子供さんにこの共済金を支払った実績がございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 続けて、2-1に移りますけれども、生活支援ということで、日常生活の援助なんですけれども、これも食の自立やら外出支援サービスなど、いろいろ含まれていますけれども、これも何か村長答弁でね、広範囲にわたるため、健康福祉分野一括して答弁いただいておりますけれども、何か村直接よりは社会福祉審議協議会に丸投げした部分の答弁なんですけれども、具体的にこの生活支援に当たって、食の自立支援とか、外出支援サービス、寝具類など洗濯、乾燥、消毒のサービス、家事援助等軽度生活援助、さらには住宅改修支援、訪問理美容サービス、高齢者共同生活の支援とか、やられているものは何でしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） まず、答弁の中でお答えさせていただければと考えております

が、決して社会福祉協議会に丸投げして事業を実施しているという考えはございませんで、必要な事業を社会福祉協議会の人材、体制等を協力いただきながら委託事業でしている事業もございますが、例えば、地域サロン事業については、村内であれば9か所、村外でも3か所、全部で12か所実施しておりまして、毎月集まりを持っていただきながら、人と会話したり、百歳体操などですね、軽度な運動をしながら、体が健康で維持できるような取組なども行っているというような状況にあります。

また、介護予防事業の部分も含めてとはなりますが、まずは健康係でまでいな健康運動塾ということで、運動教室と答弁書の中にありますが、までいな健康運動塾、これは毎週水曜日、いちばん館、もしくは交流センターで実施している事業となっております。こちらについても運動機能の維持に努めるために、村でお声がけをしながら参加いただいているというところで、毎回10名程度、10名を超えるぐらいの人数が利用されているのかなと思っていますところです。

あとは、村で直接的でありますけれども、緊急通報装置の貸与、こちらはボタンで赤、黄色、緑とありますけれども、事前に登録することによって、そのボタンを押せば登録した電話番号の方につながるというような装置、今は携帯型が主流になってはいますが、そういったものの貸与も行っております。現在22名が利用されている事業となっております。こちらについては困ったときに電話を、そのボタンを押すということだけではなくて、月2回コールセンターからお元気コールということで、最近の状況はどうでしょうかということの聞き取り、お元気コールということでさせていただいているような状況もございます。

いずれにしても、社会福祉協議会と連携しながら、健康福祉課のみならず関係団体と協力しながら、困り事のある方々の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 家族介護関係で、ちょっと確認できればと思います。

家族介護でどんなことをやられているかという、家族介護支援特別事業がありますけれども、対象者も限られると思いますけれども、多分家族介護者交流事業なんかやられていて、徘徊高齢者家族支援サービスはどうか分かりませんが、どのぐらいの関係で高齢者向けにやられているのでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） 家族介護支援関係ですが、おただしのおり家族介護者交流事業ということで、村としては実施しております。令和7年度においては4回実施しております。この事業の目的はですね、自宅で介護をしている方、旦那さんがちょっと容体悪い、デイサービス通った、ヘルパーさんが必要だ、こういうときにはその介護をしている奥さんというのは少しずつ疲れがたまっていくわけですね。そういった疲れをリフレッシュ、いつときでもリフレッシュしていただいて、次につなげていただこう。また、参加している介護をしている方々同士の交流を図ることによって、そのふだんの思いだったりというのを共有できる、そういった場になるために事業を実施しているところであります。リフレッシュが主な目的となっておりますので、例えば、サクランボ狩りに、その間はデイサービスに例えば旦那さん行っただいての間、奥さんはこ

のサクランボ狩りに行っていただいて、心身のリフレッシュを図っていただくとか、あとは物を作ってリフレッシュしようということで、ポーセラーツ教室なんて、こういう教室をやられたりというようなどころもあります。あとは食事会ですね、ゆっくり食事をする時間がないだろうということで、こういう食事会なども、この交流事業の中では行っているところとなっております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 高齢者の生きがいと健康づくり推進、いろいろ先ほど答弁もありましたけれども、これに対象者で60歳以上おおむねの高齢者なんですけれども、出られる方はね、結構参加されて元気で、生きがいいろいろ持ちながらやられているんですけれども、これに高齢者全体ではどのぐらいの割合で、出る、出ない含めて、あるんでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） すみません。先ほどの具体的な事業で申し上げますと、家族介護者支援交流事業については10名を超えるぐらいの人数ですかね、十二、三名の方が出ていらっしゃいます。当然、全員が出れるわけではないと、それはおっしゃるとおりだと思います。健康福祉課としては、なるべくそこに介護を受ける方はサービスを調整しながら、その日にこの事業に参加しやすいような流れを調整しながら、この事業に向けているというようなどころとなっております。

1つの事業に対してちょっと申し上げると、そんな状況になっております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 曜日別でも、ある部落ごとなんかもあるし、いろいろ事業によってありますけれども、全体の今、在村している高齢者の中での割合は、そういうものに参加する人と、しない人の割合はどのぐらいに、5割5割ぐらいなのか、6割4割なのか。

健康福祉課長（今野智和君） 帰村している村民の中、高齢者の方は900人ぐらいいらっしゃいますけれども、その中でどれぐらいが参加しているのかという、正しい近い数字を持ち合わせているわけではございませんが、生活支援という広い枠でいいますと、生活支援バスを利用している方もいらっしゃいますし、あとは村外の介護サービスの送迎サービスを利用している方もいらっしゃいます。そういった方を含めてのこととなりますが、繰り返しになりますが、その正しい何割ぐらいだろうというところはちょっと、この場では持ち合わせておりませんのでお答えできません。なるべく多くの方がその支援サービスを利用できるように、そのサービスの周知をまず図っていきたい、こういうサービスがありますよというのを丁寧に説明していきたいと考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 2-2に移りますけれども、サービス利用の支援、相談窓口含めて、在宅介護・地域包括センターがあつてやられていますけれども、ここでの実態と課題というのは何もないんでしょうかね。

健康福祉課長（今野智和君） 答弁では、こういった動きの中で努めていますというところにとどめておりますので、再質問いただきました。

その中でやはり多いのは、帰村してから15年たつ、その中で高齢化が進んでおりますので、なかなか独り暮らし、高齢者のみ世帯で生活するのが難しくなっているという

ところの相談が多くなってきているのかなと感じております。

その中で必要に応じて、介護保険ではこういうサービスができますよ。例えば、そこにお困りであればこういう事業が使えますよ、こういったところを訪問時にお伺いしながら、相談に応じて支援をしていると、こういった状況になっております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 私ども議会もそうですけれども、村も実態と課題をつかまないと、今後予算を含め、来年度、再来年度、将来に向けての施策といいますか、そういうものがないということで、時間がないので、もうこれ以上実態、課題の話をしていきますと大変なので、高齢者の福祉の2-3やその次2-4、3-1など、やめますけれども、後できちんと確認しながら、私は私なりの飯舘村でこれからの施策や、どんな施策や、県や国に求めたらいいのかも含めて活動してまいりますので、後でぜひ実態と課題についてはお聞かせ願いたいということをお願いしておきながら、4-1番に入りますけれども、環境省で事後モニタリングなどによる確認を続けているところでもありますという答弁であります。これのデータは村できちんといただいているのかどうか、まずは伺っておきます。

産業振興課長（松下貴雄君） 環境省での事後モニタリングの結果ということでございますが、毎年、環境省からは結果の報告を受けているところでございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） いただいていたものが住んでいる村民やら、村の状況を心配している人にはどのように、これはホームページかデータとして、環境省のデータで流されているんでしょうか。どういうふうに周知されたり、確認されているんでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） その結果についてはホームページ等々で公表しているかどうか、ちょっと環境省に確認しないと分からないところでございますが、村のほうの報告としてはきちんと紙ベースで報告をいただいているところでございます。

8番（佐藤八郎君） 村で紙ベースでいただければ、私らも知ることができるっっちゃうことだと思いますので、次に進みます。

何といっても、75%森林の飯舘村にとって、森林を再生するというのはもう基本中の基本なので、この森林を再生させるためのふくしま森林再生事業は、国有林を除き、いつまで継続されるのか。昨年度整備面積400ヘクタール、残された面積はどういうふうな予定なり、計画にあるのか伺っておきます。

産業振興課長（松下貴雄君） ふくしま森林再生事業の今後の進め方ということでございますが、一応年度別計画というものを策定しております、それに基づいて森林整備を進めている状況でございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 作成したのは分かりました。内容は。

産業振興課長（松下貴雄君） 内容につきましては、村内のまず線量が低い地区からということで作業を進めております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 線量が低い地区のところから、どのように毎年400ヘクタールずつやっていくのか、この事業はいつまで継続されるのか、見通しやら、計画というのは。聞いている村民は、何を言っているか分からないと思うんです。私は、分かるように答弁を求めているんですけども。

産業振興課長（松下貴雄君） 今までの整備の部分では400ヘクタールとやっております、一応年度別計画では、毎年約100ヘクタールを整備を進めていくというふうな計画にしております。

この事業の期間でございますが、令和7年度以降も継続するというのもありまして、終期のほうちょっと把握はしてございませんが、令和7年度以降も継続しているということで、今、事業の所要額調査という部分では、一応令和9年度までの事業の期間の中で、村としては県に要望を出している状況でございます。

8番（佐藤八郎君） 村長、継続令和9年まで、1年に100ヘクタール。すると、令和8年、9年、200ヘクタール、今までの400ヘクタールにも及ばない。村、やるべき森林面積幾らですか。

村長（杉岡 誠君） 村内の全面積230平方キロメートルのうちの70%が森林で、かつ、その中の国有林が約6割ぐらいですか、ですので、残りの3割、だから3、7、28%ぐらいでしょうかね、28%から30%が民有林ですので、その民有林の230平方キロに掛けると、大体7,000ヘクタール、7,200ヘクタールぐらいということのようです。

なお、事業期間に関しては、今、令和7年度末なので、令和9年度の当初予算に間に合わせるように所要額調査をしているというふうに私は認識しておりますので、令和9年で終わりということではなくて、今現在で調査が来ているのが令和9年の当初に向かった話だと認識しております。

かつ、事業の継続に関しては、復興・創生この第2期中ですね、福島県町村会含め、それぞれの市町村全部関係するものですから、全体で具体的な事業名を挙げて要請活動をしてきました。この結果、事業名を挙げて国でこれは継続するというふうに、復興・創生第3期の中でうたわれておりますので、これは国にとっても非常に重要な事業という認識があるものと私は認識しておりますので、うちの村としては七千数百ヘクタールあるものですから、そこをしっかりと全部対象としていきたいということを今後も要請活動していきたいと考えております。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 実態、課題できちんと答弁いただきました、やっとな。

次、4-2に移りますけれども、答弁の中に、個別に東京電力に対し請求、協議しているものと認識しておりますというのが、村の村民に対する意識のようでありますけれども、これはこれからも個人的にとりして、村では相談への対応はしないということになりますか。

村長（杉岡 誠君） 以前の一般質問でもご答弁申し上げておりますが、相談を受けないということは村として言っていないかと思っております。やっぱり村民の方々のおっしゃることをしっかりと生かしていただきながら、ただ、賠償する主体は東電なものですから、東電のし

かるべき窓口、あるいは担当につながせていただいて、場合によっては、その後にもまた村民からちょっと違うんじゃないかという話があれば、また東電にそういうことはつないでいくという、しっかり東電から何ていうんですかね、請求者に対して誠実な回答なり、対応が引き出せるように、村としてはこれまでも対応しているつもりでありますので、今後とも引き続き丁寧に対応していきたいと考えております。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 村への相談したい場合は、どこが窓口ですか。

産業振興課長（松下貴雄君） 村の相談窓口ということでございますが、産業振興課の商工観光係が窓口となっております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 4-3に移りますけれども、福島再生加速化交付金などを活用しということで答弁いただきましたけれども、この再生加速化交付金は村としてなり、村民なり、被災者、被災地で活用、要望があれば、ずっと続くものでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど、再質問ありました福島再生加速化交付金などの復興財源であります、復興事業についてというようなことでございます。これについては、第3期復興・創生期間の部分については、きちっと財源は確保されていると考えているところであります。

8番（佐藤八郎君） 4-4に入りますけれども、本村としては、国に減免措置・窓口負担免除を要求する考えはありませんという答弁をいただきました。村民、私質問する最初にあったように、二百何十人の方の声をずっと、年齢いろいろありますけれども、聞きながら歩いていますけれども、減免措置や窓口負担免除をもういいんだという村民被害者はいないんですけれども、困っているのは、これがなくなるときに、自分ら医者にかかれるんだろうか、納めるものを納められるんだろうか。特に国民年金だけで収入の方は大変困って、そういう声を常に持って生活していますけれども、ここで村民の代表たる村長が要求する考えもう国や加害者にありませんとなると、それに代わっての負担への対応策はどういうものを示していただけるんだということになりますので、この場で伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） ご答弁で申し上げたのは、国に対してですね。国に対して減免措置、窓口負担免除を要求する考えはございませんということでありまして、これはもう数年来ここ4年以上ですか、総会の折、あるいは行政区長会の折、常々10年で国はこういう減免措置、あるいは課税の全額免除というものについては見直しをしていくという方針が出されていて、令和8年度から例えば2分の1課税が始まるとか、窓口負担は令和10年から再開ですか、は平成29年、避難指示解除の19行政区についてというような話は常々出してきておりますので、そういう周知をしまいったということですよ。

一方で、村としては、負担が生じて村民の方々がそれで大変な思いをすればいいと思っているわけではなくて、むしろ医療、介護等を適切に受けていただく、むしろその健康寿命を延ばすと、健康でいつまでもいれるようにということをしっかり取り組んでいかなければならないと、そちらが自治体としてのそもそもの根本でありますので、その

ところに力を入れるということでもあります。

ちなみに、先ほどのご答弁の中で相馬地方市町村会を通じて要望している内容を文言で言いましたが、被災者に対する長期的健康管理の実施や、健康支援に係る財政的支援を国には引き続き要望してまいっておりますので、これは今後とも要望してまいります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 先ほどの健康福祉関係、高齢者問題でも述べましたように、いろいろ事業やイベントを繰り返しても、それに出る人、出ない人がいたりするわけですがけれども、病的な症状が出た場合は医者にはしか行く方法はないです。そして、医療費が払えない状態になったとき、初めて村の生活保護なり、医療費扶助なり、小口資金貸付けしたり、いろいろそれに対応する制度はありますけれども、そういう原発事故で被害者になったり、被災地に住んでいる者としても、そういうことを受けていない全国の地方や、市町村自治体と同じ形になっていくと。そういう中で、村としてはそういう方々にこういう対応をしていくんだというふうに、分かりやすく答えていただきたい。

村長（杉岡 誠君） 個別の事業そのものは私が全て把握しているわけではないというか、申し上げることはできませんが、復興予算を十分活用しながら、村内に居住の方だけでなく、村外にお住まいの方を含めて、医療、介護、高齢者福祉、全て対象として今まで取り組んできておりますし、県外にいらっしゃる方についても、特措法に基づいて避難先自治体の支援といいますか、協力体制を取りながら取り組んできていうことでもありますので、これは普通の自治体ではあり得ない取組だと思えます。

現在、この福島県内ですね、避難といいますか、住んでいる方が全体の9割に達しているかと思いますが、この9割の方々は全て医療、介護、高齢福祉については、村と1時間圏内程度で大体連絡が取れる体制でありますし、その方々が村と直接は大変だということであれば、避難先なり居住されている先で問合せすることも可能な状況、あるいは社会福祉協議会も含めて、県の社協、あるいは避難先の市町村の社協とも連携をしながら、いろんな取組をしているかと思いますが、これは相当な範囲で、全国の中でもかなり広い範囲をこの小さな村が請け負いながら、その安心安全に対して、健康に対して取り組んでいるということをご理解いただきたいなと思うところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 村民と会うとね、例えば、病気のことで言います。目医者にも行かなくちゃない、高齢者になって。歯関係も行かなくちゃならない。あとは精神的なもので、不安や認知いろいろあって、その部分も行かなくちゃ。もちろん内臓全体。あとは、腰痛くなったり、足痛くなったら整形外科、4つ、5つ行かなくちゃなんねえ。今、原発事故で被害に遭った村民が生きているわけです。先ほど村長に負担への対応策を示していただきたいと言ったら、健康づくり云々って言いましたけれども、健康づくりよりも、命失う手前にいる人たちにどういうふうにしていくかということで、窓口負担、医療費無料化、免除というのは必要であるから、ずっと。広島、長崎のような被ばく撤去云々という話ではないけれども、10年、15年たって病状悪化されて出てきている人が結構いるんです。今はもう寝たきりで、死ぬまで飲まなくちゃなんないって、薬要求している

方もおりますけれども、その薬も高額なものでね、大変だという方もおりますけれども、そういう人たちにどういうふうに対応されるのかの具体的に、そういう方が聞いて分かるように説明すべきではないんですか。要求する考えありませんって、答弁するのであれば。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 医療費を新たに負担する、再開することになる負担感の大きさというのは承知をしております。先ほど村長が答弁したとおり、適切な治療を受けていただくということになるかと思えます。所得が少ない方につきましては、医療費の窓口の負担割合も少ないという措置もございますので、それらの制度も周知しながら、適切な医療を受診いただければというふうに考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 現制度に従って、私も相談を受けたら、窓口に行って、諸制度に従って、扶助を受けるように申し伝えますけれども、なお、村長が言われるように、今後も相馬地方市町村会と要求は絶え間なくやっていくということなので、そのことは続けてよろしく願いいたします。

4-5についてですけれども、いや、村はそもそもから東京電力に対して、書類の誤送付や正確な賠償事務を遂行すること、村民の負担とならないような賠償請求手続にすること、村民に対して分かりやすい情報の発信を求めてきたという答弁をここ何年か、杉岡村長になってから、ずっとこの答弁かな、いただいていますけれども、求めたことでのこの村民の不安や心配はどうすればいいんですか。つまり村民が負担とならないような賠償手続つつつても、決まった時間にその場所に自分で行かなくちゃならない。こういうことをこういうことって、誰かきちんと文書解釈、文書手続できる人を頼まないといけない。それは東京電力の担当者を通じて、きちんと相談所で分かるところを書いて申し込めるまで、丁寧にご指導してくれるということでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今おっしゃったようなことを、例えば、その申請書類そのものを東京電力の社員が代筆してくれるのかどうかというのはちょっと把握はしませんが、比較的相談をした中で、できるだけ記入箇所が少なくなるように、あるいは統一様式での請求書なので、一個一個読むのは非常に大変なものですから、窓口で相談すると、ここの部分が対象になるはずですよ、ただ、ご理解の上チェックしてくださいねとかっていうような指導は私自身も受けたことがあるので、そういう対応はしていると認識はしております。ですので、書類が送られてきたからといって、それを自分で全部解釈をして、全部実質自身でやるというよりも、書類は来たけれども、これどうやって書くんだと、俺の実情はこうなんだ、私の事情はこうなんだということで、きちっと窓口に行っていて、あるいは行けない人は東電で訪問もしますと言っていますので、そういうふう呼びつけて、やる方法も東電としてやっているということですから、ぜひぜひ呼びつけてというのは村民が東電に来てもらうというんですか、その方法もあるということですので、いずれにしても、いずれかの方法をご利用いただいて、適切に賠償があるとすれば、賠償の請求をしていただきたいなと考えるところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 私も最初ね、立ち会っていかどうか確認しながら、立ち会ったり、文書来たのを持ってきていただいて相談に乗ったり、もう何百、何十件していますけれども、非常に大変です。役場の窓口どっか持って行って、それも何年も言っていますけれどもね、それもなかなか賠償対策室は持てないという流れでずっと来ていますから。今、村長が言われることできちんとやれるのであれば、立会いもきちんと認めながら、後での4-6の質問をしようかと思ったんですけれども、電話の申込みは来訪してくれるということですが、これ交通手段のない高齢者などというのはどの程度をいうのか、まず。

村長（杉岡 誠君） 1回目の答弁の中で、繰り返しになってしまいますが、なお、村民への賠償相談内容として、東京電力からは、相談者数の実態に応じた窓口の開設や未請求者への戸別訪問を強化していること、これまでと同様に、交通手段がない高齢者等へ電話予約にて自宅訪問での相談も行っているなどの報告を得ているということですが、実際にその交通手段がない高齢者というのを東電側がどのように把握をしたり、認識するのかというご質問なのかなと思います。これはちょっと問合せをしてみないと分からないと思いますので、ご自身が分かるとか何とかということではなく、とにかく窓口に行くのが大変なんだという意思を伝えていただいて、来てくれないかという、まずは言っていたきたいと思いますし、それで断られたという事例が出てくれば、村としても東京電力に対して言うことがあると思いますが、今のところそういう話を村としては把握していないものですから、まずはなかなか行きづらいと、窓口に行くのを大変だという方については、ぜひ電話予約をして、東電に自宅なり、自分が指定する場所に来てもらって話をするというのがいいかなと、よろしいのではないかなと思うところであります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 私よく立ち会うのでね、交通手段あるんだけど、1人では行けないということですね、例えばですよ、その家なり、その家が指定する場所に来ていただく。そうすると、私もそんなに遠くまで行かなくて済むし、その方も済むわけです。交通費がかからない中できちんと電話で予約してね、申し込んで来訪いただいて、処理していただくという流れもぜひ申し込んでいただきたい。

よろしく願いをして、時間ですので終わります。

議長（佐藤眞弘君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、9番 佐藤健太君の発言を許します。

9番（佐藤健太君） 議席番号9番 佐藤健太でございます。

令和8年3月定例会において、一般質問をさせていただきます。

今回は、3項目5点の質問をさせていただきます。

順番に参ります。

1、医療体制についてであります。

いいいてクリニックでの院内処方が高齢者が多く、医療機関や薬局が遠い本村において、通院と同時に薬が受け取れる大変重要な仕組みであり、住民の利便性と安心を支える一つの大きな柱であったと認識しております。

そこで伺います。

1-1であります。昨年12月で院内処方が終了したと聞いていますが、なぜそうなったのかと、今後の対応を伺います。

次に、飯舘村の医療を支えてくださっている医師の先生が、豊かな経験と高い志を持って本村を選び、尽力いただいていることに対し、深く敬意と感謝を申し上げます。

一方で、本村の医療体制が1人の医師に大きく依存している現状については、持続可能性の観点から、一定のリスクもあるのではないかと感じております。今後も安定した医療体制を構築していくためには、医師・看護師の継続的な確保が不可欠であると考え、お伺いします。

1-2であります。現在、村ではいいたてクリニックの診療に加え、訪問診療も行われているが、今後安定した医療体制の構築のためには、継続的な医師・看護師の確保が必須であると考え、村の考えを伺います。

次に、産業団地整備と企業誘致についてであります。

現在進められている産業団地整備は、村の将来を左右する極めて重要な事業であります。企業誘致の成否は単なる用地造成にとどまらず、企業が求めるインフラスペックをどこまで事前に整備できるかにかかっていると考えています。例えば、通信網や電力網が1系統のみである場合、災害時のリスクを懸念する企業は少なくありません。企業のBCP、事業継続計画の観点からは、強靱で冗長化されたインフラこそが最大の誘致材料になると考えています。

そこでお伺いします。

2-1であります。産業団地の整備に当たり、誘致ターゲットとする企業の求めるインフラスペック（電力、水力、通信網など）をどう設定しているかを伺います。

次に、産業団地への企業誘致を進めるに当たり、単に用地やインフラを整備するだけでは、自治体間競争の中で優位性を確保することは難しいものと考えています。今後は他地域にはない飯舘の産業団地ならではの強みを明確に打ち出し、戦略的に差別化を図っていくことが重要であります。

そこでお伺いします。

2-2、産業団地に企業誘致を進めるに当たって、飯舘村独自の強みを生かした差別化戦略はあるのかを伺います。

次に、3、風力発電についてであります。

再生可能エネルギー事業は本村の将来にわたる重要な資源活用であり、単なる発電事業にとどまらず、今後、自主財源の確保や地域内経済循環の構築に直結する政策課題であると考えています。

そこでお伺いします。

3-1であります。現在、村内において大規模な風力発電計画が進められていますが、今後の村の自主財源や地域内経済循環をつくるためにも、村も事業主体へ積極的に出資し、株主という立場で共同で事業を推進すべきと考えますが、村の考えを伺います。

村長（杉岡 誠君） 9番 佐藤健太議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、院内処方終了したと聞いているが、なぜそうなったのかと、今後の対応についてお答えいたします。

国の医薬分業は、医師及び薬剤師による二重チェックをすることで、過剰投薬や薬害を未然に防ぐため、国の方針として進められてきております。また、この方針の下、厚生労働省が国立病院に完全分業の指示をした1997年以降、急速に進んでいるところです。

なお、いいたてクリニック再開時、震災前にあった村内の薬局は再開しない意向であったため、新たな薬局の公募をしましたが、応募する薬局がなく、新たな薬局の参入が見込めないことから、医薬分業があるものの、秀公会に相談協議をして、これまでいいたてクリニックでの院内処方を進めてきました。

昨年、村内にハシドラッグ飯館店が開業したことにより、秀公会としても国の医薬分業の方針に基づき、院外処方への切替えを1年間をかけて村民への周知を図ってきたところです。

今後については、発熱等で早急に服薬を開始する必要がある方に対応するため、解熱鎮痛剤や抗インフルエンザ薬等は、特別にいいたてクリニック内で引き続き処方するとの旨、確認しております。また、継続した服用薬、例えば血圧の薬等が全くなり、受診があった場合は、緊急対応でハシドラッグにて飯館店に当日夕方の臨時配送を行う体制ができております。あわせて、薬の受け取りで車のない方については、生活支援ワゴンの送迎調整までを、受診時にクリニック事務員が担う等、秀公会及び株式会社ハシドラッグの両事業者等で連携した対応を行っていただくよう、村としても調整してきております。

引き続き、村として必要な連携を図ってまいります。

次に、ご質問1-2、今後の安定した医療体制の構築には、医師・看護師の確保が必須であるが、村の考えを伺うについてお答えいたします。

まず、村のいいたてクリニック開所以前の医療体制として、国保診療所、いわゆる草野診療所と飯館村診療所、いわゆる飯樋診療所がありましたが、村直営であったため、医師等の安定確保が課題となっておりました。

その課題解決のために、平成22年から公設民営により医療法人に指定管理者となっただき、医師及び看護師の安定確保を図ってまいりました。

現在、いいたてクリニックの運営については、指定管理者である社会医療法人秀公会に担っていただき、安定した医療体制を確保しているところです。

引き続き、医師及び看護師等の安定確保について、秀公会と情報を共有しながら、村の安定した医療体制を確保してまいります。

次に、ご質問2-1、産業団地整備における、誘致ターゲット企業が求めるインフラスペック設定についてお答えします。

産業団地整備に当たっては、村内の雇用創出や村内総生産の向上などを目的に、補助事業を活用できる復興・創生期間内に整備することを最優先に取り組んでおります。

このため、本産業団地整備においては、インフラスペックの考えは持っておらず、どのような企業が来ても柔軟に対応できるように取り組んできたところです。

また、団地内のインフラ状況については、電力については、低圧電力及び高圧電力は、常時引込み可能であります。また、水道については、簡易水道の管網を整備するほか、地下水も活用可能であり、通信網についても、村の光ケーブルが団地付近に整備されているため、引込み可能な状況にあります。

電力の供給については、近年の蓄電池やデータセンター整備の影響により、福島県のみならず、全国的に供給枠が不足しているため、大変厳しい状況もあることから、企業誘致を進める上での課題の一つと認識しております。

次に、ご質問2-2、企業誘致における村独自の強みを生かした差別化戦略についてお答えします。

企業誘致に係る戦略として、誘致企業に対しては、産業団地整備に着手する前から福島県の企業立地セミナーなど各種イベントに参加し、1点目に村の冷涼な気候、2点目に強固な地盤など自然災害に強い立地、3点目に東北自動車道、常磐自動車道から1時間以内でアクセス可能な立地、4番目に村独自の飯舘村企業立地等支援補助金制度、5番目に現在進めている産業団地整備における企業ニーズに応じた柔軟な区域設定などについて説明し、優位性を訴えてきているところです。

なお、村へのアクセスの充実のため、国道399号線の改良要望と併せて、東北中央自動車道、霊山・飯舘インターチェンジへのアクセスの向上について、国・県へ要請しているところであり、そのほか、子育て世代の従業員に対する村独自の支援策や、充実した学習環境、スポーツ環境なども、強みであると考えております。

次に、ご質問3-1、現在村内に計画されている風力発電事業に対する出資等の考えについてお答えします。

議員おただしの事業に対する出資や、株主として事業に参画すべきとのご提案につきましては、風力発電事業に限らず、あらゆる再生可能エネルギー事業について、自主財源の確保や地域内経済循環の観点から、一つの考え方であると認識しております。

また、行政という立場上、民間事業への出資につきましては、リスクとリターンを十分に検証する必要があると考えております。

企業が進める事業への出資や、株主としての参画につきましては、まずは、相手方に受入れする意思があるかどうかの基本となりますので、村としましては、今後も村民の皆様など多くのご意見をいただきながら、出資によるリスクや費用対効果、協議をしていくタイミング等について検討してまいります。

以上となります。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。それでは、1つずつ再質問させていただきます。

まず、医療体制についてということで、回答の中で、新たな薬局の公募をしたが、応募がなかったということでもありますけれども、どういった条件で公募をしたのか、教えていただきたいと思っております。

健康福祉課長（今野智和君） お答えいたします。

後の答弁の中にもちょっと触れさせていただいておりますが、当初、その再開しない意向の確認を取って、その上で薬局をどうするかということ。当時、福島県、あと薬剤師

会の協力を得て、協議会を設置して、その中で議論をした経過がございます。その中で議論をして、村の中で薬局の運営をできる事業所等、こういった形が可能なのか、そういった中でまず公募をして募ってみてはいかがかと、新たな事業所の参入としてという結論に至ったところでもあります。その上で、村としては一定の期間、公募を図ったところではありますが、応募がなかったということがあって、先ほどの答弁にありますように、国の方針はあるものの、秀公会に当面その部分を担っていただけないかという交渉を進めて、昨年の末まで秀公会に院内処方でその部分を担っていただいた、こういったところになっております。

以上です。

9番（佐藤健太君） 公募したということですが、その条件というか、例えば、家賃は補助しますよとか、場所は村で提供しますよとか、処方箋の数が恐らく足りないということが起きるでしょうけれども、そういった部分、その赤字部分の補填をしますよとか、何かそういったことは条件としてはあったんでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） 場所としましては、当初、震災以前にやられていた薬局をそのまま活用できないかというところの話で、公募としてはしているところとなっています。赤字補填のお話もありましたが、当初から赤字補填ありきということで公募はしておらず、基本的には村に帰村して医療機関が再開されます。それに応じて薬局の参入ができるかどうか、こういったところの公募だったと記憶しております。

以上です。

9番（佐藤健太君） 実際それで公募をして、応募がないという状況になった。じゃ、何がそこで応募がない理由だったのかということも調査はしたんでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） 応募がない理由を調査はしておりませんが、あくまでこれは推測になってはしまいますが、先ほど議員がおっしゃったとおり、これは医療機関の再開についてもそのとおりであります。当然サービスで行っているものではございませんので、その採算の部分がどうであるか、そういったところを精査されて、その上で応募としてはなかなか進めることができなかったということがあるのではないかと。これは、あくまで私の推測です。

以上です。

9番（佐藤健太君） 民間薬局においては、やっぱり採算という部分が非常に大きいかなと思いますので、人口の規模だったり、処方箋の数から見ても、なかなか飯館で採算を取っていくというのは極めてリスクが高いというふうに私も感じています。そういった状況が分かっているのであれば、その企業を誘致する段階において、やはり何かしらの補助というかメリット、そういった部分を示すべきではなかったのかなと思いますが、そのあたりに関して考えを伺います。

健康福祉課長（今野智和君） 当然、補助等、その損失補填の部分をですね、初めにありきで進めますと、それは後年度においてもずっと続けていかななくてはいけないわけになります。なので、後年度負担の部分も加味して議論した結果、その国の方針はあるものの、秀公会で院内処方はできないのかという交渉に移ったもの、このような流れになってい

るところです。

以上です。

9 番（佐藤健太君） では、院内処方をお願いした場合というのは、薬剤師の費用というのは村として負担をしたということでもありますか。

健康福祉課長（今野智和君） 院内処方で行っていただくに当たり、議会にもお諮りしたところではありますが、指定管理料に500万円上乗せした形で、院内処方の形を取らせていただいているところでした。

以上です。

9 番（佐藤健太君） この秀公会さんをお願いをして、院内処方にして、薬剤師をこちらである程度費用を負担したということでもありますけれども、これ村が独自に薬局を村立で造るということは考えなかったのでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） 当初の議論の中では、村営の薬局という議論はなかったように記憶しております。

以上です。

9 番（佐藤健太君） いずれにしても、人件費がかかって、薬剤師が必要でということは大前提にあるので、そうであれば、もうしっかり村で1つのそのインフラとして、薬局を村立で造るという議論をしてもいいのではないかなというふうに思っています。もし直接例えば、公務員給与体系では難しいというのであれば、特定任期付職員であったり、はたまた地域おこし協力隊の制度を最大限に使って、好待遇で招聘するなど、いろんな工夫はできるんじゃないかなと思いますけれども、そういった考えは今ありますか。

村長（杉岡 誠君） 今のご質問はいいたてクリニックの中の院内処方がなくなってしまったことによる、そもそも論ということでご質問いただいているかなと思いますが、完全ではありませんが、ハシドラッグ飯館店を私たちは誘致をさせていただきましたので、川俣店との連携の中で、薬剤師は飯館店には常駐はしておりませんが、川俣店から処方箋を、村からファクスなりなんなりで川俣店に送ると、ちゃんと配送していただいたりというような、そういう仕組みまでハシドラッグさんではつくっていただいておりますので、そちらで今は補完ができていかなと思っているところです。

で、1回目のご答弁で申し上げたように、緊急の部分とか、今、薬をもらわないと大変なんだというものについては、引き続き院内で処方いただけるということでもありますので、基本的には新しく誘致をさせていただいたハシドラッグ飯館店さんを拠点にしながら、ハシドラッグさんの大きな枠の中で、薬剤の部分については村民のニーズに応えられるようにしていくというのが村の使命かなと考えますので、その方向性で今考えているところでもあります。

以上であります。

9 番（佐藤健太君） ハシドラッグさん、非常にありがたいなと思うわけでもありますけれども、やっぱり村民とすれば、処方箋を持って行って、すぐに薬を受け取れるというのが本来あるべき姿じゃないかなと思いますので、ハシドラッグさんをお願いすると、やっぱり夕方以降になってしまったりということがありますので、その辺で少し不満を感じる方

もいらっしゃるということがありました。そういった部分で、調剤体制を維持するというところこそ行政の責任ということでもありますので、今、この体制で運用していくということは、今の段階であれば、最善なのかもしれませんけれども、行く行くは薬局を置くということが理想なんじゃないかなと思います。今後もこの検討を重ねていただきたいと思います。

続いて、1-2の再質問に移らせていただきます。

医療体制というものですけれども、秀公会さんにお世話になっているわけでありませけれども、いずれにせよ個人に依存する形ではなくて、制度と仕組みによって継続的に支えていくものが必要だと思っています。現在の体制が特定の医師に大きく依存しているということについて、村としてどのように評価をしているかお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 今、お一人の医師の方に大きく依存しているというお話がありましたが、本来的にはその医師の方もいない状態で秀公会さんに火曜日、木曜日の午前中だけという形だったところを、少なくとも午後を増やして、1日だけですけれども、増やした上で、かつ訪問診療、往診までしていただいているということでもありますので、依存しているというよりは、高齢化を見越した上で、訪問型の医療なり、看護なり、介護なりがやはりニーズとしては非常に大事だろうということの考えの中から、今の体制を取らせていただいておりますし、村で直接お願いしている医師の方が単独で動いているわけではなくて、秀公会さんとの連携の中で動いておりますので、制度と仕組みの中でこういう体制が整っていくべきだという意味では、ちゃんと秀公会さんとの連携の中で、かつ村が単独費の中で医師を確保することによって、別のニーズにも対応できているというふうにお見込みいただいたほうがありがたいと思います。

以上であります。

9番（佐藤健太君） 続きまして、医師・看護師の確保に当たっては、給料水準だけではなく、生活環境の整備が極めて重要だなというふうに思っております。村内での住宅支援、それから専用車両の提供など、通勤環境の整備等々、または家族を含めた生活支援など、これらについて具体的な制度設計などがあるのかどうかをお伺いします。

健康福祉課長（今野智和君） 先ほどの処遇の部分がありますが、特定の医師に限らず、いいたてクリニックの運営全体で考えますと、先ほど答弁の中でも申し上げさせていただきました、それも含めて安定的な確保体制を取るために指定管理者制度があって、今現在は秀公会にそれを担っていただいているということになっております。処遇の部分は当然医療機関できっちり処遇をされながら、給与体系もしっかり定めながら、人員を確保しているところでありませし、その安定的な運営の部分については、この指定管理者制度を受けているという。秀公会でも、直近でも共有の場を持っておりますが、今後も村には支援を継続してまいりたい、支援と申しますか、指定管理者制度の受託者として努めてまいりたいという話もいただいているところとなっております。

なお、特定の医師ではないと伝えながらも、往診ですね、訪問診療の部分については、村の公用車を医師の送迎車両として1台確保しているところとなっております。当然、送迎は夜間にわたる部分もございませるので、送迎の運転手については村の会計年度任用職

員のパートタイムという形で、その運転も担っていただいているということになっております。

以上です。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

次に、医師が安心して勤務を継続できるには、先ほど秀公会のほうでとか、指定管理の中でということたくさんお話しいただきましたけれども、勤務を継続していくためには様々な制度等々があります。その中で、休暇取得時や体調不良時に代替医師が確実に確保されているのか。組織的なバックアップ体制が必要不可欠でありますけれども、代替医師制や医師の健康管理支援について、村としてはどのように考えているのか伺います。

健康福祉課長（今野智和君） 先ほど、再質問の中で1つ漏れておりました。医師の住宅につきましては、これは無償で住んでいただいているということになっておりますので、住宅の確保。当然、公共料金は利用している方が、ドクターで支払ってもらっていますけれども、住宅料としては無償で住んでいただいているというところで、居住関係はそういった支援をしているということになっております。

今、質問がありました体調不良の代替医師の関係ですが、これは当然指定管理者制度の中で、そのドクターの確保体制というのは秀公会に取っていただくようになっておりますので、その特定の医師に限らず、木曜日来ているドクターもいらっしゃいますが、体調不良があった場合は別なドクターがそちらに入ると、このような形になっております。

以上です。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

医師に関しては非常に手厚い制度が整っているなど感じているんですけれども、看護師に関してはどのようになっているか、併せてお聞かせください。

健康福祉課長（今野智和君） 看護師につきましても、先ほどから繰り返して申し訳ありませんが、指定管理者制度の中で、医師、看護師、あとは放射線技師、薬剤師、事務員、この職員全てを運営の中で秀公会に担っていただいているところです。ですので、同じように、同様に看護師の処遇については秀公会で雇入れをしているわけですので、その中できっちりとした雇用の確保、仮に休暇を取りたいとなれば、その秀公会の中で調整されて人員が配置される、こういったことになっております。

以上です。

9番（佐藤健太君） 住宅に関しても、無償で提供という形になりますか。

健康福祉課長（今野智和君） 申し訳ありません。現在来ていただいている看護師、それぞれ家庭をお持ちであったり、福島等に居住されている方々となっておりますので、村にお住まいになりたいという相談が今のところないという状況ですので、その確保までは考えておりませんでした、しておりませんでしたということですかね。

以上です。

9番（佐藤健太君） 今の質問ですけれども、もし村内に住みたいという看護師さんがいらっしまった場合は、住宅は提供になるという認識でよろしいですか。

健康福祉課長（今野智和君） 私、この場で答えていいのかどうか分かりませんが、医師の確保がまず最重要だったわけですね。ですので、今回個別の具体的な個人の医師の確保については、もともと働いていたところがございます、僻地を、飯舘の支援にというお声があって、そのために以前勤められていたところの処遇関係は崩してはいけないうところがあるところがあって、村ではそれに沿った形で支援してきたところがございます。それ以外の職員については、これは指定管理の中で秀公会に担ってもらっているところですので、その中で個別で借りられて、そこに住宅手当があったりとか、これはそれぞれの取決めの中で秀公会から支援なされるものと考えております。

以上です。

9番（佐藤健太君） 承知しました。

続きまして、将来的な人材確保の仕組みとして質問いたします。

福島県立医科大学の就学金貸与制度の地域枠を活用して、いいクリニクを義務履行先、あるいは地域医療研修の重点拠点として位置づけるように、県に対して積極的に働きかけるべきじゃないかと思っておりますけれども、この点について考えを伺います。

健康福祉課長（今野智和君） 個別の事業についてということではございませんが、過日、福島県の保健福祉部医療人材対策室室長で、被災地を個別に回って意見の交換をしておりますということで、私意見を交換させていただきました。ざっくりばらんな意見交換もできて、その中でおっしゃられるような医療体制、あとは今後の医療人材の確保的なところも話の中では、あちらからもありましたし、こちらからも出しているところですので、その部分については相談しながら進めていきたいと思います。ざっくりばらんな意見交換もできて、その中でおっしゃられるような医療体制、あとは今後の医療人材の確保的なところも話の中では、あちらからもありましたし、こちらからも出しているところですので、その部分については相談しながら進めていきたいと思います。ざっくりばらんな意見交換もできて、その中でおっしゃられるような医療体制、あとは今後の医療人材の確保的なところも話の中では、あちらからもありましたし、こちらからも出しているところですので、その部分については相談しながら進めていきたいと思います。

以上です。

9番（佐藤健太君） 医療人材の確保という部分に関しては、偶発的な出会いに委ねるものではなくて、戦略的に構築をしていくべき政策課題であるというふうな認識でありますので、その奨学金の貸与制度、そういった部分の地域枠、義務履行先として3年間僻地医療を、住まなければならないということもありますし、今、いらっしゃる先生は非常に経験豊かでありますので、そういった部分を引き継いでいくためにも、そういった部分で研修をしていただくということは非常に有効かなと思いますので、そのあたりぜひ村としても名のりを上げていただきたいなというふうに思います。この辺に関して、もしあれば、お願いいたします。

健康福祉課長（今野智和君） 先ほど触れ漏れておりましたが、毎年福島医科大学の看護学部の学生さんたち、研修先として村にお越しいただいております。数日間にわたって、年2回ぐらいに分けて、研修に来ていただいているところでもあります。その研修の中として、村民の暮らし、高齢者の状況、そういったところにも実際に現場として触れるような研修体制を都度取っております、その中で村に少しでも思い入れを持っていただき、村に多くの人数が理想としては就業先として選んでいただきたい。こういった意味も含めて、引き続きその研修の受入れを行っていただきたいと考えております。

いいたて福祉会には、作業療法士の方々が勉強会として年6回ですか、年6回から8回現場にもお越しいただいているというところで、そういった専門職の方々の研修先としての受入れを積極的に受け入れながら、村に思いを寄せていただく方を増やしていきたい、このように考えております。

以上です。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

今、看護師さんであったり、作業療法士、いろいろな方たちが村に研修に来ているということでもあります。ぜひ医師も研修のために村に来れるような環境をつくっていただいで、継続的に来ていただけるような、そういった医師の確保、気持ちの醸成というか、そういったところをしていただければなと思います。

続きまして、産業団地整備と企業誘致の再質問に移りたいと思います。

産業団地の整備において、インフラスペックの考えを持っていないという答弁でありましたが、企業誘致においては、対応可能という抽象的表現ではとても不十分であるというふうに思います。重要なのは物理的にどこまで確保されているのか、具体的なスペックであります。

まず、電力について伺います。

低圧、高圧の引込みが可能だということでもありますけれども、付加価値産業、特にデータセンターであったり、精密機器関連、そういった部分を想定すると、少なくとも2メガワット以上、場合によっては10メガワット以上の特別高圧電源、そういった部分が必要になってくると思います。企業が決定してから、この特別高圧を引くということ、やはり変電所等々も増設しなければならなかったり、数年これにかかったりということ、スピード感を重視する企業にとっては、とても致命的なタイムロスであります。こういった部分で、特別高圧電源がいつでも受電可能な用地として整備する考えは村にはあるのかどうかを再度伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ただいまいただきました特別高圧電源、その事前の確保というようなことでございます。これも村も産業団地を造成するに当たって、東北電力にそういった部分は相談してきたところでもあります。電力からは、そういった具体的な事業者が進むというふうなことが見つかって、そこからどのぐらいの電気需要があるのかというのを聞かないと、その特別高圧というのは難しいというふうな、無理だというお話もいただいております。今あったように変電所の設備、そういった部分も造らなければならないという部分もありますので、まず、村として、そういった企業さん、事業者さんがしっかりと村に来ていただくような、そういった取組、誘致のほうに力を入れる必要があるというような状況でございます。

以上です。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

電力会社と相談をして、そうだとということであれば、そういった企業が来るのであれば、特高は引けるという認識でいいですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 必ずそういった事業者が来る場合に、特別高圧電源を引け

るというふうな確約というものではございません。やはり全体的な、全国的な電力の供給、それからなかなか特別に別な線で、回線で引っ張ってくるという必要等も出てくると思いますので、必ずというようなことではありませんが、まずはそういった企業がありきでないと、なかなか電力としてはそういった部分は検討できないというようなお話をいただいたところであります。

9 番（佐藤健太君） なかなか大きな企業に確定していないところで、ぜひというのなかなか営業かけづらいところではあるなと感じますけれども、次、通信インフラについても併せて質問していきます。

送電網と同じですけれども、単に光ファイバーを敷設するというだけでなく、物理的に別なルートから違うキャリアの2系統以上を引き込める冗長化設計というものがあります。こういうふうな構造に村の産業団地は造っていくのかどうか。また、5Gであったり、将来的には6Gということでの対応を含め、通信断絶を許さない設計という部分になっていくのかどうか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 通信網の部分であります。また、かなり難しい問題だなというようなことであります。今、村の中では、携帯電話の復旧もなかなか厳しいというような状況の中で、自立した、そういった回線ですか、そういったものが必要なんではないかというようなご質問、ご意見、十分そういったものも検討は必要なのかなと思いますが、なかなかそこまでの部分にはまだ至っていないというような状況であります。今ある光を、村では村内全域に光配線ケーブルは引いておりますので、それを活用してできますよというようなことで、今のところは企業誘致は進めてまいりたいと思っております。

また、そういった大規模な設備が必要だというような企業さんから相談を受ければ、その時点でしっかりと検討していく必要があるのかなと思っております。

9 番（佐藤健太君） 承知しました。

次に、水環境インフラについても伺います。

食品加工業であったり、半導体、水素関連事業など、そういった企業に関しては、1日当たり500立米から1,000立米、そういった非常に多い水量の工業用水、もしくは純水が必要になる場合があります。現行の水道網では、この水量供給は可能なのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今現在、村で行っている簡易水道事業、その中でそういった工業用水といいますか、食品工場とか、そういった部分についての供給量は十分かというようなご質問でございますが、そこまで十分だというふうなことは言い切れないというのが今の現状でございます。やはり生活水の確保が大優先ということであります。

そういったことで、村では試験的に工業用水として確保できるかどうかということで、地下水調査を行ってきたところです。地下水調査の中では、かなりの河川に、3か所を調査をしましたが、山側、中間、あと河川に近いところということで、河川に近いところについては、多分河川の伏流水になるんだと思いますけれども、そういった水がかなり水量が取れるというようなことは分かりました。ただ、水質的な部分はきちんとした検査を行っていないので、通常の工業用水には活用できるのかなと思っておりますが、

そういった食品に関しての水質について必要だというようなことであれば、改めて検査をする必要があると思いますが、その部分については、来ていただけるその企業さんと相談しながら、活用できるかどうかも含めて検討してまいりたいと思っております。

まずは生活用水ということで、従業員さんが通常的に使う水については、今、既存の企業等のデータ等も含めながら、活用しながら、このぐらいの水量であればということで、管の関係とか、そういった部分も積算しながら、設計で見ているところであります。

以上です。

9番（佐藤健太君） 仮にそういった大きな水を使う企業が名のりを上げてくださった場合は、村内のその本管から例えば引っ張るとかという形を取った場合は、その場合でも、この水は足りない可能性がある。それとも、十分賄えるスペックが村の水道にはあるというふうに捉えていいですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 通常の今村内にある既存のような会社、そういった部分については十分かなと思っておりますが、そういった食品加工とかの部分で大量に清涼飲料水と言われるような、きれいな水というようなことが必要だという場合には、なかなか厳しいというふうな状況だと思っております。ですので、先ほど言いました地下水、それをろ過をしながら活用するとか、そういった部分で対応できるのであれば、お願いしたいという状況でございます。

以上です。

9番（佐藤健太君） 承知しました。

次に、排水の能力、これは大きな企業が入ってくれば、水を使えば、それに排水という部分が伴ってくるわけですが、そういった部分は、村としては十分な処理能力があるということでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 現在進めている産業団地については、新田川の川を挟んで、深谷地区と川を挟んでいるというようなことで、農業集落排水への接続というのはできないという状況になっております。ですので、入ってこられた企業さんについては、会社で独自の浄化槽を設けて河川に放流する、そういった設備が必要になってまいります。

以上です。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

なかなか給水ができて排水という部分で、そこら辺にもう企業としてはコストがかかるという部分で、非常に誘致しづらい項目の一つかなとも思いますので、この辺も検討を進めていただきたいと思っております。

将来的にデータセンターや精密機器メーカーを本気で狙うのであれば、10メガワット単位の電力1日1,000立米超えの工業用水、2系統以上の送電網と通信回線を物理的に確保できるか、そういう設定が前提となってきます。現在の造成工事においても、このスペックを確保できるのかという部分では、今、話を聞く中では、なかなかすぐには難しいのかなと思います。そうなってくると、やはり自治体同士、企業の取り合いになっている部分もございますので、優良企業をどんどん奪われてしまうという部分で、この本村の後追い型の整備ではなくて、村がどれだけその企業がすぐに操業できるようなものが

提示できるのかという部分が必要になってくるかなと思います。そういった覚悟という部分、それは村としてどのように持っているのかをお聞かせいただきたいと思います

村長（杉岡 誠君） 村としての覚悟ということですが、企業立地セミナー等ですね、産業団地ができる前から言っているのは、今であれば、そのオーダーメイド型で整備ができますという言葉を使っているものの、今、議員おただしのように、その企業様がどのようなものをニーズとしてお持ちなのかということをお先に聞かせていただきたい。ヒアリングの中で情報をいただく中で、私たちが用い得るもの、あるいは私が新たに国との協議の中で投じるものが、できるものがあればしたいという考えの中から、そのようなメッセージを発信しているところです。

精密機械とか、大規模な工場ということがあれば、非常に大きな部分はあるかと思いますが、なかなか平場といいますか、国道、あるいはいろんなインフラが整っている場所に比べれば、村は中山間地でありますので、なかなかそこと比肩するようなものは難しいんだろうとは思いますが、それでもやはり災害、特に地震には強い村であったり、あるいは冷涼な気候というのは世界中探しても、だんだん少なくなっているわけですから、そういう意味で非常に大事な部分がありますし、道路網についても、うちの村としては相当ネックがあったものが、今般、様々な形で改良が加えられてくるということは県が方針として示しておりますので、こういうものを今から示しながら、これから先の投資に向かって動こうとする企業さんをできるだけ早くつかませていただいたり、協議をさせていただきたいと思っているところです。

私たちが全てを準備して、どうぞと言えらば、そうしたいというのが私の考えであります。そうでないとしても、企業の方に寄り添って、村内の総生産と言っていますが、村民一人一人の所得、これは高齢者の方も含めてなんです。所得の向上につながるような、そういう企業誘致というものをぜひ進めていきたいと考えているところです。

以上であります。

9番（佐藤健太君） ありがとうございます。

次、2-2に入りたいと思います。

今、村長からも災害リスクに対してという部分もありましたけれども、近年企業は災害リスクに極めて敏感であります。立地選定においてもBCP、すなわち事業継続計画の観点を重視する傾向が非常に高まっております。

本村は比較的強固な地盤を有しており、沿岸部のような津波のリスクも極めて低い地域にあります。こうした地理的特性を生かして、首都圏や沿岸部が被災した際のバックアップ拠点、いわゆるBCP拠点として戦略的に位置づけることは有効な誘致方法の一つではないかというふうを考えておりますが、この点に関しても、村の見解を伺いたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 確かに議員のおただしのように、村は浜通りといいながらも、山間部というようなことで、津波等そういった被害には遭わないというふうな状況であります。また、台風等のそういった被害がある際にも、山間部というようなことで、

なかなか川の大規模な氾濫、若干はありましたが、県で解除はしておりますが、そういった部分以外には大規模な人的な被害も少ない。企業さんもそういった部分では、山間部のほうがメリットがあるのではないかと考えてもらえるのかなと思っているところがあります。そういった浜のほうなり、ほかの地区で被害に遭うような場合の退避場所といますか、そういった部分での活用という部分も、十分企業さんにはそういった考えを持っていただけるものと思っておりますので、そういった部分も併せて、今後、企業誘致の際にはPRをしていきたいと考えているところです。

以上でございます。

9番（佐藤健太君） 本村が非常に災害に強いという認識だけにとどまってしまうのではなくて、企業に対して明確にバックアップ拠点として飯舘村の産業団地がありますよというふうに言える、そういった戦略を持った産業団地に造り変えていくということも非常に大事かなと思います。例えば、電源は絶対に落ちません、通信網も絶対に切れません、そのくらい自信を持って言えるような、もう2系統も3系統もありますというぐらい言えれば最高ですけども、そういった産業団地、自信を持ってPRできる産業団地という部分にしていかなければならないんじゃないかなと思っています。

そういった企業の判断という部分が非常に重要性が増してくる中で、脱炭素という部分に関しても少し聞きたいなと思いますけれども、仮に村内で発電される再生可能エネルギーを産業団地に優先的に、あるいは安価に供給する仕組みを構築できれば、企業にとって大きな魅力につながるものと考えています。村内のメガソーラー等々ももう数年でFITが切れるというところも出てくるかと思っておりますので、その後のそのパネル等の使用の方法、そういった部分も含めて、安全性と低炭素化という2つの価値を組み合わせ、言わば飯舘モデル、そういった産業団地を構築する考えは村にとってはあるのかどうか、お聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 今、産業団地に直接つながるものとして、先ほどのお話の中で、インフラ整備の考えを持っておらずと言ったぐらいですので、何というんですかね、柔軟に対応するという方針は持っているものの、こういうものを供給していきましようというところまでではないです。

ただ、私の頭の中の考えとしては、おっしゃるとおり脱炭素に興味があって、そういうものの供給がある村であればとかという話も世の中にはいるんですよという話を実は大きな会社から聞いてはいますので、そういう方とのマッチングの中で、必ずしも全員がそれを望んでいるわけじゃないそうではありますが、そういうことに企業価値というものをしっかり付加価値としてつくりながらやりたいという企業様を見つけられそうであると、あるいは見つけられたということであれば、そういうことを進めたいなと思っております。

一方で、ゼロカーボンビレッジいたて宣言の実行計画の中に、公共施設においては、再生可能エネルギーの使用量については検討していくというふうになっておりますので、おっしゃるとおり、既存のその太陽光かどうかは分かりませんが、何がしかの方法で再生可能エネルギーが、地産地消という言葉で今日午前中も申し上げましたが、地

産地消できるような体制というのは、そういうものについては今後も村としては検討していきたいと思っているところであります。

以上であります。

9番（佐藤健太君） そういった村の再生可能エネルギー等々も、FITからFIPに切り替えていくと、使用ができていくのかなというふうに思います。

先ほど、村長が前の方の答弁の中でも、送電網という話もありましたけれども、やっぱりその辺の整備、そういった部分も戦略的に進めたいと思っています。理念や方向性だけでなく、具体的に何を売りとして提示できるのか。この言葉としての強みではなくて、契約としてしっかり提示できて、その強みをどこまで使用できるのかという、そういったところが極めて今後大事になってくるのかなと思います。

産業団地の競争というのは、今、用地がありますよというだけではなくて、どれだけ明確に実効性のある付加価値を提示できるのかというところが非常に大事になってきますので、このBCP拠点としての明確な位置づけであったり、再生可能エネルギーの戦略的活用、こういったモデルを早く構築をして、飯館モデルをつくっていただきたいなと思っています。こうした差別化戦略を段階的につくって、移行していく時期になってきたんじゃないかと思えますけれども、これに関して再度ご意見を伺います。

村長（杉岡 誠君） 飯館モデルという非常にいい言葉をいただきましたので、そういったものをやっぱりしっかりと考えていかなきゃならないなというふうに、お聞きして思ったところです。

なお、今のお話の部分はですね、やはり村としても投資の部分になるのかなと。まだ、そういう対象者がいなくても、先行して投資をして、こういうインフラがありますよ、こういうものがありますよ、どうですかという形を取らないと、今の話にはつなげていけないものですから、なかなか村の行政施策として投資的な経費を大きくやると、今まで村としてはなかなかやってきていませんので、その辺はやはり投資をただけではなくて、しっかり回収できる見込みを立てながら、そういったものについて考えが及んだときには、あるいは財源確保できるときには、また議会の皆様にもご審議をいただきたいなと思うところです。

先ほどBCPの話がありましたが、インフラという意味では企業様非常に大事ですが、飯館村が誇る部分は地震に強いということだけじゃなくて、食べ物には基本的に困らないはずだと、お米は少なくともあるよと、きれいな水もあるよと。あの災害さえなければ、私たちは浜通りの方々の支援者になれたわけであって、そういう自然環境というものを私たちは大事に何百年も生きてきたというところの価値観が一番大きいと思います。いかなる電気があろうが、道路があろうが、お金があろうが、そこで生活できない、食べていくことができない、安住できないということでは、それはならないものですから、その部分を根本に持ちながらも、企業様が必要とする経済活動をしようとする部分について、もう少ししっかりリサーチをしながら、財源確保、事業の構想等について、今後も検討してまいりたいと思うところであります。

以上になります。

9番（佐藤健太君） 今、村長からありましたけれども、一定の方向性を早急に示しながら、企業誘致に励んでいただきたいと思います。

続きまして、風力発電の再質問に移りたいと思います。

今、村長からも投資という言葉がありましたけれども、公共における投資というものは、単に利益を追求することだけではなくて、リスクをコントロール可能な状態において、将来の安定財源、統治権を確保する行為であるというふうにも捉えます。村が出資することは、単に資金を拠出するだけではなくて、事業に対するガバナンスを確保し、環境保全や地域還元策、そういった部分についても主体的に関与できる立場を持つということになります。単に場所を貸して固定資産税や寄附を受ける立場にとどまるのか、それとも、事業のオーナーシップの一部でも持ち、統治権と配当を受け取る立場を目指すのか。こういった視点から、出資参画についてどう考えているのかをお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今、村内で計画が立てられておる風力発電事業であります。

この部分についてはまだしっかりと環境アセスメントの部分等も終わっておらず、国の許可等も出ていないというような状況で、まだ実際にこの事業が本格的に稼働できるかどうかというのがまだ不明な状況というような段階でございます。村としても、議員からおただしのありました出資とか、株主としてのという部分については、事業がしっかりとそれに前に進むというのが確定した段階になれば、そういった話も徐々にできてくるのかなと思いますが、今からどうなるか分からない事業に対して、そういった部分を示すということは、積極的に村がその事業に対して進めるべきだというふうなことを表明するというような形にもなってくるのかと思いますけれども、今の段階はまだ住民の皆さんからこういった、今、計画立てている部分についてのご意見をいただいたり、不安を解消したり、そういった段階かなと思っておりますので、まだそういった話をするには時期尚早ではないのかなと思っております。実際にこの企業さんについては、FITで今進めるということをはっきりと言われておりますので、その部分についてはそれを覆すことはできないと思いますが、先ほど議員から言われたFIPに切替えとか、そういった時期が来た場合、あるいはそういった事業展開も、この事業がきちんと波に乗って、経営がきちんとできて、次の段階としてそういったことを検討できるとか、そういった段階になれば、またより詳しく相談はできるものと思っておりますが、現段階でそういった趣旨とか、そういった部分についてはまだではないのかなというような状況でございます。

以上です。

9番（佐藤健太君） 一見受け身の姿勢というのはリスクが少ないように見えますけれども、本村の自然資源が生み出す富、そういった部分が、大部分が村外へ流出してしまうという点で捉えれば、大きな機会損失にもつながりかねないということもありますので、投資とは投機ではありませんので、事業の投資権を確保して、不測の事態に備えるための守りの投資、そういった部分でありますので、この視点について村として認識をしながら、進めていただきたいと思いますというふうに思います。

再生可能エネルギー事業は国のFIT、FIPの制度の下、長期にわたり売電収益が見

通せる制度設計となっています。これは、不確実な賭けではありません。長期安定的な収益が見込めるインフラ型資産とも言えるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いたします。

現在、村が保有する基金の運用利回りと比較をして、事業出資による想定配当収入を試算したことがあるのか。また、出資によってどの程度自主財源強化が見込まれるのか、具体的な検討を行っているのかを再度伺います。

総務課長（村山宏行君） 村が投資した場合ということでの比較検討はということでもありますけれども、現在のところ、そういった比較はしておりません。したがって、将来的なところ、そういったところも現在は計画としては持っていないというところでございます。

9番（佐藤健太君） 大まかな数字は大体出てくるのかなということもありますので、そういった部分を少しずつ検討材料に挙げながら、投資をすべきかどうかという議論はもう進めていってもいいんじゃないかなと、水面下ということになるかもしれませんけれども、進めていったほうがいいんじゃないかなと私は思っています。急に投資しますと言ってもなかなか、はい、そうですかとはいらないと思いますので、その辺も含めて、もろもろ相談をしながら進めていければと思いますので、その辺のその進め方について、もう少し村としての考えをどんどん示していただきたいなと思いますので、村長いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 水面下という話がありましたが、国会の中でもそういう言葉があつてですね、そういったことはなかなか議場の場ではというような最新の答弁もあつたかというふうに記憶しておりますが、水面下といいますか、ご答弁申し上げたとおり、まず、その株主としての出資に対する、村としてのリスクとリターンの部分の検討の部分のお話はありましたが、そもそも相手様方のほうでそれを引き受ける意思があつたり、あるいはそういうチャンネルを持っているかということも、当然リスクとリターンの検討の中に入るんだと思います。

ただ、今そこにアクセスするような、こちらから積極的に投資いかがですかという状況にはまだ、事業そのものが認定、認可の前でありますから、そういう状況にはないということを担当課長としても申し上げさせていただきましたし、財政として、まだそういう状況の中でいろんな比較検討はまだしていませんよ、あるいは全然できていませんよというような話かもしれませんが、していないというところであります。

ただ、その出資というものについては、村もSPCを大火山の大部分、クロス発電やっておりますが、あちらは49%かな、出資率なので、非常に大きな出資率を持っているがために大きな配当というものがあつますが、事業によっては、株主であっても非常に小規模であつたり、1株株主というのがありますので、そういうことになると、先ほどおっしゃっていただいたような、いわゆるそのリスクのコントロールにつながるような、事業のガバナンスにつながるような話にまではなり得ないので、そういったことも非常に大事な部分かなと思うところであります。

いずれにしても、株主としてあるいは投資をしていくということを前提に、村として答

弁をしていくと、今までの議論がどうなっているのかと、住民説明をしなさいと、してくださいという私たちのお願いをしながら、先に私たちが出資していくという話をするのはどうかと思いますので、まずは事業の準備書の段階でありますから、まずその法令にのっとりた手順をしっかりやっていただきながら、村としてはこの事業に限らず、いろんな形での部分について、おっしゃるとおりこれからの経済状況の中では投資という部分は非常に、あるいは利回りの部分、考えていかなければならない世の中でありますので、こういう事業に限らず、村としてはそういう経済観念を持って、しっかり運用していきたいと考えているところであります。

以上であります。

9番（佐藤健太君） 水面下という非常に誤解を招く表現がありましたので、その辺、この言葉に関してはちょっと取消しをさせていただきながら、調査という部分を進めていただきたいというふうに思います。

最後になります。

今回の質問を通して私が村に強く求めたいことが、これは支えられる村から、支える村へということであります。そして、社会から必要とされ、自ら稼げる村へ、そういった思いがあります。産業団地を造成して、そこに企業を呼ぶ、風力発電事業を進め、エネルギーをつくり出す、これは単なる単発の事業ではありません。これらを結びつけて、飯舘村という一つの企業を経営する視点で、20年、30年先を見据えた投資を行うべきときだと思っています。企業がここなら安心だと確信できる、最高水準のインフラ等を整えて、災害に強いBCP拠点としてのブランドを確立するなど、そして村の資源が生み出す富を出資するという形で村の中にとどめ、経済循環を太くしていく。これは賭けではありませんので、復興のその先を自分たちの足で歩き続けるために、極めて現実的かつ戦略的な投資であります。

村長はじめ執行部におかれましては、本村の誇りある未来のために、そして次世代を担う子供たちのために、従来の発想にとらわれない大胆な陣頭指揮を取っていただきますよう強く要望し、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（佐藤眞弘君） これで佐藤健太君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。再開は15時20分とします。

（午後3時04分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き再開します。

（午後3時20分）

議長（佐藤眞弘君） 2番 横山秀人君の発言を許します。

2番（横山秀人君） 議員番号2番 横山秀人であります。

ただいまより、令和8年3月定例会の一般質問を行います。

先日、2月18日に開催された飯舘村子ども議会をライブ中継で拝見しました。子供たちの質問はとても分かりやすく、また、答弁も経過や事例の説明が丁寧で、議場のやり取

りに感動いたしました。とてもあったかい雰囲気のこども議会だったなと思いました。

その中で、子供や若い人の意見をどう生かすのかという質問がありました。議会として、この5年弱議員をしておりますが、子供や若い世代を対象を絞った懇談会などは行っておりませんでした。私自身も反省すべき点と受け止めました。

こども議会で得た学びを言葉だけで終わらせず、今後の議会活動に活かしてまいります。

本日は、子供の声を受け止めながら、村民の暮らしに直結する課題について、現状と今後の対応を確認いたします。

4項目について質問いたします。

1項目め、医療・介護体制についてです。

こども議会では、子供たちの質問に対し、村民が安心して暮らせるようにという、村の答弁が数多くありました。その言葉を受けて、院内処方終了後の受診と薬の確保を確認いたします。この件に関しては、高齢者に限らず、移住者や子育て世帯としても大切だと思っております。

1点目、村と同じ原子力災害被災地である檜葉町では、町がならば薬局を開設し、調剤だけでなく、健康相談や在宅訪問にも取り組んでいます。これは、村民との視察研修で分かったことであります。人口規模や医療環境の違いはありますが、飯館村の実情に合った形で薬局の開設や誘致を検討する考えはないか伺います。

次に、2点目、オンライン服薬指導や薬の配送など、当面の代替手段について、県薬剤師会や近隣薬局との連携も含めた導入状況と今後の見通しを伺います。

次に、3点目、院内処方の終了を一つのきっかけとして、いいたてクリニック利用者だけでなく、移住者や子育て中の保護者なども含めた幅広い村民の声を直接聞き、今後の医療・介護サービスの在り方を検討する場を新たに設けるべきと考えますが、村長の見解を伺います。

続いて、暮らしのなりわいに関わる内容であります。

2項目めは、いいたて村の道の駅までい館における生産者支援と販売力の強化についてであります。

こども議会では、村のお金を使うときに、無駄なく公平に使うことの大切さが分かりやすい言葉で議論されてきました。ここでも農家への支援がきちんと届いているのか。また、これからどのようにすればよくなるのかについて質問いたします。

まず、1点目、いいたて村の道の駅までい館における農産物・加工品等の売上げの推移を、村はどのように把握し、生産者の経営課題にどのように向き合っているのか伺います。

続いて、2点目、議会主催の村民懇談会で寄せられた売れ残り対策、加工場の設置、ふるさと納税を活用した販路拡大、観光や交流を通じた集客促進、猿・イノシシによる農産物被害への対応等、様々な意見に対し、村としてどのように応えていくのか伺います。

次に、3点目、いいたて村の道の駅までい館生産者の会の会員から、「今後5年から10年で生産者がいなくなるおそれがある」との声が出されました。道の駅の出荷者を含めた村内農畜産業の担い手不足に対し、村の総合計画に掲げる「稼げる農畜産業の実現」

をどのように具体化していくのか伺います。

続いて、安全と安心の土台になる質問であります。

3項目めは、危険空き家対策の計画的推進についてです。

こども議会では、防災に関する提案がありました。台風等の災害においては、空き家の屋根が飛ぶ、倒壊して道路を塞ぐなど、暮らしの安全に直結する危険も考えられます。そこで、実態の把握、法に基づく対応、そして補助や相談窓口など、具体策を確認します。

まず、1点目、危険な空き家の実態把握はどこまで進んでいるのか。また、空き家対策に関する計画は策定されているのかを伺います。

続いて、2点目、空き家法に基づく所有者への指導や勧告の実施状況と、その実施に当たっての課題は何か伺います。

次に、3点目、国や県の補助制度を活用した解体費用の補助や、所有者が気軽に相談できる窓口の設置など、村として具体的にどのような対策を進めていくのか伺います。

最後に、将来の村の財政負担に直結する質問であります。

4項目めは、未登記村有地の計画的解消についてであります。

先送りするほど手間と費用が増えていく、村の財産管理の課題であります。こども議会では、今すぐに必要なことだけでなく、これから先の将来も、村も、村民も元気でいられるか、子供たちが安心して暮らせるか、そうした広い視点でお金の使い道を決めているという趣旨の答弁がありました。未登記村有地も同じであります。将来負担を増やさないために、できるところから計画的に進める必要があります。そこで、年次目標、優先順位、推進体制を確認します。

1点目、約1,100筆の未登記村有地はいずれ登記手続を行う必要があります。時間がたてばたつほど費用と職員の負担が増えることは明らかであります。全筆解消に向けた年次目標を設定することの必要性を、村はどのように認識しているのか伺います。

次に、2点目、登記手続の外部委託に加え、役場職員が法律に基づき、自ら登記手続を行う体制を取ることが、未登記村有地の解消のスピードアップとコスト削減につながると考えますが、必要性をどのように認識しているのか伺います。

次に、3点目、既に相続が終わっているなど、権利関係が整理されていて、すぐに着手できる土地から優先的に進めるべきと考えますが、村の方針を伺います。

以上、質問4項目となります。

最後に、こども議会の開催とライブ中継による学ぶ機会をいただいたことに本当に感謝申し上げます。その中継を通して、子供の声を直接聞くことができました。ありがとうございます。

以上で、一括して質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 2番 横山秀人議員のご質問にお答えいたします。

ご質問1-1及び1-2について、関連がありますので一括してお答えいたします。

本村に開設されていた薬局については、東日本大震災後の全村避難による休業後、再開しない意向であったことから、福島県や薬剤師会の協力を得て、協議会を設置し、薬局

開設に向けての検討を重ねてまいりました。

なお、平成30年に、薬局開設の公募を行いました。が、応募がなかったため、村の指定管理者である秀公会と協議を重ね、いいたてクリニックでの院内処方を実施してきたところです。

その後、国による医薬分業の方針に基づき、令和7年12月末でいいたてクリニックでの院内処方は終了となっております。

現在は、ハシドラッグ飯館店店舗内での薬剤師によるオンラインでの処方や、在宅医療や介護を受けている方に対しては居宅療養管理指導により、薬剤師が訪問指導を兼ねてご自宅に薬を届けております。

また、今までどおり、ご本人の希望により、近隣市町村に開設されている薬局での薬の受け取りも可能となっております。

今後も、村民の皆様が安心して薬の処方を受けられるよう、各関係機関との連携や、村民の皆様への分かりやすい情報提供を行ってまいります。

次に、ご質問1-3、いいたてクリニックの院内処方終了を踏まえた、村民が安心できる医療・介護体制についてお答えいたします。

村民が安心できる医療・介護体制については、いいたてクリニック利用者や移住されてきた方々、子育て中の保護者に限らず、行政区ヒアリングや住民懇談会等の開催により、様々な意見を聞く場を設けております。

また、医療や介護サービスに特化した内容を検討する場としては、先般、策定されました第7次総合振興計画策定専門部会の中で、有識者等も交え、村民の皆様と今後、目指すべき村の姿について協議させていただきました。さらに、パブリックコメント等でも広くご意見を聴取させていただいております。

今後も引き続き、日頃からの村民との相談業務において、住民ニーズの把握に努めてまいります。

次に、ご質問2-1とご質問の2-3は関連がありますので、一括してお答えいたします。

初めに、ご質問2-1、いいたて村の道の駅までい館における農産物・加工品等の売上げの推移を村はどのように把握し、生産者の経営課題にどのように向き合っているのかであります。

震災前の村における営農、すなわち農業経営とは、生産した農産物等を市場に出荷することにより対価を得て、次の再生産につなげていく形態のことでしたが、震災後は、生きがい農業、なりわい農業、新たな農業を位置づけ、本格的な営農までには至らなくとも、生きがい、やりがいを目的とした農的な営みも村は支援対象としてきました。

また、この一環として、農産物等の販売先、チャンネルを増やす施設として、道の駅直売所を整備したのですが、19行政区の避難指示解除後9年を迎えようとする中、直売所以外にも販路を持つ生産者も増えているものと承知しており、直売所の売上げをもって、農業者の経営課題を把握することは難しいと考えております。

一方で、村では、未来へつなぐ農業者支援事業において、事業計画とともに、確定申告

内容の写しを添付していただいております。現在の経営状況の把握に努めております。

また、各担当職員が、花卉については飯舘の花出荷組合、畜産についてはいいたての牛を考える会、その他JAの各部会や道の駅生産者の会などに出席しながら、それぞれの農家の営農に当たっての課題等と向き合っているところです。

次に、ご質問2-3、いいたて村の道の駅までい館生産者の会の会員から「5年から10年で生産者がいなくなるおそれがある」との声が出されている。道の駅の出荷者を含めた村内農畜産業の担い手不足に対し、総合計画に掲げる「稼げる農畜産業の実現」をどのように具体化していくのかについてお答えいたします。

村では第7次総合振興計画において、基本施策1「豊かな産業と新たな交流が生まれる村」として、農業分野における主な取組を挙げています。

代表的なものとしては、福島県営農再開支援事業や被災地域農業復興総合支援事業、村独自の未来へつなぐ農業者支援事業などを実施し、農畜産業の生産基盤の強化に取り組んでまいります。

また、いいたて魅力向上発信事業や大学生との交流事業である「人・農・食・いいたて」未来へつなぐ事業など、農畜産物の高付加価値化による所得の向上の取組を計画しているところです。

これら全ての取組によって「稼げる農畜産業」につながるよう、取り組んでまいります。

次に、ご質問2-2、議会主催の村民懇談会で寄せられた売れ残り対策、加工場設置、ふるさと納税を活用した販路拡大、観光や交流を通じた集客促進、猿・イノシシによる農産物被害への対応等の意見に対し、村としてどのように応えていくのかについてお答えいたします。

道の駅までい館では、売れ残り対策として、野菜や加工品の納品調整を行っているほか、村役場をはじめ複数箇所での移動販売を行っております。

また、加工場の設置については、村内産の農畜産物や特産品の産地化を促進する施設であるまごころに、試作・研究を行う加工室や設備がありますので、生産者の皆さんへご活用いただけるよう、改めて周知してまいります。

また、ふるさと納税を活用した販路拡大については、村関連の返礼品として、令和8年1月末現在、52品の登録があります。返礼品の登録については、随時相談が可能となっております。村づくり推進課で受付をしております。

また、観光や交流を通じた集客促進については、道の駅の自主イベントをはじめ、冬まつりのイルミネーションなどを通じた集客に努めているほか、ふるさと担い手わくわく補助金を活用しての生産者の会の皆さんによる、までいなマルシェにて集客を図っていただいております。

今後も、道の駅までい館への集客や特産品等の購入、ひいては村内全体への経済対策につながるよう、観光や交流事業を引き続き進めてまいります。

次に、猿・イノシシによる農産物被害への対応については、電気牧柵やワイヤーメッシュの貸出しのほか、鳥獣被害対策実施隊によるパトロールや捕獲活動等を実施しております。

農産物被害対策についても、持続可能で稼げる農畜産業の実現はもとより、住民の安全な生活を守るために欠かせない事業でありますので、継続して対策を講じてまいります。

次に、ご質問3-1及び3-2については関連がありますので、一括してお答えいたします。

初めに、危険空き家の状況については、令和5年度に各行政区長のご協力をいただき、管理不全住宅等の調査により把握しているほか、環境省より家屋解体の際に集約された状況について情報をいただいております。

また、行政区ヒアリング等においても状況をお伝えいただいているほか、今後の進め方等についてもご意見をいただいております。

なお、議員おただしの空き家対策に関する計画といったものは、本村では策定しておりません。

次に、空き家法に基づく所有者への指導や勧告及び課題についてですが、村としてはこれまで、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく助言、指導、勧告、命令は実施しておりません。

危険空き家については、まずは、管理不全住宅等の所有者や管理者に対する注意喚起を行うべきと判断し、広報いいたてお知らせ版（令和8年2月5日号）にて、危険空き家の適正管理について呼びかけを行ったところです。

今後、空き家の問題につきましては、まずは美しい村づくり条例に基づく景観保全の観点から、必要に応じ管理不全住宅等の所有者等へ助言や指導などを行ってまいります。

次に、ご質問3-3、危険空き家の具体的な対策についてお答えいたします。

危険空き家の相談窓口としましては、まずは、村づくり推進課企画定住係となります。その中で、移住希望者が空き家を活用したいなどの特定の相談内容、状況に応じては、移住サポートセンターが窓口となる場合があります。

そのような場合、直接的な解体費用の補助とは異なりますが、移住定住支援事業補助金の活用により、移住者等が空き家を活用する際の解体費用やリフォーム費用であれば、支援事業を活用することができます。

なお、住宅等の解体のみといった内容に対する、国や県の補助等については把握しておりません。

次に、ご質問4-1から4-3については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、ご質問4-1についてですが、現在、未登記村有地の登記につきましては、福島県公共嘱託登記土地家屋調査士会を活用し、計画的に登記事務を進めております。今後も専門知識を有する団体等と連携しながら、計画的、継続的に未登記解消に取り組んでまいります。

次に、ご質問4-2についてですが、未登記村有地の登記につきましては、総務課財政係が担当となり、順次、登記事務を進めているところであり、引き続き適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、ご質問4-3についてですが、未登記村有地の登記につきましては、その都度、

案件を確認しながら登記事務を行っており、今後についても同様に未登記解消に努めてまいりたいと考えております。

以上となります。

2番（横山秀人君） では、1項目ずつ再質問を行ってまいります。

まず、1点目、村内の医療・介護体制についてであります。

再質問の目的としては、村民の不安解消に向けて、どのような対策が取れるかという視点で再質問いたします。

様々な院内処方が終わっての対策が取られているということが分かりました。

ただ、村民の方との対話の中から、薬の受け取りが2日後になったと、とても不便だという声もありました。原発事故前より、病院に行きづらくなったと、かかる頻度が減ったと。3点目、歯科診療、歯医者さんに村内で行きたいなという声。そして、24時間、村に住む村民の気持ちで議論してほしいと。村民の不安の声と、強い要望を最近受け取りました。そのような声は、村にも届いていますでしょうか。確認いたします。

健康福祉課長（今野智和君） 再質問の中で、その医療体制の部分で伺いました。

薬局の部分、院内処方が12月で終了し、その後の体制については佐藤健太議員にお答えした答弁書、今の答弁書のとおりが現在までの策、支援となっているところとなっています。今現在そこまではできているから満足だと当然村も考えておりませんので、そこはご理解いただきたいと思っております。当然その負担感を少しでも緩やかにするために、両事業所等もさらに検討していただいている部分もありますし、村からもこういったことができるかというのは、引き続き共有してまいりたいと考えております。

あとは、歯科診療の部分については、これも要望として7次総合振興計画の専門部会の中でも、歯科診療の部分について触れて、意見としては出されています。当然村としても承知しているところでありますが、村外の介護等送迎サービスの中で、近隣の歯科診療のほうに通われている方もいるというふうに承知しているところでもありますし、そういった他事業の中でケアする部分を考えながら、このニーズに少しでも応えられるようにしていきたいと、このように考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） 今、答弁の中で、引き続きよりよい政策を検討していくという声をいただきまして、本当にありがとうございます。ちょうどね、院内処方が終わって村民も不安な時点でありませけれども、徐々にその薬の確保がしやすくなるのかなということを感じました。

今回ですね、村民の方の声をたくさん聞いていますという答弁の内容、そのとおりだと思います。ただ、村民の対話から、今の医療・介護体制が村民が求める、安心して飯館村で暮らしたいという声にまで達していないということは、今の答弁から役場も思っていますし、議会側も思っているところであります。

その中で、今までとちょっと視点を変えた意見とか、視点を変えた方々の検討の場とかということで、この3つ目の質問の中で、新たに検討の場が必要ではないかという提案をさせていただきました。その点について、再度回答をお願いします。

健康福祉課長（今野智和君） 1－3における再質問ということでお受けしたいと思いますが、答弁した中で村民の声を聞いてきましたという部分と、引き続き健康福祉課としては日頃の訪問ですね、訪問が多い部署ということもありますので、顔を交えて、今の現在の状況等を丁寧に伺いながら、そのニーズの把握に努めてきているところでありますし、引き続きそのような支援体制を確保していきたいと、継続していきたいと考えています。

なお、先ほど移住の部分、移住者の声はどうなっているんだという部分もありましたが、これは毎年移住者の集い、イベント等は開催されて、その中でも、移住者同士の交流等が図られ、意見が出されていると伺っておりますし、そういった声を役場でも共有いただきながら、今後の策につなげていきたいとこのように考えております。

なお、4月11日、12日、2日間ではありますが、住民懇談会と7次総合振興計画の説明会を予定しておりますので、そういった中でも、そういった意見がお伺いすることができて、今後の策にもつなげられるのかなと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

2番（横山秀人君） この問題に関しましては、議員も村民の声を聞いて、そして役場と情報共有しながら、前に進んでいきたいと思っております。

続いて、2項目めについて質問いたします。

こちらは道の駅についての再質問、再質問のテーマとしては、道の駅の魅力について質問いたします。

道の駅の魅力の一つには、そこで販売されている地場農産品や加工品があると思っております。村民から、最近農産物や加工品の売上げが例年に比べ減ったとの声を聞きました。その中で、それを聞いたので今回質問したわけですが、実際に道の駅の売上げに関してはどのような推移なのか、回答をお願いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 道の駅の最近の売上げということでございますが、昨年度の総会のときの資料を頂きまして、その中で見ますと、黒字での経営となっております。

また、道の駅で農産物等を販売、出荷しております生産者の会という会がありまして、そちらにつきましても、近年の夏場の暑さでなかなか野菜等がうまく育たないというふうな部分がありますが、ほぼほぼ前年度同様の売上げとなっているというふうな報告を受けております。

以上です。

2番（横山秀人君） 加工品はどのような推移でしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） すみません。加工品につきましては、なかなかちょっと売れないものも何かあるというふうな話は聞いておりますが、その道の駅に販売を出している生産者の方につきましては、なるべく売れ残りとならないような工夫もしているというふうな話を聞いているところでございます。

以上です。

2番（横山秀人君） だんだん売上げが減っていけば、新たな別ルートの売先とか、あとは作付面積の減少とか、それを考えざるを得なくなってくるのかなと思っております。ゆえに、ある程度データの把握というのは頻繁に必要なのかなと。今、議会でも年に1回

の報告しか受けておりません。産業振興課では、担当課では、毎月のような形でデータの推移を伺っているのか伺います。

産業振興課長（松下貴雄君） 道の駅の毎月の売上げの部分の報告ということでございますが、毎月のように報告はいただいておりますので、年に1回の総会のとき、あと年2回の経営報告ということで報告を受けているような状況でございます。

以上です。

2番（横山秀人君） これは提案でありますけれども、やはり村が出資している第三セクターであります。もちろん何かあったときにも村がバックアップをしなければいけないところと認識しておりますが、そのためには早期に課題を発見して、すぐ対処しなければいけないのかなと思っております。今後、毎月でもいいし、毎定例会でもいいので、議会に様々な道の駅のデータを共有という形でできないかについて質問いたします。

産業振興課長（松下貴雄君） そちらはやっぱり指定管理としている、までいガーデンビレッジでの運営の部分でございますが、その辺は報告ができるかどうかというのは、経営しているほうに確認しないと分からない部分がありますが、村からも話はしてみたいなと思っております。

2番（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、質問の2、昨年、議会とあと生産者の会で村民懇談会を行ったんですが、そこで本当に様々な課題が寄せられました。それぞれについて、村の方針を先ほどお聞きしました。順調にその課題対策に向けて進んでいるなど感じております。

今回、再質問においては、集客の視点で質問いたします。

道の駅の来客数は、どのような推移で今いるのでしょうか。例年に比べて増えているとか、減少しているとかという程度で結構です。

産業振興課長（松下貴雄君） 道の駅の集客数の部分でございますが、道の駅でもいろいろなイベントをやっておりますが、レジ客数で申し上げますと、例年よりは増えているというふうな報告は受けております。

以上です。

2番（横山秀人君） 分かりました。日頃の様々な努力というか、SNS等で拝見していると、自主事業等も行っておりますし、その成果かなと思っております。うれしい報告があります。

こども議会において、道の駅の広場のところに遊具を設置してはどうかという提案もございました。道の駅、あの周辺全体をあいの沢と並ぶ観光拠点という位置づけに格上げというか、そうすることによって村からの投資も入り、結果として、生産者の方、加工販売者の方の売上げも上がって、継続して作ることができるという相互効果もあるのかなと思うわけですが、この道の駅についての今後の方針について伺います。

村長（杉岡 誠君） まず、こども議会で遊具等の、アスレチックという言い方だったかと思いますが、話があったのは風の子広場のこととして村としては受け取らせていただいて、その件について答弁させていただいたかなと思います。

ご質問の主語が道の駅ということではありますが、深谷の復興拠点の話になりますので、

復興拠点については村の復興計画に基づいて様々な整備をしたり、運用してきたという部分がございます。

今後の方針ということですが、村の第7次総合振興計画の中に復興計画も1つの施策として入りましたので、第7次総についてはPDCAサイクルを回していくということですから、復興計画が今まで改定されないで常に新しい版が追加されていくような状況であったのに対して、一定程度それに見直しを加えていくという、そういう考え方を持って、7次総の中に含まれる計画としましたので、今後見直しをかけていくものと方針は決められております。

ただ、見直しの中身が何かということはまだ検討しておりませんので、これからそういう検討を進めていくということになります。

以上であります。

2番（横山秀人君） 生産者、加工販売者の方から、ちょっと不安になるお話があったものですから、今回質問させていただきました。村の大事な拠点でありますので、引き続き村と議会で検討しながら、さらによくすることを進めていければと思っております。

続きまして、3点目、空き家対策について。

今回は空き家対策に関する計画の必要性について、再質問いたします。

先ほどの答弁で、約3年前から危険空き家の状態は把握しているという答弁がございました。しかし、その後も行政区から不安の声が届いていると聞いています。役場の認識として、3年前から、その空き家の状況は悪化していると感じているのか、その同程度と感じているのか、回答をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 3年前からの空き家の状況について、どういうふうに把握しているのかということであります。

空き家ですね、危険空き家の状況については、当然建物というようなことでもありますので、年々風化なり、そういった部分で朽ちていくというふうな部分は考えられるわけですが、ただ、台風とか、そういった災害等で、そういった危険物が飛んだとか、そういった状況が大きくあるというふうには見受けられていないところであります。

ただ、若干外壁等が崩れて、道路等に出てきている部分であれば、そういった部分は道路のパトロールや住民からの情報、そういったものをいただいて、状況判断をしながらそういった除去をしていくとか、そういった管理はしているところでございます。

大きくはですね、それが極端にそれで被害を被ったというような話までは聞いていないというような状況でございます。

以上です。

2番（横山秀人君） 役場側も風化というか、だんだんと壊れていっているということは把握していると思います。

先日、近くの空き家を見に行っただけですけども、やはり屋根のトタンがばたばたしているとか、何か以前に比べてガラスが壊れているなどかというのを拝見しています。やはり近くの住民の方、あそこを通る方にとっては不安なのかなと思っています。

飯舘村において、空き家対策に関する計画がないという回答がございました。調べてみ

ますと、ほかの自治体はその計画を策定しているところもございます。村として、今後策定する予定があるのか確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 空き家等の対策の計画ということであります。特に空家等対策の推進に関する特別措置法に基づくような、空き家等の対策、計画のことかというふうに思いますが、そういった部分については、村としては今ほどは計画は策定しておりませんし、また、今後についてはどうなんだというご質問でございますけれども、基本的にこの法に基づく、そういった計画ということであれば、しっかりと経済的、社会的活動の拠点として活用が見込まれるような土地、そういった空き家等について、そういった計画を策定し、進めていくということになります。まだそういった状況には至っていないということで、今のところ、そういった計画を策定するというふうな見込みはないところでございます。

以上です。

2番（横山秀人君） 今現在、空き家法に基づく指導等を行ったことはないという答弁でした。多分それは、どこでどう判断していいのかという迷いなのかなと思っております。そういった指導や勧告を行う場合に、村としてきちんとこのような状態になったら行うんだというこの計画があれば、そのとき、そのとき迷わず、その計画にのっとって進めることができるのかなと思うんですけども、これについてはいかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどの計画というのは、多分法に基づくような計画ではないという話だというふうにお聞きしたところであります。村として、村内の危険空き家について、どのように今後検討していくのか、対策していくのかという計画ということで、法とは別なものの考えかなとお聞きしたところでありますが、村としては先ほど答弁でも申し上げましたように、村の景観条例の部分で必要に応じて管理不全住宅、そういった部分については、まず地域ぐるみでそういった喚起をしていくという部分も必要です。村もそういった呼びかけをしていくということで、地域ぐるみでお互い気をつけなければいけませんよねというふうな部分からですね、そこでどうしてもなかなか難しいという部分については助言なり、指導なりというようなことで進めるべきだというふうに判断をしているところであります。

2番（横山秀人君） この件に関しては最後の質問になりますが、この空き家法に基づく指導勧告等はどの場で検討して、どこで決定していく予定なのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 以前の一般質問等でも、ほかの議員からいろいろご質問があって、そういった部分について、空き家法に基づく助言、指導等はどうするんだという話もあったかと記憶しております。

基本的にこの法に基づくそういった助言、指導、そういった部分については特定空家というふうなことに該当していくというような部分で、今まで個人の財産であるので、それはどんなふうに危険なものであっても、個人の財産というふうなことで、なかなか行政としての処分は難しいというふうな話をさせていただいたところであります。その中で、特定空家というふうな形になっていくと、当然そういった部分については、税の軽減措置というものも受けられなくなってくるところでありますので、一概にそこに基

いた助言、指導、それから命令、勧告とか、そういったものに踏み出すと、そういった軽減措置等もなくなってしまうので、なかなか簡単にはいかないですよという話も今までさせていただいたところでもあります。ということからも鑑みまして、村としては先ほど言った村の景観条例、その中でまずはそういった部分は気をつけて、しっかりと処理していきましょうというふうな地域ぐるみなり、そういった助言、指導で進めてまいりたいというふうなことで考えているところでもあります。

そういったことを進めていくのは景観条例というふうなことで、その管轄である村づくり推進課でそういった対策を今後も検討していく必要があるのかなと考えているところです。

以上です。

2番（横山秀人君） この空き家法に基づく指導等のこの記事というか、新聞とか、あとは議会の機関紙とかで見える機会が増えました。何かそういう目に入る情報が多くなると、やはり飯館村においても、きちんと対応していかなければならない状況かなと思つての質問でありました。今後、またこちらに関しても、役場と議会で検討しながら進めていければと思います。

続いて、4項目めについて質問いたします。

4項目めは、未登記村有地の計画的解消についてであります。

まず、再質問の1つは、どれぐらいの事業費と時間がかかるのかについて質問したいと思います。

まず、1点目、令和4年度、5年度、6年度、登記した筆数、箇所数ですね、それにかかった費用、また1筆当たりの経費について質問いたします。

総務課長（村山宏行君） 村の登記に関する経費についてということでのご質問でございます。

まず、令和4年度ですね、実績で申し上げますと86筆で、かかった費用は1,802万1,000円ほどです。18021、86筆で18021千円ですね。1筆当たりの単価は20万9,500円となります。

続いて、令和5年度、こちらは実績で55筆、かかった費用は1,153万2,000円、11532です。こちらについても、1筆当たりの単価になると、20万9,600円。ほぼ令和4年と一緒です。

令和6年度が、実績は20筆になります。かかった経費は465万1,000円、4651、20筆で4651です。こちら単価に直しますと、1筆当たり23万2,600円、232.6という形になります。

それから、令和7年度、これは見込みになりますが、こちらについては今のところあります、18筆、費用に関しましては774万2,000円、7442。18筆で7742ということで、筆で割りますと43万100円という形になります。

この中ででもですね、平均すると20万円以下ぐらいにはなるんですが、中にやはりいわゆる登記に関して、判こをもらっていかなきゃならない件数が多いとか、そういったなかなか難しい案件もありますので、このようばらつきがあるということでございます。

2番（横山秀人君） 過去何度か、この未登記村有地については質問させていただきました。

今回回答弁において、見える形で費用というのが分かりました。1筆当たり、20万円から40万円程度かかるのかなということが分かりました。また、1年でできるのがこちらの平均を見ますと、例えば50とか、60とかの筆数なのかなというふうに思います。

仮に、1筆20万円と仮定すると、2億2,000万円、私の計算合っていますかね、2億2,000万円ほどかなと。仮に1年間、例えば100筆やったとしても11年、この今の状況だと、最近ここ2年は20筆ぐらいですので、五十何年かかるということになります。事業費と事業規模と、時間がある程度見えてきました。これは村が必ずやらなければいけないことであります。その上で、この30年以上かかるようなこの計画、また2億円、3億円とかかるこの事業について、年次目標や収容目標の取組スケジュールについて、現時点では今ないのが現状であります。今後、この計画についてどのように対処されていくのか回答を求めます。

総務課長（村山宏行君） 登記について迅速に進めるべきだということでございますが、先ほど申し上げましたように、この専門家、村の場合は福島県公共嘱託土地家屋調査士会、こちらを使って行っておりまして、その中でこれだけの経費がかかってきたというところではございます。おただしのように、こういった未登記の部分については、やはり理由というのがございます。買収が終わったものの、いわゆる登記が、相続がしっかりされていなかった、あるいは共有地が含まれていた、そういったところがあるというところで、そういった難しい案件については、この土地家屋調査士会、こちらを使って、専門家の意見を聞きながら、そこをしっかりと進めていかなければならないと思っております。

一方で、村でまるきりこの調査士会に丸投げしているわけではございません。財政係でちゃんと足で訪問しながら、そちらの登記事務を一方では進めているというところではございます。そういったことも含めながら、村では進めているというところではございます。

計画的にというところではございますが、村としてはこれまで震災時の分からのずっと積み残しの部分であります。その処理ということでもあります。多分ご存じかと思うんですが、以前はこの登記にこの1,000万円を超えるような予算を計上して行ってきたという経過はございません。この震災以降、そういった部分を重視をしながら、そういった部分の予算化をしっかりと取りながら、今、進めてきているという状況でございます。年間当たり1,000万円から2,000万円、そういった予算をしっかりと取りながら、ちなみにであります。令和8年度は1,600万円の予算を計上して、そこで登記をしっかりと進めていこうという考えでありますので、確かに計画的にできればいいと思うんですが、中身を見ていきますと、まず登記がどこまでできるのかという見極めもあります。それぞれのものがこれはどういう理由で止まっているのかというのを、分かっているものと分かっていないものがありますので、そこを一つ一つ担当がチェックをしながら、これは難しい案件なので土地家屋調査士会に、委託に上げたほうがいい、逆にこの部分については職員自らが行って交渉しながら、確認をしながら登記できる、そういったところを見極めながら今進めているという状況でございますので、確かに村が間違いなくやらなければならない仕事でございますので、重々にその分の責任、それから重要さというのは認

識はしているところでございますので、村としてもしっかりとその辺を確認しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

2番（横山秀人君） この問題に関しては、もう何十年も前から積み上がっているというか、積み残している課題であるということも分かっております。今後これからどのようにしたほうがいいのかということで、今まではもうこれは事実としてあります。ただ、今後どう解消していくかという、そのことについて、また質問で検討したいと思うんですけども、役場職員が行う場合、この登記コストが減少するとか、登記手続が早くなるとか、そのようなことはありますでしょうか。また、役場職員が今現在嘱託登記というものをしているのかどうか、確認いたします。

総務課長（村山宏行君） 先ほども申しあげましたように、職員が自ら行って、嘱託登記事務を行うということもあります。現在も行っております。

経費的にどうなのかということであれば、確かに役場の職員が行って、土地の法務局に行って、その登記事務を進めるということは、要は経費的にはいわゆる人件費のみですので、それに係る嘱託登記料は無料ですから、かかりません。確かに、コストが安くなるというのはあります。

ただ、大部分がいわゆる積み残しの原因というのが、かなり難しい案件というふうに認識をしております。その部分はやはり法的に知識のある専門家をお願いをしないと、そこは難しいのかなというところでございますので、いろいろ手段ですね、交えながら、なるべく登記事務が進むように努力をしてみたいと思っております。

2番（横山秀人君） 登記の先ほど状況がばらばらで、どのように対処すべきかということで、すぐ調査業務が必要だということが分かりました。

ちょっと見方を変えた質問なんですけれども、例えば、ここ一、二年の間で、もう相続登記が終わった、その未登記村有地の例えば一覧を出すということは、住民課では可能でありますでしょうか。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 毎月、法務局から登記済み通知書というものが住民課に届きます。それについては分筆、合筆、あるいは相続登記、所有権移転、終わったものについての通知が来ております。それを庁内であっても、他の部局に求めている情報まで提供するのはいかなものかというふうには思っております。

ただ、財政係、担当課から、こういった土地について登記が終わっているかどうかというような照会に対しては、回答できると思っております。

以上です。

2番（横山秀人君） そうしますと、相続登記が終わったばかりの未登記村有地というのが分かるということかなと思います。今の答弁からです。そこを先行で行うことによって、その筆数の解消が増えるのかなと、そういう認識もありますし、今現在、相続登記が終わったばかりであれば、村の職員が直接伺っても、スムーズに事が運ぶのかなという認識もあります。

再度確認いたしますが、やはり1,100筆もありますので、この土地については難しいものの、この土地についてはある程度相続が終わって、すぐ対応できるものと、そういう分

類については行うべきと思います。

そして、その上でできるところは今年何筆やろうとかという形の年次スケジュールも、毎年更新でいいと思うんですね。そんなに予定どおり行くと思いません。ただ、更新でもいいので、ある程度解消の目標を、例えば10年先なのか、15年先なのか、そこまではきちんとしていかないと、この将来の財政負担のめどが立たなくなってしまうので、改めてこの計画が必要と思いますが、村長いかがでしょう。

村長（杉岡 誠君） その計画という言葉です、複数の意味を持ってお使いになられているなというふうに思いますが、今おっしゃっている長期的なその財政負担というんですか、そこを考えた話であると、村側として債務負担行為をちゃんと起こして、何十年計画でやりなさいというふうに言っているようにも聞こえなくはないです。

ただ、担当の話がありました、担当職員も例えば税務に情報来たものをその都度照会をして、上がってきたものから処置をすればいいというような業務量ではないと私は認識しております。優先順位をつけてと総務課長も再三再四答弁しておりますけれども、今やっている案件をおざなりにしながら、ほかのものとやるとか、あるいは2つ、3つを同時並行でやるということはなかなか相当苦勞の部分がありますので、正直申し上げますと、一つ一つというのが現状かというふうに思います。その積み重ねで1年間12か月しかない中で、調査士会のご協力をいただきながら、最大で86筆やったときもありますし、多分職員がメインでやっている部分については年間20筆とか、そういう数字になっているのかなと思います。職員もですね、いわゆる専門士、専門のその調査士会と違って、例年そこに配属されるわけではありませんので、正職員というのはどうしても人事異動の対象でもありますし、昇格昇給ということもありますので、その方が過去のように役場の中にもう専門のようにそれをやっている方がいて、その方に頼めば大体全部分かるんだというような体制を役場として、今、現役場として取っておりませんので、ご質問の中にもあったように、いろんな職員がそういう技能を身につけながら対応等ができるような体制を同時並行で今構築してきて、し始まっているというふうにご認識いただきたいと思います。村としては現段階で例えば債務負担行為を起こして、十数年に係る予算を全て計上してやっていくという考えはございませんので、そこはご理解いただきたいと思いますところでは。

なお、令和8年度1,600万円ですか、予算を計上しておりますので、その都度、適正な予算というものを皆様にご審議いただきながら、しっかりとした姿勢を示して、未登記村地の解消に向かって取り組んでいきたいと考えているところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） もちろん現体制でね、これが解消に向かえるとは思っておりません。新たな、先ほど村長からあったとおり、その推進体制をきちんと、例えば職員の技術向上なりも含めてですね、やっていかなければならないという、そういう思いが本日聞けましたので、また、今日おおよその事業規模とおおよその期間も把握できましたので、これについても、今後、行政と議会で検討していければと思います。

以上で本日の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（佐藤眞弘君） これで横山秀人君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤眞弘君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後4時23分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月3日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 眞弘

同 会議録署名議員 飯畑 秀夫

同 会議録署名議員 高橋 孝雄

令和8年3月4日

令和8年第2回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和8年第2回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和8年3月4日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和8年3月4日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和8年3月4日 午前10時40分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 勝見	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	高橋 孝雄	○	6	渡邊 計	○
	7	菅野 新一	○	8	佐藤 八郎	○
	9	佐藤 健太	○	10	佐藤 眞弘	○
署名議員	6番 渡邊 計		7番 菅野 新一			
職務出席者	事務局長 志賀 春美		書記 糯田 文也		書記 羽田 一	
地方自治法の 第121条のた めのた 説明した者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	中川 喜昭	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長兼 会計管理者	荒 真一郎	○	健康福祉課長	今野 智和	○
	産業振興課長	松下 貴雄	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	高橋 澄子	○	教育課長	三瓶 真	○
	生涯学習課長	山田 敬行	○	農業委員会 農事務局長	松下 貴雄	○
	選挙管理委員会 書記長	村山 宏行	○	農業委員会 会長	原田 直志	△
代表監査委員	松田 敏行	○	選挙管理委員会 委員	伊東 利	△	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和8年3月4日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順5番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤眞弘君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤眞弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤眞弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 渡邊 計君、7番 菅野 新一君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤眞弘君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。1番 佐藤勝見君。

1番（佐藤勝見君） 皆さん、おはようございます。議席番号1番 佐藤勝見でございます。

令和8年3月定例会において、一般質問をさせていただきます。

歴史ある飯館村のかじ取りにおきましては、村長はじめ執行部の皆様におかれましては、大変な日夜のご努力に対し、お礼申し上げたいと思います。

飯曾村と大館村が合併し、はや70年がたちます。私が生まれた年に合併し、幾多の困難を乗り越えてきたことと思います。住民同士が知恵を出し合い、共に協力し行動することで、飯館村を子供や孫の代までつなぐことが大切であります。

2011年、未曾有の災害に見舞われ、今も復興の途中で、村民の生活は奪われ、環境は生活困難と思われまます。学校生徒の減少、居住者の減少による地域コミュニティーが崩壊し、消防団活動などが継続困難な状況です。森林は15年にわたり放置されたままで、放射性物質の流出などの生活圏に危険が及ぶ可能性があります。震災、原発事故、森林整備と放射能対策を同時に進め、村民が安心安全して生活できる飯館村を早期に実現しなければなりません。

人を育て、人口を増やす政策が必要かと思われまます。女性の地位向上と世の中に羽ばたけるよう、支援の輪を強力に進め、気候変動にも強い飯館村ならではの政策と、おもてなしの心で住んでいてよかった、仕事をしてよかった、移住してきてよかった飯館村を。今回は、3項目5点の質問です。

1、子育て支援について。

1-1、物価高対応子育て応援手当の支給について、ゼロ歳から高校3年生まで子供1人当たり2万円を支給するとあるが、村として独自で上乘せして支給する考えはあるのか伺います。

2項目め、ゼロカーボンについて。

2-1、村内の電気自動車EV充電器の設置場所については、令和7年度第4回飯館村

行政区長・副区長会議で諮られたようです。現在の道の駅に加え、3か所を新設するようであるが、新設に至った経緯を伺います。

2-2、現在、村の公用車にはEV自動車はないようであるが、公用車を更新する際はEV自動車に切り替えていくのか、村の考えを伺います。

3、DXについて。

3-1、令和7年度第4回飯舘村行政区長・副区長会議資料で、飯舘村災害用メール配信サービスが4月より開始されるが、防災情報以外の避難に関する情報や村からのお知らせについては、どのようなことが配信されるのか、具体的な内容を伺います。

3-2、飯舘村防災用戸別受信機を行政区長に無償貸与するとあるが、1台当たりどのくらいの費用になるか伺います。

よろしく申し上げます。

村長（杉岡 誠君） 1番 佐藤勝見議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1-1、物価高対応子育て応援手当の支給について、ゼロ歳から高校3年生まで子供1人当たり2万円を支給するとあるが、村として独自で上乗せして支給する考えはあるのかについてお答えいたします。

1月の村議会臨時会において、物価高対応子育て応援手当について、議決をいただき、2月27日から順次支給を開始しているところです。

この手当は、国の財源で子供1人当たり2万円を支給することとしており、村独自の上乗せを行う予定はありません。

一方で、物価高騰対策として現在販売中の飯舘村生活応援商品券については、子供を含む1人当たり7冊、1冊当たり5,000円を住民に販売しており、1冊当たり60%分、3,000円のプレミアム分が上乗せされております。

ぜひ、本年9月30日までご利用いただけるこのプレミアムつき商品券をご利用いただければと考えております。

次に、ご質問2-1、村内に新たに設置されたEV充電器の経緯についてお答えいたします。

このたび設置されましたEV充電器の新設は、国の補助金を活用し、村の負担なく整備できるとの民間事業者からの提案を受け、ゼロカーボンビレッジいいたて宣言に合致することから導入していただきました。

関係各所と協議の末、きこり、商業施設、あいの沢の3か所に設置を決め、本年1月中旬より利用を開始しております。

次に、ご質問の2-2についてお答えいたします。

村の公用車につきましては、通常時の使用に加え、地震や大雪などの災害時における現場確認や住民対応等、様々な使用状況の想定が必要です。そのため、公用車を更新する際には、特定の自動車だけでなく、緊急時の対応を含め、環境性能、経済性等を広く考慮し、更新手続を進めております。

今後につきましても、様々な観点から車種を検討し、更新を行ってまいります。

次に、ご質問3のDXについての3-1と3-2については関連がありますので、一括

してお答えいたします。

まず、令和7年度において整備を進め、4月からの運用開始を予定しております、飯館村の新しい防災システムについてであります。配信される情報といたしましては、①気象警報、②弾道ミサイル等に関する国民保護情報、③緊急地震速報、④村内の火災に関する情報、⑤避難に関する防災情報のほか、⑥その他として、担当課による手動配信により、村民の安全に関わる獣害に関する情報等の任意の情報も配信が可能となります。

この情報配信については、村の災害用Eメールのほか、村の公式LINEでも配信されます。

ご利用については、現在、村の災害用Eメールや村公式LINEの配信登録をされている方は特にお手続をすることなく引き続きご利用いただくことができ、これから配信を希望する方については、村のホームページや広報紙同封のチラシに案内を掲載しておりますので、案内に従って設定をいただくことで受信が可能となります。

このほか、防災アプリによる情報提供サービスも同時に開始し、このアプリでは、①過去の情報配信履歴の確認、②気象情報、③周囲に自身の居場所を知らせるブザー機能、④ライト機能などが利用可能です。

なお、村防災アプリの利用については、ソフトウェアのダウンロード等の操作が必要です。また、メール配信サービスと防災アプリについて、通信費は利用者負担となりますが、登録料、利用料は無料となっております。

次に、戸別受信機についてであります。村の公共施設である役場庁舎、いちばん館、交流センターふれ愛館に1台ずつ配備し、各行政区長に1台ずつ貸与をする合計23台を整備いたします。

機能といたしましては、配信された各種防災情報を合成音声により読み上げでお知らせすることができ、電源はコンセントのほか、乾電池でも利用が可能です。

経費といたしましては、本体購入費として1台当たり6万5,000円、機器の保守費用が年額20万円、通信費が1台当たり月額300円となっております。これらは村が負担することとしております。

なお、各行政区長に貸与する機器の電気料金は利用者のご負担となります。

以上となります。

1番（佐藤勝見君） 村独自では支出しないということですが、飯館村に子供が集まるという形になると、ぜひとも村独自の政策というか、施策というか、お願いできればと思います。できれば毎月とかね、年に2万円という形では全然金額的には低いと思いますので、もうちょっと大きな形でお願いできればと思います。どうぞよろしく願います。

健康福祉課長（今野智和君） 再質問にお答えさせていただきます。

今回の物価高における支援金については、先ほどの答弁のとおりとはなりますが、おただしのその村の独自の子育ての施策、ちょっと触れさせていただければと思います。

今現在、今回の新年度予算にも引き続き計上させていただいておりますが、村独自の応援支援金として、赤ちゃん誕生祝金、これは出生した際にお子さん1人当たり20万円を

支給するものとなっています。これのほか、就学時期に合わせて応援支援金、小学校、中学校入学時に10万円、お子さん1人当たり。高校入学時にお子さん1人当たり20万円の支援金、こちらについては村独自の子育て応援の施策として継続して行っているものでして、次年度についても継続して計上させていただいておりますので、ご審議いただければと考えております。

なお、今回の物価高騰における2万円の支援金についてですが、答弁にありますとおり、2月27日ということで、まずプッシュ型といいますのが、児童手当の情報を基に早急に支給できるものはしなさいというのが国のつくりとなっております。その中で、児童手当の受給している方の情報を基に、2月27日に362人のお子さん、金額にして724万円については、2月の27日にお振込をさせていただいているところです。残りの公務員ですね、公務員と消防も含めての職員のお子さんについては別途申請が必要になりますので、これについてはお知らせ版等々で案内しながら、3月まで漏れなく支給したいと考えております。

以上です。

1番（佐藤勝見君） ありがとうございます。

いろいろ手だてをして、飯舘村が子供を育てるといような形でやっていただければ、ありがたいと思います。

子供も大切なんですけれども、その子供を育てる親ですね。特に母親、わくわくするような形で何かできないかと思って、ちょっと考えてみたんですけども、35年ぐらい前ですかね、若妻の翼なんていうことで、ヨーロッパに行ったんですけども、やっぱりお母さんたちが元気にならないと、子供も元気にならない、村も元気にならないと思いますので、お母さんたちが元気になるような何か施策というか、子供を育てる意味で、できればお願いしたいと思うんですけども、よろしくお願いします。

村長（杉岡 誠君） 昨日までのご答弁の中で、例えば、健康福祉課分野でしている子育て関係のいろんな支援といいますか、いろんな形で集まったり、情報交換をしたいという施策はしておりますが、今おっしゃっていただいたような、わくわくという言葉を使っていたいただきましたが、さらに何ていうんでしょうかね、いろんな意欲を燃やしたり、いろんな勉強につながったりというものが必要だなというご提案だと思いますので、そういった観点は村としても持っているつもりでありますし、7次総の中でもそういう議論があったかなと思いますので、令和8年度当初予算ではなかなかそこまではできておりませんが、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上であります。

1番（佐藤勝見君） ありがとうございます。

私たちも孫育ての年代になりましたので、一緒に幼稚園に行ったりとか、そういった形で共に育てていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

ゼロカーボンに移りたいと思います。

充電器設置については業者さんのね、無料で設置できるというお話がありましたけれども、行政区長会では何か質問とか、そういうのはあったか伺いたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 行政区長・副区長会の中では、この点について、特に質問等はありませんでした。

1 番（佐藤勝見君） 別に区長会の中では質問はなかったということですが、設置は無料でしたけれども、ランニングコストとか、耐用年数とかという形では、どんなふうになるのかお伺いしたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 設置におけるランニングコスト等については、設置もそうですが、全てこの設置事業者が持つというようなことで、村としては一切そういった部分については、経費はかからないというような状況であります。

あとは、耐用年数はちょっと私、今、手元ではどのぐらいもつのかという部分までは把握していないところであります。

1 番（佐藤勝見君） ランニングコストは事業者で、耐用年数は分からないということですが、利用料金は多分個人負担という形になるんだと思うんですが、その辺何か早く充電できるやつと、普通に充電できるやつと、2種類ありますけれども、料金なんか分かれば教えていただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 恐れ入ります。私ちょっとEV車を持っていないものから、料金の部分までは把握していないわけですが、基本的に現金等ではなくて、クレジットとか、そういったものでの支払いになるというふうにお聞きはしているところであります。料金設定については多分どこで充電しても、そういった仕組みについては同じではないかなと考えているところであります。

1 番（佐藤勝見君） ありがとうございます。

私見る限り、あんまり道の駅で充電している方っていないと思うんですが、ましてや今度あいの沢とか、あっちに行くと、冬場は全然ないのかななんて思いますけれども、設置した箇所を選定した理由とか、そういうのを伺いたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 設置した場所、選定された理由というようなことであります。

この事業については、経済産業省のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を活用して設置されたというようなことであります。その設置する際に、この補助金を該当させて設置する際には、人がよく集まる、商店のような集まるにぎわいのあるところ、あとは宿泊施設、そういった部分に限られているというようなことであります。

村の中でも、例えば役場なんかどうだとか、交流センターどうだということもあつたんですが、そういった部分については、そういった買物環境とかのにぎわい施設でもないし、ちょっと該当にはならないということでありました。その中で宿泊施設、特にあいの沢のキャンプとか使った場合、きこりに宿泊した場合には、一晩中充電できるという環境になりますので、普通充電で対応可能であろうということ。あとは、商業施設の部分については30分、1時間程度の買物の時間というようなことでありますので、急速充電が必要なんではないかということで、その辺を設置業者と、村のそういった実態という状況の説明し、検討していただいて、そういった充電器の設置に至ったという状況

でございます。

以上です。

1 番（佐藤勝見君） ありがとうございます。

宿泊施設に主に設置したということでございますけれども、万が一故障とか、修理なんかになった場合は、やっぱり業者さんがやるような形になると思うんですけれども、緊急の場合、役場に連絡が来るとか、そういうのもあるかどうか伺いたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 充電ができなくて緊急というのはなかなか考えられない、ちょっと困ったというようなことにはなるのかと思いますが、そういった際には、多分施設の管理責任はやはりきこりなり、あいの沢なり、商業施設の元の所有は村でありますので、村に一報いただくというようなのも考えられるかと思いますが。その際には、その設置事業者に対して連絡をし、対応をしてみたいと考えております。

1 番（佐藤勝見君） ありがとうございます。

それでは、2-2に移りたいと思います。

公用車を更新する場合はEV自動車に切り替えていくのかということでお伺いしましたけれども、自然災害とかいろいろあった際には条件的にあまりよろしくないもので、更新はなかなか難しいんじゃないかというお話でしたけれども、ゼロカーボンという意味におきましても、村長車とか何かをやってみるとかという形はないのか、ちょっと伺ってみたいと思います。

総務課長（村山宏行君） 公用車のEV化に対します質問ということでございますが、現在、村の公用車87台ございまして、そのうちハイブリッドは9台という状況でございます。ご質問にありました村長車については、ハイブリッド車になっているという状況ですね。決して、EV車を否定しているわけではございません。多分いろんな用途がございますし、またこういった災害時に動ける、そういったときもありますので、いろいろな手段の中に、その中の手段の一つにEV車ということもあるのかなと思います。村としてもゼロカーボン宣言ということでもうたっておりますので、何らかの機会を見つけて、EV車の導入は進めるべきというふうには思っておりますが、現在のところは山間部、それから高冷地ということがあるので、これで雪道ですね、そこをどうしても重視してまいりますので、従来車というところで実績から考えると、今、EV車は少ないという状況でございますが、今後についてはご指摘のとおりですので、考えていきたいと思っております。

以上です。

1 番（佐藤勝見君） ありがとうございます。

徐々にね、やっていくというようなことでございますけれども、私も興味がありまして、いろいろ調べてはいるんですけれども、電気自動車ですと四駆がないということで、なかなかこの山間地帯では乗りづらいという面もあります。メーカーさんから言わせると、下に重心があって結構大丈夫だなんていうお話もありますけれども、村で助成というか、国では助成金あるみたいですが、村でもゼロカーボンの意味も含めまして、助成金とか考えてもらえればありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今、総務課長がご答弁申し上げたとおり、あるいは議員のご質問の趣旨のとおり、まず役場からEVというものを考えるべきじゃないかということだと思いますので、ゼロカーボンの実行計画もある中で、いずれかの状況に応じて検討したいと総務課長申し上げましたから、まずは役場で、EV車というものがこの村の環境の中でどれぐらい活用をできるのかということを確認しつつ、おっしゃるような一般の住民の方等に対する助成というものは必要かどうかという検討が加えられるのかなと思うところです。

EV車そのものはやっぱりバッテリーが重たい、逆に言うと重たいので、非常に馬力を必要とするといえますか、静音性もあって加速度もいいというのは平たん地の話であって、山間地においては1回スタックしてしまうとなかなか厳しいだろうということで、どちらかというとも村はハイブリッド車を選びながら、今まで導入してきたという経過があります。

震災のときにもEV車はありました、1台ですね、完全電気車はあったんですが、それは私が乗りましたが、各小学校を避難所にしていましたので、そこを回っていくと、役場に戻ってくるまでぎりぎりのバッテリーという状況、あの当時はありましたので、電気だけに頼るのは非常に危ないなという思いも私自身はありますので、多様化ということ私よく言っていますが、燃料を使うとしても、ガソリンだけでなく、例えば軽油、今なくなってきていますが、ディーゼル関係とか、いろんな形での多様性を持たないと、こういう中山間地は厳しいなという思いもありますので、そういった中で、ゼロカーボンに資するものについては、まず庁内で先に検討を進めていきたいなというふうに考えるところでもあります。

以上であります。

1 番（佐藤勝見君） ありがとうございます。ぜひ検討よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、3番に移りたいと思ひます。

飯館村からのお知らせについては、いろいろ村長からお話あったように、災害時とか、いろんな形で発信されるということでございます。

行政区長・副区長会では、何か質問とかあったかどうか伺いたいと思ひます。

総務課長（村山宏行君） 行政区長・副区長会の際に、現物を持って行って、ご説明を申し上げました。特段、質問という形ではなかったわけですが、ただ、これまで村がこの機器の導入に至った背景というのが、一斉同報通信、いわゆる役場側から、行政側から強制的に情報を伝える手段というのが今はないんですね。といいますのは、今、村が情報で流している手段というのはLINEでありますとか、それから公共のメールであるんですが、これは先に登録をしていた方でないと流せないんですよ。そういう状況ではまず災害時は困るということで、国からの指摘を受けまして、同報システムが必要ということでのまずは導入であります。今回、行政区長さん方にまず貸与をして、本当にこれが有効なものかどうか。当然、同じ情報はこれまで登録いただいたLINEであるとか、村の防災メール、そちらに同じ情報が流れます。また、この新しく機械を導入するに当たって、それに付随したアプリ、そういったものも新たに流れますので、そう

いったところにまずは登録いただく、それで一般の方々には普通に使えるようにはなるんですが、その上に音声で強制的に村から告知をできるというのが、この機械という形になります。それをまず一段落、第一歩として、その後、いわゆる屋外スピーカーですね。そちらも何か所かということでも、検討はしているというところでございます。

先頃サイレンですか、震災以降サイレンのこの部分がどうしても村民がいないということがあって、そこがちょっと遅れぎみになったということで、改めてこのサイレンの重要性というのは見直すべきではないかという議論もありますので、そういった部分を総合的に判断をしながら、今回導入を進めていきたいというふうに考えております。

1 番（佐藤勝見君） ありがとうございます。

今の話を聞くと、一方通行というか、向こうから配信されるのを受けるという形みたいですが、タブレットのような形で双方に通信できるという形になれば、万が一災害あったとき、どこどこに避難してくださいという形であれば、こちらからどこどこは今、水がいっぱいたまっていて駄目だから、別なところに避難したほうがいいんでないのって通信ができると思うんですけども、それは一方通行というか、双方通信なのか、ちょっと伺いたいと思います。

総務課長（村山宏行君） まずは、村の役場から村民向けに発信されるほうは、まずはご指摘のとおり一方通行といいますか、まず強制的に配信できるというものが重要ということでの整備であります。

このほか、従来のLINEも使えますし、それからLINEが多く使われているというふうになると、各行政区内でもそういったことが有効に使われているのかなということがありますので、そういった部分を駆使していただいて、住民間でのやり取り、注意喚起等は行っていただければなと思うところでございます。

村に情報を寄せられるというようなところについては、従来の電話、あるいはLINEですか、それからメール、そういったところで、従来のとおり村に情報をお寄せいただけるということにはなりますので、そこから改めて判断をしながら周知をしていく、そういった状況になるかと思います。

1 番（佐藤勝見君） ありがとうございます。

一方通行という形なんで、なかなか連絡取るには電話ですか、そっちで取るような形になって、煩わしいというか、早急には連絡来て、どんな状況かというのは分かると思うんですけども、あとランニングコストは23台合わせて年額20万円という、保守費用という形かと思うんですけども、あと月額300円という形でありますけれども、希望者ですね、今、試験段階という形もありますけれども、希望者がありましたら、今、区長さんも村外に行っている方は大分多いと思いますんで、希望者に対しては対応されるのかどうか、お伺いしたいと思います。

総務課長（村山宏行君） まず、行政区長のほうには導入というのは先ほど申しあげましたように、まず同報系ですね、いわゆる村から情報を素早く流せる。例えば、相手側の電話を使っていない、いわゆるLINEを入れていない、あるいはメールを、配信サービスを入れていないというような方でも通報できるということを重視しているものでありま

すので、まずは行政区長さんの方に使っていただいて、そこで状況を見ていただく。その上で、機器の貸与を希望するというのであれば、村としても検討したいと考えております。

ただ、重ねてになりますが、同じ情報は従来のLINEであり、あるいは防災メールで流れます。また、同じ情報を得るため、それから、またより詳細な部分流せるというところでのアプリも同じく、同時に配信という形になりますので、まずはそちらを使っていただいて、その上で防災全体を考えていただければと思うところでございます。

1 番 (佐藤勝見君) ありがとうございます。

アプリね、やっている方については同じ情報が流れるということですが、年配者ですと、どうしてもなかなかアプリを取ってとか、いろいろ操作が難しいと思います。希望される方については、今年ちょうど70周年なものですから、70周年の記念という形で希望者に対して導入というか、そういうのはいかがかと思って伺いたいと思います。

村長 (杉岡 誠君) 今、当初予算を別途上程させていただいているところですので、その中には今おただしの部分については含まれておりません。いわゆる村民の1世帯当たりにはしっかり配るといような形はありませんが、例えば村内、特者を含めてですが、1,000世帯ぐらいかな、900世帯ぐらいあると思います。これ1台6万5,000円で配ろうとすると、6,000万円ぐらいかかるということになりますので、プラス、その1台当たりの月額300円ということで、年間になると3,600円ですか、掛けるその1,000世帯ということになりますから、360万円ぐらいかかるんですかね、そうかな。と思いますので、そういうコスト意識を持ちながら、しっかり防災についてやっていくというようなことについては、私個人的にはそういうことが大事だなと思いますが、もうちょっと防災会議とか、いろんな形での議論をしなければいけないかなと。今おっしゃっていただいたように、例えば、双方向のやり取りがないと駄目だよというような議論もあるかもしれませんが、今は戸別受信機を配付することで、村からの一方的な通信は受けていただけるようになりましたよということから始めますので、少し私たちも使って見ながら、覚えていくことがあるかなというふうに思います。

例えば、今回の災害用のEメール登録をして、村の公式LINEにも登録がされている、さらに防災アプリも入れますという形になると、3つの方法で常に情報が来るので、情報量が3倍といいですか、これ大変だよという声も出てくるのではないかなと思いますので、その辺の整理整頓といいですか、方法はやっぱりそれを受け取る側が一定程度こちら村側からなりなんなりレクチャーをして、こういうふうに使っていかないと、一個一個見ていたんでは大変だよというふうな話も必要かもしれません。ということで、機器を導入するだけで全てが整うわけではなくて、おっしゃるとおりご高齢の方なんかは特にですが、やっぱり使い方、より賢い使い方というものをレクチャーしていくということをもう少し積み重ねながら、次のステップを考えるべきかなと考えるところであります。

以上であります。

1 番 (佐藤勝見君) ありがとうございます。

希望者に対してという形で、どちらかというとな配の人が対象なんじゃないかと思うんですけども、どうしても年配の人だと使い方が分からないんで、アプリとか何かできないと思います。私もやっと娘に教えてもらうというか、そんな状況なもんですから、なかなか自ら機器を使いこなすというのはできないもんですから。そういった意味で、あと携帯電話とか、スマートフォンとか、一時期交流センターで勉強会やっていたと思うんですけども、ああいった形をまたお願いできればと思うんですけども、高齢者を対象にといたらあれですけども、分からない人が一歩でも進むような形でできればお願いしたいと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 以前にたしかそういう講習をやっていたかなと思いますので、確かにこういう新しいものを入れる中で、さらに自分がお持ちの携帯電話、スマートフォン、そういったものの使い方の何ていうんですかね、講習をしたいというのは大事な取組かなと思います。

例えばですね、それを役場の職員が、例えばコミュニティ担当者がどこか総会に行くたびに教えるといっても、全員にはなかなか教え切れないし、講師の方を呼んで講習を開いたとしても、全村民にリーチするにはなかなか時間も、回数も必要だというのはちょっと大きな課題だなと思っております。ある自治体においては、お孫さんと一緒に講習に出てくださいというやり方をして、お孫さんが教えてくれたほうが、おじいちゃんも、おばあちゃんもよく話を聞き、聞きやすいし、何回でもできるよねというようなことをやっている自治体があると私は認識しておりますので、そういう家族内で教え合う。村がそのご高齢の方に直接使い方をばっと教えても、また聞かなきゃならないと思いますから、聞く先は今度は息子さん、娘さん、お孫さんだよというような、そういう全体でITに関する、ICT、IoTに関する部分を底上げしていくという取組が、今後DXという中には含まれるかなと思いますので、ちょっといろんな形で検討させていただきたいなと思うところであります。

以上であります。

1 番（佐藤勝見君） ありがとうございます。

私も含めてなんですけれども、何回も本当に聞くような形になると思います。できましたら役場とかね、公共施設でいつでも教えてもらえるような形で、子供とか、孫とか一緒にね、できればいいかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

私の質問は、以上で終わりたいと思います。ありがとうございます。

議長（佐藤眞弘君） これで佐藤勝見君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（佐藤眞弘君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、全員協議会は10時45分より開催いたします。

（午前10時40分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月4日

飯 館 村 議 会 議 長 佐藤 眞弘

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 菅野 新一

令和8年3月12日

令和8年第2回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和8年第2回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和8年3月12日（木曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和8年3月12日 午前10時00分				
時及び宣告	閉会	令和8年3月12日 午前11時37分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤 勝見	○	2	横山 秀人	○
	3	花井 茂	○	4	飯畑 秀夫	○
	5	高橋 孝雄	○	6	渡邊 計	○
	7	菅野 新一	○	8	佐藤 八郎	○
	9	佐藤 健太	○	10	佐藤 眞弘	○
署名議員	8番 佐藤 八郎		9番 佐藤 健太			
職務出席者	事務局長 志賀 春美		書記 糯田 文也		書記 卷野 凌	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	中川 喜昭	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長兼 会計管理者	荒 真一郎	○	健康福祉課長	今野 智和	○
	産業振興課長	松下 貴雄	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育長	高橋 澄子	○	教育課長	三瓶 真	○
	生涯学習課長	山田 敬行	○	農事委員 会長	松下 貴雄	○
	選挙管理委員 書記長	村山 宏行	○	農業委員 会長	原田 直志	△
代表監査委員	松田 敏行	○	選挙管理委員 会長	伊東 利	○	
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和8年3月12日(木)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 議案第 3号 令和7年度飯舘村一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 4 議案第 4号 令和7年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議案第 5号 令和7年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第 6号 令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第 7号 令和7年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第 8 議案第 8号 令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第 9号 令和8年度飯舘村一般会計予算
- 日程第10 議案第10号 令和8年度飯舘村国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第11号 令和8年度飯舘村介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第12号 令和8年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第13号 令和8年度飯舘村簡易水道事業会計予算
- 日程第14 議案第14号 令和8年度飯舘村農業集落排水事業会計予算
- 日程第15 議案第15号 飯舘村犯罪被害者等支援条例
- 日程第16 議案第16号 飯舘村営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第17号 飯舘村帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第18号 飯舘村水田農業確立対策推進貸付基金条例を廃止する条例
- 日程第19 議案第19号 飯舘村森林環境交付金事業基金条例を廃止する条例
- 日程第20 議案第20号 飯舘村村民の森の指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第21号 飯舘村民家園ふるさとの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第22号 飯舘村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第23号 飯舘村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第24号 飯舘村健康増進交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第25号 飯舘村新規就農者技術習得管理施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第26号 飯舘村過疎地域持続的発展計画につき議決を求めることについて
- 日程第27 議案第27号 土地の取得について
- 日程第28 議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第29 議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第30 閉会中の継続調査の件
- 日程第31 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第32 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤眞弘君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤眞弘君） 本日の議事日程及び村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告いたします。

本日、村長からその他案件1件、人事案件2件の追加議案が送付されております。

次に、予算審査特別委員長より令和8年度予算審査結果報告書がお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、議会運営委員会が3月10日に本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から、所管事務調査についてお手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤眞弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、8番 佐藤八郎君、9番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（佐藤眞弘君） 日程第2、村長の追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加いたしました議案についてご説明いたします。

議案第27号は、土地の取得についてです。これは深谷地区産業団地整備に係る用地の取得について議会の議決を求めるものです。

議案第28号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてです。飯館村小宮字夏井185番地の須田幸正さんを固定資産評価審査委員会の委員として選任したいので、その同意を求めるものです。

議案第29号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてです。飯館村深谷字二本木前23番地1の鹿山あや子さんを固定資産評価審査委員会の委員として選任したいので、その同意を求めるものです。

以上が提出しました追加議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 議案調査のため休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案の説明を求めます。

(休憩中、総務課長の議案説明)

(午前10時03分)

◎再開の宣告

議長(佐藤眞弘君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

◎日程第3、議案第3号 令和7年度飯舘村一般会計補正予算(第8号)

議長(佐藤眞弘君) 議案第3号令和7年度飯舘村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

これから質疑を行います。

2番(横山秀人君) 令和7年度の補正予算について質問をいたします。補正予算書の資料ナンバー2の23ページ、今回、県補助金、福島電源地域振興支援事業費3,400万円の減額。これはあいの沢の整備に係るものであります。あわせまして、同じ資料の33ページ、一番下の段、林業費ということで、あいの沢整備に係る村債を計画しておりましたが、全額1,700万円のマイナス補正というこの2点について、併せて質問いたします。

このあいの沢整備に関しましては、令和4年度にきちんとコンサル事業等を頼んで計画を立てました。ただ、そのときの説明ですと、有利な補助金等を探しながら、あいの沢整備に向かって事業を検討したいという答弁がございました。そして、やっと見つかったと。それが約1年前であります。5か年計画で9億1,000万円の事業で、あいの沢を整備することが決まったと。財源は県の補助金と、あと村債を使うんだというご説明がありました。次、やっと計画が実行に移ってくるのかなと思ったところであります。

ただ、今回、全額予算が落ちています。つまり、できなかったということでもあります。先日、予算委員会で、再度計画し直して今度4年間でやるんだというお話がございました。今回は令和7年度の補正でありますので、令和7年度中の経過について確認いたします。

この9億円もの事業のスタートを切れなかったということは、大きな行政運営の課題であると思います。この切れなかった理由について、例えば計画の再度見直しを庁内で行ったからとか、あとは、例えば人が、職員がいなくて、足りなくてどうにも手が回らなかったとか、結果として3億円の事業が減になっています。この9億円の事業ができなかったことについて詳しい説明をお願いします。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 先日の予算審査特別委員会でも説明をさせていただきましたが、この事業については、当初10億円規模の大きな事業として計画、基本構想としては計画をしていたところであります。ただ、そのまま進めますと村の今年度の運営費、それから負担、そういった部分が大きくなる。つまり、当初は本来は国の復興予算、交付金等を使って進めようということでおりましたが、議員からあったように、別な補助金、補助事業というのを進めるようになったということでもあります。

そちら、基本構想の中でそういった計画をしていたので、そのまま進めるのが望ましいだろうということもありましたが、この進める上に当たって今回事業を進めようとして

いた部分については、県の補助金3分の2補助で、上限が補助金額としては4億円程度だということでもあります。そうしますと、村の持ち出し負担がかなり大きな額になってしまうという部分と、今年度それだけの規模のものを維持していくのにはかなりの経費等も、労力等もかかっているという部分で、全体的に見直すべきだと村としては判断をしたところでもあります。全体的な見直しをする中で事業規模を縮小し、今年度の村民の負担を少しでも減らさなければならぬだろうという判断の基に、今回大きな見直しをさせていただいたものであります。

以上です。

2番（横山秀人君） 議員の仕事として、やはり行財政運営のチェックをするというのが大事な仕事であります。ですので、聞き方によっては何か厳しい意見だなと思うかもしれませんが、職責として申します。1年前の当初予算の説明と異なっているのかなと思います。当初予算では、この事業をやって、そしてあいの沢をやっていくんだと、ぜひやらせてください、やらせてくださいって言い方おかしいですね。議会もきちっと認めてやっていきたいと思いますということで、当初予算の説明があったわけであります。

今の検討というのは、当初予算に上げる前に行うべきものであって、当初予算が通って、もう4月から基本設計とかが頼める状況、予算執行できる状況になって考えるものではないのかなと思います。結果として、実施できなかったという事実でありますし、また来年度予算できちんとして行っていくんだということも予算説明書でありましたが、やはりこれだけの規模が2月下旬に、ぽつと議会にお知らせされるのではなく、ある程度分かった時点で、12月とかそういう時点で、実は今回9億円のスタートが切れなかったと、それは令和8年度にやっていきたいんだと、事業費もこれだけ減少すると、昨年度の当初予算の説明と異なるがという形の議会への相談も、やはり必要かなと思っております。

先日、村長からも議会で決めていただいたところを粛々と進めていくというお話がございました。ですので、これも粛々と進んでいくかと思っておりましたが、最後の最後でこのような結果になってしまったということでもあります。

今回は、要望でひとつ締めたいんですが、やはり大規模な事業について年度内で大きな変更、予算執行できないということであれば、年度途中で結構ですので議会にもご相談いただきたい。そのための全員協議会申入れ事項という制度もございますので、お願いしたいということで、こちらは終わります。

村長（杉岡 誠君） 今、要望というお話もいただきましたが、議員は令和7年度当初予算、たしか反対をなさっていたと思いますので、当初予算の説明の中で私たちが申し上げたことについて今、こうではなかったのかというご質問いただいたことについて、少し職員も頭かしげる部分があるかなと、正直思います。

ただ、私たちは執行側として誠意を持って仕事をしておりますので、例えば当初予算の内容と違った理由については、担当課長、ちょっと説明したかどうか忘れましたが、まず県との協議が必要でありますので、事業計画を変更するに当たって、事前協議すべきは県であります。県との協議が整ったことによって、予算については今回、3月補正に上げさせていただいているというのが実情でありますし、そもそも計画変更することを

役場の内部だけで簡単に決めたわけではありませんで、今きこりの経営改善計画というものを国に提出をする中で、きこり、あいの沢を一体的にしっかり経営が回っていくようにしていかなければならないという方針を村、それから指定管理を受けている例えば振興公社、兩名の名前で国に今出していく、出している状況ということがありますので、これに付随してあいの沢についても、当初の考え方とかなり変えていかなきゃいけない部分が出てくるだろうと、出てきたということで県と協議をして、県の計画の変更承認がいただけたということがあって、予算に反映したということでもありますから、その点については何ですかね、ここが適切な場所として議案として出させていただく場であって、12月、2月の段階で分かっていたとか、あるいはその段階で何か話ができたといいものではないということ、ご理解いただきたいと思えます。

それから、再三、予算審査の中でおっしゃられています、議会と相談をしてというのはちょっと地方自治の中では、話として言葉の使い方があるのかもしれませんが、ちょっと理解に苦しむ部分がありまして、私たちは議案として提出することが議会に対する説明責任、あるいは村民に対する説明責任になりまして、相談ということについては私たちは今まで、私も職員をやったので、職員時代含めてやってきたつもりはございません。全員協議会でも何でも説明という形をさせていただく中で、あらかじめの資料が膨大であったり、内容について議会の本議会の中でなかなか審議時間が限られる中で難しいという部分について、あらかじめ説明してきたものはありますが、その場をもって議会に代えて、議会の本議会での議決に代えて何かをしてきたということではございませんので、そこはぜひ地方自治法にのっとった形での予算執行、業務執行ということについて、改めてご理解を求めたいと思うところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） 昨年、反対箇所を表明した上で、反対討論をさせていただきました。結果として、議会として賛成多数で予算が通っておりますので、もちろんその予算執行に関して管理チェックするというのが議員の仕事であります。

あと、私の相談という言葉が、捉え方としておかしいんじゃないかというご指摘、私の言い方が間違っておりました。役場と議会では協議という形で、大規模なところに関してはこういうことをやるんだけど、先に議会にも情報提供という形で、申入れ事項という形で私は、事前に協議がある中での説明なんだな、議場で議論するのであればそのようなところは要らないわけですから、わざわざそういう場を持ってやって情報の共有を図りながら、よりよい暮らしのために村政を頑張っていきたいと思いますということでやるわけですから、私の相談というよりも協議のほうがですね。協議の場が欲しかったということでもあります。

今、お話、分かりました。始まってから、県との協議とか、様々なきこりとの関係性とか、そういうのがあったということをお聞きしましたので、この減額補正の理由は分かりましたので、これで質問、この件に関しては終わらせてよろしいでしょうか。

では続きまして、2つ目の質問。今回2ついたします。2つで終わるんですけども、資料ナンバー2番でページ数が79ページ、スポーツ振興基金の積立てで5億円あります。

初めから合計があったわけじゃなくて、令和7年度の事業をやる中で残予算があったということで今回、ある程度利用目的がスポーツに限るから、振興基金に5億円積立てというお話の説明がございました。幾つか、防球ネットとかあったんですけども、およそこの5億円の概算の積算があつて、この合計の額が決まっているはずであります。なぜなら基金への積立てですから、根拠がないと積立てできません。その概算の事業費について、その事業名と事業費を教えてください。

生涯学習課長（山田敬行君） スポーツ振興基金積立金のご質問であります。先日行われました議会全員協議会で説明をしましたが、そのとき現時点で、あくまで見込んでいた概算事業費4.8億円程度ということで説明しました。その内訳であります。1つ目、野球場防球ネット設置工事1億3,000万円。それから2つ目、野球場スコアボード設置工事1億円、それから3つ目、陸上競技場、テニスコートの長寿命化に向けた人工芝、トラックの張り替え補修2億円。それから4つ目、パークゴルフ場の長寿命化に向けた芝の張り替えの補修4,000万円。それから5番目、スポーツ関係備品の購入、それから、震災前に設置しまして日本陸連公認だったマラソンコースの看板の再設置合わせて1,000万円、合計で4億8,000万円のあくまで見込みであります。

なお、事業費、事業を行うに当たりましては、内容を整理して必要性を見て事業費を積算して、議会に予算を計上で、議決されての事業執行というものと考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） 詳しく説明いただきましてありがとうございます。もちろん、ある程度金額がかかるから、先にお金を確保しておきたいということで、もう基金の目的にはそのとおり合致しているなと思います。ただ、今聞いた中でいくと、スコアボード、先日の予算委員会では、この球場は硬式の練習と、あとは練習試合を目的に使うんだという回答がございました。その中で1億円のスコアボードを予定しているという点に関しては、まだまだ議論が必要かなと思っております。

この件について、もう1点質問します。今のお話を聞きますと、新しく公共施設を整備するものと、あとは長寿命化のために張り替え等を行うところと、2つに分かれるのかなと思います。第7次総合振興計画においては、施設整備、施設管理等に関しましては、公共施設等総合管理計画というものが村にあるので、それに基づいて行うということが、第7次総合振興計画に記載されております。また、同じように、過疎地域持続的発展計画、過疎債を借りるときの計画、基準の計画であります。この中においても公共施設に関するものに関しては、さきに説明しました飯館村公共施設等総合管理計画に合致した内容であるという記載もございます。

質問いたします。今後、様々な公共施設が予定されていますが、それにつきましては、飯館村公共施設等総合管理計画の基本方針にのっとって、事業計画、実施等に入っていくということでよろしいでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 公共施設、そちらの維持管理に関してということでの基本的な部分で、公共施設の維持管理計画というのは掲げております。こちらにつきまして、まず大きな方向性として人口減少、それから少子高齢化、そういったところを迎えるに当たっ

て、今後歳入の部分が厳しくなるということが予想されるということがあって、これまでに投資をしてきたそういった公共施設、そちらの維持管理について適切に図っていくための指針ということで設けているものでございます。こちらにつきまして、現状でいけばいわゆる人口減少、それから少子高齢化が急速に進むというところを懸念しているわけございまして、一方でこれは予算委員会の中でも村長からお話がありましたように、公共施設はある意味投資でございます。いわゆる公共施設、そういった施設を用意することによって、企業がいわゆる移住、定住、交流、そういった部分に参加をしてくる、そういった資産でもありますので、村としましてはそういったことを総合的に考えながら管理をしていくという形になるかと思っております。

確かに、今回スポーツ施設ということで、合計ということで計上させていただいておりますけれども、これはある意味、企業それから大会、村外の方々へのメッセージということでもあるかと思っております。スポーツの力、そういったことを村づくり、それから村の今後の発展につなげるためということでの、そこでの基金の積立てということもありますので、当然使っている分につきましては先ほど申し上げましたように、この公共施設の維持管理長期計画の中に入れて、しっかりと長期的な視点に立って管理をしてまいりたいとは考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） 指針という言葉がございましたけれども、私はそうは読めませんでした。なぜならば、第7次総合振興計画に沿って事業を進めていくということは、予算説明でございましたけれども、第7次総合振興計画において、施設の設備、設置管理に関しては公共施設等総合管理計画にのっとるという記載もございます。また、過疎法の計画に関しましても、この管理計画に沿って事業を行うということでもあります。ですので、指針等案ではなくて、もう大きな飯館村の公共施設はどうあるべきか、そして今現在は、このままの経費をかけていては村の行政サービスが維持できないと。ゆえに、35.8%の経費削減に行かなければいけませんよという数値目標も出ております。ですので、指針と捉えられる計画ではないと思います。

再度聞きます。公共施設の新設、長寿命化については、村はこの公共施設等総合管理計画にのっとって検討、そして実施に行くということでよろしいでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 公共施設の管理、総合計画については、多分年限が令和4年度に策定したかなと思いますが、その後村として見直しをかけたのは令和5年度かと思えます。その後、実は更新がうまくできていない部分もありますので、公共施設の管理計画については、今後見直しの考え方を持っておりますので、そこは整合性を図っていくことになるだろうなと思っております。

こちらの基金に関しては、ハード整備のように見えますけれども、今、総務課長が申し上げたとおり、投資的経費だという考え方でスポーツ振興基金に積み上げるものでありますので、ハードの維持、更新ということが同時にその振興につながるという考え方なので、どちら側から見るとかによって、公共施設の考え方なのか、基金の考え方なのか、スポーツ振興なのかということはあると思いますが、少なくとも、スポーツ関連施設について

健康寿命にもつながるパークゴルフ場も含めて、これがただの維持管理だという考え方ではないと思います。やはり、村民の方々、あるいはこれから新しく村民になっていく方々あるいは帰還される方々にとっての投資だと、私は思っておりますので、そういう形で予算は計上させていただいているところであります。

公共施設の計画については、整合性を図っていくべきものだと考えております。

以上であります。

2番（横山秀人君）議長、4回目の質問なんですけれども、よろしいでしょうか。最後、ここ1つだけ確認したい点があります。この公共施設等総合管理計画は、もちろん村が計画主であります。村が公共施設を建てるときにルール等がないと、将来見通しがないと駄目だから、きちんとして令和2年につくって、そして何度かその状況に合わせて改定しているものであります。ですので、村がこの方針にのっとってやっていきたいと思いますということですので、私は1つだけの確認でいいです。この公共施設、今回ネットなりスコアボードありますけれども、これに関しては管理計画にのっとってやっていくという答弁をいただければ、それで私は今の質問は終わります。それだけです。管理計画にのっとってやっていきますという形であれば、分かりましたという形で終わらせていただきます。

村長（杉岡 誠君） のっとってという部分ではなくて、私、ご答弁申し上げましたが、整合性を図っていくということですので、当然計画の中には盛り込まれてくるだろうと思います。

それからちょっと、今のご質問の趣旨と違うのかもしれませんが、先ほど練習にのみ使うと聞いたとおっしゃったんですが、当初予算の説明の中でもそのようには申し上げてないと思います。大会利用も含めてあるいはいろんなところから練習のニーズがあって、ある企業様でそういうことがあると言っておりますが、少なくともスコアボードそのものについては大会利用とかそういう呼び込み、今既に、例えば福島レッドホープスさんとかは、数年前に数回試合をやっていただいておりますので、こういうことを呼び込んでいくというための考え方として、ひとつスコアボードについても考えが入っているということですので、練習のためだけに全てを整備するということではないということには申し添えたいと思います。また、様々な計画については整合性をしっかり図っていきたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤八郎君） 6点ほど。新しい予算を作成して決定する前の補正なので、大体整理なんでしょうけれども、若干確認をしておきたいと思います。37ページの一番下にありますけれども、公共施設の整備基金負担金、説明では使った分を戻すんだと。どんなことに使われて、それが戻すというか、基金そのものを決めた額があって不足分なので戻すということなのか。伺っておきます。

総務課長（村山宏行君） 公共施設、基金元金の積立てで2億5,000万円ということですが、年度中に行いましたそれぞれの公共事業、村の公共施設の修繕、そういったと

ころに今年度使っていった。そこでの部分を財政上、今のところは積立て分ぐらいはあるということで、その分を新たに積み立てるといふものでございます。

中身ですが、一番は村でありますと、キュービクルを今回直しております。これが金額が大きいということがあります。それからシャッターですか、車庫のシャッター。それから、大きいものはそういった形でしょうか。細々とした各施設の修繕、そういったことも全てこの中で見ておりましたので、そういった部分の経費に使用したということでございます。

8番（佐藤八郎君） 39ページ、交流、移住定住など促進支援業務があつて、2,412万8,000円の減額という流れになっていますけれども、これは当初予算にしてどんなことでこの減額となつて、今後それがどういふふうに進むというものなんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 交流移住定住促進支援業務の今回2,412万8,000円の減額がありますが、これは基本的には発注時の業務の請差ということで余剰になつた部分を、整理予算として上げさせていただいた部分であります。また、今後につきましても、業務につきましても令和7年度及び令和8年度についても同じように移住サポートセンター窓口、ワンストップ窓口としてそういった業務を担っていただいて、そこからそれぞれの移住希望者に対しては、各課につないでもらつて移住定住をどんどん進めていこうということで、その方針については今までと変わりありません。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 57ページに消耗品費ありますけれども、堆肥ゼロということで、4,030万円の減額ですけれども、これはどういふことで減額がこれほど出る流れなんでしょうか。これも実態での報告ではあつたと思うんですけども、当初との関係でこれはどういふ支的に、このぐらゐの予想の中でこのぐらゐの量であつたと。

産業振興課長（松下貴雄君） 57ページの消耗品の4,030万円の減額でございます。こちらにつきましても、当初予算の計上においては、前年度の実績に見合つた形での予算要求という形をしておりました。実際、この減額の部分でございますが、カリ散布の部分での減という部分が大きな理由でございます。内容としましては、カリ散布前に土壌検査をした結果でサンプルを決定するということがありまして、土壌調査検査の結果、カリの量が少なくて済むという結果になつたため、今回の減額という形になっております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） まく面積が減つたということなんでしょうか。カリを散布しての。それともカリそのものが原価が下がつたのか、他の補助金が入つたからとか。

産業振興課長（松下貴雄君） サンプル、面積が減つたわけではなくて、土壌分析、土壌で検査をした結果、それほどカリの散布が必要ではないという結果が出たので減という形になってございます。

8番（佐藤八郎君） 59ページの一番上の機構集積協力金ということでもありますけれども、この減額説明では、佐須地区の集積に関して、今年度でなくて来年度に、そういう説明があつたかと思うんですけども、具体的に今年どの程度やられてきて、来年にどうい

ふうになっていくのか説明願いたい。

産業振興課長（松下貴雄君） 今回、3,700万円ほど減額ということですが、これは佐須地区が本来であれば令和7年度に集積予定だったんですが、ちょっと集積が間に合わないということで、令和8年度に見送ったということでの減額となっております。今年度、ちょっと集積の数字は手元にないので、後で回答したいと思います。

8番（佐藤八郎君） 集積全体、途中まではやってきたけれども、残ったものがあると。だからという話ですか。

産業振興課長（松下貴雄君） 佐須地区においては、集積に向けて令和7年度いっぱい地区との話し合いを進めてきたところでございます。まとまった時点が年度終わりのほうだったということもありまして、集積の協力金関係の申請にはちょっと間に合わなかったので8年度に見送ったという部分でございます。

8番（佐藤八郎君） 61ページに移りまして、上から2番目の県営土地改良事業負担金、これも減額、半額の減額ですけれども、もう一度説明してもらうのと、そういう方向で毎年度の負担金に分配していくのか、どういうふうな流れになるんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 県営土地改良事業負担金ということで2億4,759万8,000円の減額ということでございます。こちらの県営の圃場整備に係る事業の負担金ということで、上飯樋地区並びに佐須地区の圃場整備に関するものでございます。当初予算では令和10年度までの経費を計上しておりましたが、県からの指導によって単年度ごとの負担金の支出という指導もございまして、その分の減額ということでございます。ですので、毎年事業費に合わせた事業負担金ということで、各年度ごと負担金として支出していくものという認識でございます。

8番（佐藤八郎君） そうしますと、毎年この負担金が事業によって出るのか。それとも何か定額で出ていくのか。その辺は、10年度までという話なので。

建設課長（高橋栄二君） 県で圃場整備に係る経費を年度で算出しまして、その分の割合で村から支出をするという内容でございます。

8番（佐藤八郎君） それでは、79ページのスポーツ振興基金元金についてでございますけれども、これ、必要とする理由、どのくらいの村民なり団体なり関係、村長、投資云々とか全協で、予算委員会と今日のあれでも説明もらったので、説明した分は分かるんですけれども、村民の要望であまり聞かないんですけれども、ただ村長が言うように村を、村づくりを進める上で投資的な重要な問題だということはご理解するところですが、それはどのくらいの要望なり現在、現時点であるのかまず伺いたいと思います。

生涯学習課長（山田敬行君） スポーツ振興基金の関係の質問であります。村民から直接要望という形ではありませんが、今現在施設を使っている利用者の声からもありますし、私も現場を見て、やはり打球が球場外まで、駐車場まで飛んでいく。駐車場利用でいきますと、サッカーの利用の方もいれば、メモリアルホールの駐車場、下のほうにあります。あちらにも飛んでいくケースも私も目撃しました。やはり村民の利用が多い、多いというか、いいたてメモリアルもありますので、その辺のスポーツ公園全体の利用の安全を確保する必要があるなということでの防球ネット設置工事という考え方があります。

8番（佐藤八郎君） 今、課長の答弁にもあるように、やっぱり使用に当たっての危険性回避だと思っんです。そういう意味での多額の投資でありますけれども、危険防止の要望にもなるし、使う側も安心安全に使えるということもあってやるという話です。陸上競技場にしてもパークにしても、やっぱり故障したり芝が剥がれたり、いろいろしていればそれはそれで危険なので、そういう箇所に先ほど横山議員に答えた内容の予算で当たるということで、本来はやっぱり村長が言うように、村外も含め県外も含め使う人あれば、せっかく施設造ればそれに対応した使用範囲ももっと広げて、プロ野球の選手が来なくても、それに近い人たちが来たり利用したりということでどんどんやっていくという流れで確認していいのかな。

生涯学習課長（山田敬行君） スポーツ振興に当たりましては、考え方としましては、まず防球ネットにつきましては、利用者のみならずいたてスポーツ公園全体の利用者への安全対策を図る。ひいては、その施設を利用するに当たっての満足度なり、この施設の充実に伴って利用者が増えてくる。それで、健康寿命なり活性化なり交流人口増に、大きく寄与するものと考えております。

8番（佐藤八郎君） 使っているあそこの陸上競技場の道路沿いにいっぱい、大人というか、親たちが並んで、その方々にずっと何十人か、いつか聞いたことあるんですけども、何回か、そしたら飯館の人は誰もいないんだけども使っている人、浜通りとか中通りの子供たちが、飯館がちょうどいいということで使われているのが、私聞いた範囲では多かったです。そういう中でそういう意味でも、公共施設だから飯館だけで使わないとという問題でもないし、もともと国県のお金も入っているわけだから、そういう意味では広域的なものかなという理解はしているんですけども。

もうそういうふうに設備きちんと整えたら、それなりに売出しをちゃんとして、どんどん交通整理が必要になるぐらい使ってもらおうというのが、だって使わなくなると壊れるし、寿命が来れば芝だってそれなりに弱るわけだし、だからどんどん使う、今度使うことでいろいろまた問題は出るかもしれませんが、まああそこに信号はあるので、昔はなかったけれども。そういう意味ではその辺ではどの程度頑張ってるつもりなのか、担当。

生涯学習課長（山田敬行君） 佐藤議員から要望といたしますか、提案ありました。もうおっしゃるとおりでありまして、このいたてスポーツ公園、この自然に恵まれたすばらしい施設と、陸上競技場含めて野球場も自然に囲まれた施設だと利用者からも聞いておりますので、その辺のPRを村としてもたくさんして、利用の増加につなげていくということ、佐藤議員のおっしゃっている部分と全く同感であります。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

産業振興課長（松下貴雄君） 先ほど、八郎議員から農地中間管理事業の今年度の実績という話でございまして、今年度の実績につきましては、12地区で306ヘクタールの集積となったということでございます。村全体としましては、16地区で875ヘクタールの集積となっております。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

教育長（高橋澄子君） 先ほど佐藤八郎議員からお話がありましたスポーツ公園のことなんですけれども、生涯学習課長も答弁いたしました。今回の7次総合計画でも、教育の部分で学びと文化で未来を拓く村（3）番で運動、スポーツということで、誰もが気軽に運動、スポーツを楽しめる環境づくりを目指しますという基本方針を挙げております。私も、土日いつも通るんですけれども、本当に親御さんがフェンスに並んで、そして子供たちのサッカーのプレーを見たりとか、そういうふうなことですごく使っているなということもあります。見て分かります。そして、健康寿命を延ばしていくということでも、やはり運動公園をうまく利用していただいて、散歩コースだったり、もう歩くだけでもすごい運動になるわけですから、そういう歩いているときにボールがぼんと飛んできて、頭にぐんと当たったりしたら大変なことになってしまいますし、そういうふうなことも考えながら、整備をしていきたいと思っております。たくさんの人たちに運動公園が使われるようこれからも頑張ってやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第4号 令和7年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤眞弘君） 日程第4、議案第4号令和7年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第5号 令和7年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（佐藤眞弘君） 日程第5、議案第5号令和7年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第

4号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第6号 令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議長(佐藤眞弘君) 日程第6、議案第6号令和7年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第7号 令和7年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算(第4号)

議長(佐藤眞弘君) 日程第7、議案第7号令和7年度飯舘村簡易水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第8号 令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算(第2号)

議長（佐藤眞弘君） 日程第8、議案第8号令和7年度飯舘村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9、議案第 9号 令和8年度飯舘村一般会計予算

日程第10、議案第10号 令和8年度飯舘村国民健康保険特別会計予算

日程第11、議案第11号 令和8年度飯舘村介護保険特別会計予算

日程第12、議案第12号 令和8年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算

日程第13、議案第13号 令和8年度飯舘村簡易水道事業会計予算

日程第14、議案第14号 令和8年度飯舘村農業集落排水事業会計予算

議長（佐藤眞弘君） 予算審査特別委員会に付託しておきました日程第9、議案第9号令和8年度飯舘村一般会計予算について、日程第10、議案第10号令和8年度飯舘村国民健康保険特別会計予算について、日程第11、議案第11号令和8年度飯舘村介護保険特別会計予算について、日程第12、議案第12号令和8年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第13、議案第13号令和8年度飯舘村簡易水道事業会計予算について、日程第14、議案第14号令和8年度飯舘村農業集落排水事業会計予算についてを一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（佐藤健太君） ただいま議題となりました予算審査特別委員会に付託されました議案第9号から議案第14号までの令和8年度飯舘村一般会計予算外3つの特別会計予算、2つの事業会計予算、計6議案について、提出された予算書等に基づき、3月6日から10日の5日間にわたり慎重に審査をいたしました。その経過と結果について報告いたします。

審査の経過は、初めに、各担当課長等により、事務事業及び予算の内容についてそれぞれ詳細説明を受けました。その後、令和8年度各会計の予算書並びに説明書、予算説明資料、一般会計、特別会計等の当初予算の概要書等の資料に基づき、事業計画、執行に対する基本方針等について、村長をはじめ各担当課長等にいたしました。

審査の観点は、1つには、村民福祉向上のための事業内容であるか否か、2つには、村に戻り安心かつ安全な生活環境の確保ができるような事業内容であるか否か、3つには、村民一人一人に寄り添った事業として計画されているか否か等について審査を行いました。

た。

質疑では、村民の健康管理をはじめ日常生活の安心安全、特に復興と再生、新しい村づくりに向けた新規事業など多くの事務事業についての質疑と確認がなされました。

結論として、各会計それぞれに村民が安心かつ安全な生活が営めるよう、予算執行段階において村民一人一人に寄り添った丁寧な事業実施を望むものであり、今後の村政運営に期待をするものであります。

以上、審査の経過を踏まえ、採決を行った結果、議案第9号令和8年度飯舘村一般会計予算、議案第10号令和8年度飯舘村国民健康保険特別会計予算、議案第11号令和8年度飯舘村介護保険特別会計予算、議案第12号令和8年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号令和8年度飯舘村簡易水道事業会計予算、議案第14号令和8年度飯舘村農業集落排水事業会計予算の6議案について、本委員会では採決の結果、一般会計予算並びにほかの5つの特別会計予算全てにおいて、全会一致で可決すべきものと決定したので、飯舘村議会会議規則第77条の規定により、お手元に配付の報告書のとおり議長へ報告いたしました。

なお、委員会での審議の詳細につきましては、議長を除く全員で構成している委員会です。後ほど会議録によりご確認ください。審査の経過と結果のみの報告といたします。

以上で、令和8年度飯舘村予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（佐藤眞弘君） これから報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第9号から議案第14号までの各議案に対する討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号令和8年度飯舘村一般会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号令和8年度飯舘村国民健康保険特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第11号令和8年度飯舘村介護保険特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これから議案第12号令和8年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案について委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号令和8年度飯館村簡易水道事業会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第14号令和8年度飯館村農業集落排水事業会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第15、議案第15号 飯館村犯罪被害者等支援条例

議長(佐藤眞弘君) 日程第15、議案第15号飯館村犯罪被害者等支援条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第16号 飯館村営住宅条例の一部を改正する条例

議長(佐藤眞弘君) 日程第16、議案第16号飯館村営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第17号 飯館村帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例

議長(佐藤眞弘君) 日程第17、議案第17号飯館村帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第18号 飯館村水田農業確立対策推進貸付基金条例を廃止する条例

議長(佐藤眞弘君) 日程第18、議案第18号飯館村水田農業確立対策推進貸付基金条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第19号 飯館村森林環境交付金事業基金条例を廃止する条例

議長(佐藤眞弘君) 日程第19、議案第19号飯館村森林環境交付金事業基金条例を廃止する条

例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第20号 飯館村村民の森の指定管理者の指定について

議長(佐藤眞弘君) 日程第20、議案第20号飯館村村民の森の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第21号 飯館村民家園ふるさとの指定管理者の指定について

議長(佐藤眞弘君) 日程第21、議案第21号飯館村民家園ふるさとの指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第22号 飯館村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について

議長（佐藤眞弘君） 日程第22、議案第22号飯館村農林漁業体験実習館の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第23号 飯館村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について

議長（佐藤眞弘君） 日程第23、議案第23号飯館村地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第24号 飯館村健康増進交流施設の指定管理者の指定について

議長（佐藤眞弘君） 日程第24、議案第24号飯館村健康増進交流施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25、議案第25号 飯舘村新規就農者技術習得管理施設の指定管理者の指定について
議長（佐藤眞弘君） 日程第25、議案第25号飯舘村新規就農者技術習得管理施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26、議案第26号 飯舘村過疎地域持続的発展計画につき議決を求めることについて
議長（佐藤眞弘君） 日程第26、議案第26号飯舘村過疎地域持続的発展計画につき議決を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

2番（横山秀人君） こちら7ページについて確認の意味で質問させていただきます。7ページにつきましては、この過疎地域の持続的発展計画というものの計画が、公共施設等総合管理計画との整合はどうなんだろうかとこのところでの記載がございます。中身を読んでもみますと、今回この過疎地域持続的発展計画に記載された、全ての公共施設の整備は公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本方針に合致していると、適合しているということでもあります。計画の基礎となるのは、公共施設等総合管理計画でございますので、きちんとこの計画に沿って事業等を展開していただきたいと思っております。

まず、その考えとしまして、計画、両計画は同列として扱ってよろしいのかを確認いたします。

村長（杉岡 誠君） 飯舘村過疎地域持続的発展計画ということで、令和8年3月の改定の部分であります。7ページ目、議員おただしの部分については、本過疎地域持続的発展計画に記載された全ての公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本方針に適合していますという一文は、何ですか、この計画に基づいてなのかということではありますが、基本方針についてはまさしくここに書いてあるとおりでありますので、しっかりとした長寿命化ということを念頭に入れながら、できるだけ利用を増やしつつもしっかりとした施設管理をしていくという基本方針でありますので、これに基づいて全ての公共施設については管理をしていくものであります。

以上であります。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27、議案第27号 土地の取得について

議長（佐藤眞弘君） 日程第27、議案第27号土地の取得についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 5,594万7,000円ほど上がっておりますが、これの予算の元はどこから出ているのか教えてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今回の契約の元になる予算、財源はというご質問でございます。これ、加速化交付金を活用して購入するという考えになっております。

以上です。

6番（渡邊 計君） これの当初予算は幾らだったのか、そしていつ上がった予算だったのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 本契約の予算については当初予算では見込んでおりませんでした。12月議会の補正予算で計上させていただいております。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休議します。

（午前11時24分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午前11時25分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 土地購入についてですね、土地取得について12月補正で計上させていただいた予算は5,636万7000円でございます。

以上でございます。

6番（渡邊 計君） 最終予算、今回予算の説明のときに、要は所有者の承諾が要るからこの計画を出すということだったんでありますが、この承諾書がいつ、遅くなったので今回、後からになったんでしょうけれども、これ承諾はいつ得たのかと、これ恐らく補正予算の63ページの中にある物件補償費とか、あとは不動産鑑定業務もマイナスで出ているわけですがけれども、結局はこれを出す見込みで補正をかけて出しているのか。ということになりますと、別に反対するわけじゃないですけども、順番がおかしくなるんじゃないかなと。執行することを見込んで補正をかけているのかな。ちょっとそんな疑問を得

ましたので、その説明もお願いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 深谷地区産業団地の整備につきましては、まず地権者に対しては深谷地区全体として、まずは村のこの計画には賛成はいただいて進めてきたところであります。また、地権者につきましても、同じく進めることには同意を得ているということでありました。当初予算で組みました支障木とか、そういった上物、土地の上物の部分についての補償費については、当初予算で計上させていただいたところでありまして。上物の処分、補償の部分について、将来的にはその下の土地部分についても協力をいただくというようなことで、覚書、確約ということでもいただきまして将来的には購入させていただきますよということを、同意を得ながら補償してきたという補償の交渉、協議をさせていただいてきたということでありまして。

ただ、土地の取得額については鑑定評価を行わないと、それは確定しないものでありますので、そういった部分をしっかり鑑定評価を進めていく中で進めてきたということで、それが今回鑑定評価がきちんと出たということで、12月のおおむねの予算規模が算出されたということで、補正予算を措置をさせていただきまして、しっかりと鑑定評価の結果を受けて、今回契約に至ったということでありまして。ちなみに、契約日につきましては、3月9日付で契約をしております。

以上でございます。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤八郎君） 多分、地元の人たちに聞かれると思うので、ここで聞いておきますけれども、田畑、雑種地、山林、いろいろありますけれども、これそれぞれの単価はどのぐらいなのか。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休議します。

（午前11時29分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午前11時32分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 深谷産業団地の河川から南側の土地の買収、取得についての、取得単価でございます。まず、原野、それから雑種地につきましては、現況でもかなり変わってまいりますので、1平米当たり410円から1,970円と差が出ているところがあります。これは現況がどういうことになっているか、例えば道路として使われているとかということについては幅があるところでありまして。それから、水田、田んぼについては1平米当たり1,390円、畑については1平米当たり1,190円、宅地については平米3,940円という単価でございます。

以上でございます。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 失礼しました、山林につきましては410円、1平米当たり410円という単価であります。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程28、議案第28号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（佐藤眞弘君） 日程第28、議案第28号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。
討論を省略します。
これから本件について採決します。
お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定しました。

◎日程29、議案第29号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（佐藤眞弘君） 日程第29、議案第29号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。
これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。
討論を省略します。
これから本件について採決します。
お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定しました。

◎日程第30、閉会中の継続調査の件

議長（佐藤眞弘君） 日程第30、閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条第2項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第31、閉会中の所管事務調査の件

議長(佐藤眞弘君) 日程第31、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎日程第32、議員派遣の件

議長(佐藤眞弘君) 日程第32、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(佐藤眞弘君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第2回飯館村議会定例会を閉会します。

(午前11時37分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月12日

飯 館 村 議 会 議 長 佐 藤 眞 弘

同 会議録署名議員 佐 藤 八 郎

同 会議録署名議員 佐 藤 健 太